

第5期福島県障がい福祉計画

第1期福島県障がい児福祉計画



平成30年3月

福島県

【「障がい」の表記について】

県では、障がいの「害」という漢字の表記について、平成16年9月に策定しました「第2次福島県障がい者計画」から「障がい」「障がい者」という表記に改めるとともに、可能なところから見直すこととしており、福島県障がい福祉計画においても、法令上やむを得ないもの等を除き、極力「障がい」「障がい者」という表記を用いています。

【「障がい者」、「障がいのある方」等の表記について】

- (1) 原則、人を表す言葉としては、「障がいのある方」と表記します。
- (2) 名称等で「障がいのある方」と標記することが適当でない場合は、「障がい者」と表記します。〈例〉障がい者スポーツ、障がい者施策 等
- (3) 法律や条例等の名称、団体の名称、施設の名称、催し物の名称、行政の担当課の名称等の場合は、そのまま「障害者」と表記します。
〈例〉障害者虐待防止法、全国障害者スポーツ大会 等

【「第5期福島県障がい福祉計画」及び「第1期福島県障がい児福祉計画」について】

第1編を第5期福島県障がい福祉計画とし、第2編を第1期福島県障がい児福祉計画とします。

【表紙の「ふくしまから はじめよう。」のロゴマークについて】

ひとりひとりが復興に向けて歩みはじめよう。
そして、ふくしまから、新たな流れを創っていこう。

福島県は、大震災そして原子力災害から必ず立ち直ります。
福島県の復興は、新たな社会の可能性を示していくということでもあります。

ふくしまから新たな流れを創っていきたい。
「ふくしまから はじめよう。」は、
そうした、未来への意志を込めたスローガンです。

目 次

第1編 第5期福島県障がい福祉計画

第1 基本的事項	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 法的根拠と位置付け	2
（1）計画の法的根拠	2
（2）計画の位置付け	2
3 計画の基本的理念	3
4 計画期間	3
5 区域の設定	4
6 計画の達成状況の点検及び評価	5
【参考】障害福祉サービス等の体系と種類	6
第2 障がいのある方及び福祉サービス利用の状況	9
1 本県の障がいのある方の状況	9
（1）身体障がい者	9
（2）知的障がい者	12
（3）精神障がい者	14
（4）発達障がい者	15
（5）高次脳機能障がい者	16
（6）難病患者等	16
2 福祉サービスの利用状況	17
（1）障害福祉サービスの利用実績	17
（2）地域生活支援事業の実施状況	17
第3 障害福祉サービス等の成果目標と目標達成のための方策	20
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	20
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	22
3 地域生活支援拠点等の整備	23
4 福祉施設から一般就労への移行等	25
第4 指定障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策	31
1 訪問系サービス	32
2 日中活動系サービス	32
3 居住系サービス	33
4 相談支援	34
第5 相談支援の提供体制の確保のための方策	35
1 相談支援体制と自立支援協議会	35

2	発達障がい児・者への支援体制	36
3	高次脳機能障がい者への支援体制	37
第6	人材育成及びサービスの質の向上のための取組	38
1	サービス提供に係る人材の研修	38
2	指定障害福祉サービス等の事業者に対する指導及び第三者の評価	38
第7	県が実施する地域生活支援事業	39
1	実施する事業の内容	39
2	各事業の見込量とその確保のための方策等	39
(1)	専門性の高い相談支援事業	39
(2)	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村間連絡調整事業	39
(3)	広域的な支援事業	41
(4)	発達障害者支援体制整備事業	41
(5)	障害者就業・生活支援センター事業	42
第8	その他の方策	43
1	東日本大震災・原子力災害からの復興・創生	43
2	災害時の障がいのある方等に対する福祉体制の強化	43
3	地域共生社会の実現に向けた取組	44
4	障がい者虐待の防止、養護者に対する支援	44
5	意思決定支援の促進	46
6	障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進	46
7	障がいを理由とする差別の解消の推進	46
8	事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実	46
第9	圏域計画	47
	○県北障がい保健福祉圏域計画	47
	○県中障がい保健福祉圏域計画	56
	○県南障がい保健福祉圏域計画	65
	○会津障がい保健福祉圏域計画	74
	○南会津障がい者保健福祉圏域計画	83
	○相双障がい保健福祉圏域計画	93
	○いわき障がい保健福祉圏域計画	102

第2編 第1期福島県障がい児福祉計画

第1 基本的事項	109
1 計画策定の背景と趣旨	109
2 計画の基本的理念	111
3 計画の目的	111
(1) 地域支援体制の構築	111
(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	111
(3) 地域社会への参加・包容の推進	112
(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備	112
(5) 障害児相談支援の提供体制の確保	112
第2 障がい児及びサービス利用の状況	113
1 本県の障がい児の状況	113
2 本県の障がい児に対する教育の状況	114
3 サービスの利用状況	116
(1) 障がい児を対象としたサービス	116
(2) サービスの利用実績	118
第3 成果目標と目標達成のための方策	119
1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	119
(1) 成果目標	119
(2) 目標設定の考え方	120
(3) 目標達成のための方策	120
2 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	121
(1) 成果目標	121
(2) 目標設定の考え方	121
(3) 目標達成のための方策	121
3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	122
(1) 成果目標	122
(2) 目標設定の考え方	122
(3) 目標達成のための方策	122
第4 サービスの見込量とその確保のための方策	122
1 見込量の基本的な考え方	122
2 障害児通所支援	123
3 障害児相談支援	124
4 保育所等の利用を必要とする障がい児	124

5	医療的ケア児の支援コーディネーター	125
6	短期入所の利用を必要とする障がい児	125
7	障害児入所支援	126
第5	圏域計画	129
	○県北障がい保健福祉圏域計画（障がい児支援）	129
	○県中障がい保健福祉圏域計画（障がい児支援）	135
	○県南障がい保健福祉圏域計画（障がい児支援）	141
	○会津障がい保健福祉圏域計画（障がい児支援）	147
	○南会津障がい保健福祉圏域計画（障がい児支援）	154
	○相双障がい保健福祉圏域計画（障がい児支援）	160
	○いわき障がい保健福祉圏域計画（障がい児支援）	165
	【資料編】	170

第1編 第5期福島県障がい福祉計画

第1 基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の障がい保健福祉施策は、平成15年度に、行政が障がいのある方に必要なサービスの内容等を決定する措置制度から、障がいのある方の自己決定を尊重し、障がいのある方が自らサービスを選択し、事業者との対等な関係に基づき契約し、サービスを利用できる支援費制度へと転換しました。

平成18年度に施行された「障害者自立支援法」では、身体障がい者及び知的障がい者に加え、支援費制度の対象となっていなかった精神障がい者も含め、障がいの有無に関わらず地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等が受けられるよう抜本的な見直しが行われ、併せて、市町村及び都道府県には、障害福祉サービスの提供体制の確保を目的として障害福祉計画の作成が義務付けられました。

平成25年度には「障害者自立支援法」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）とされ、地域社会における共生の実現が基本理念として掲げられるとともに、障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや支援の拡充、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとされました。

平成28年度に成立した「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、障がいのある方がより一層地域生活を充実させるような新たな施策展開や、障がい児・高齢障がい者・精神障がい者をはじめとするそれぞれの障がい者のニーズに対するきめ細かな対応を行うための改正がなされ、また、市町村及び都道府県において障がい児福祉計画を策定することも定められました。

県では、これまで、第1期から第4期までの障がい福祉計画を策定し、市町村と連携して、障がいのある方の地域生活を支える「障害福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう推進してきました。

東日本大震災・原子力災害から7年が経過し、今なお影響が続いている中、今回策定する「第5期福島県障がい福祉計画（計画期間：平成30～32年度）」は、このような背景を踏まえ、国の指針に基づき障がいのある方が地域で安心して生活できる環境の整った社会の実現を目標に、これまでの計画達成状況や、今後想定される障害福祉サービス等のニーズを踏まえて見直しを行うものです。

2 法的根拠と位置付け

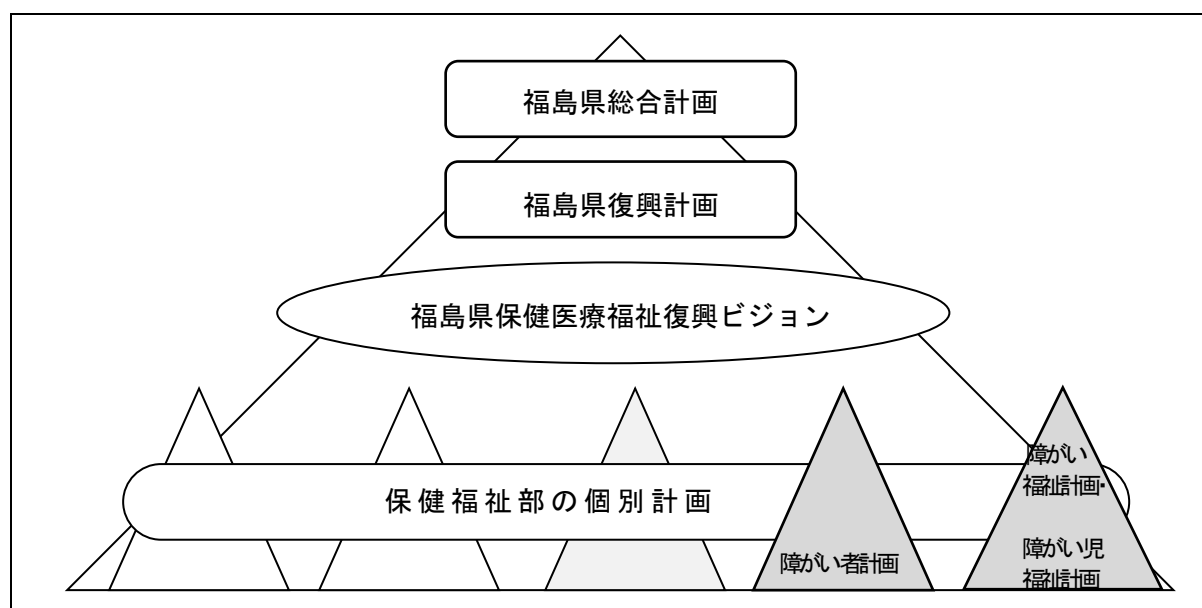
(1) 計画の法的根拠

本計画は、障害者総合支援法（平成17年法律第13号）第89条第1項及び児童福祉法（平成28年6月3日法律第65号）第33条の2第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、県が策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「福島県総合計画（ふくしま新生プラン）」の理念を受け、「福島県復興計画」の施策を反映した「福島県保健医療福祉復興ビジョン」をもとに策定される個別計画で、障がいのある方等の地域生活を支える障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを定めています。

また、この計画は、福島県における障がい施策の基本的な方向と主要な取組を定めた第4次福島県障がい者計画（計画期間：平成27～32年度）の実施計画として位置付けられています。



【根拠法】

○障害者総合支援法 第89条第1項（都道府県障害福祉計画）

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法 第33条の2第1項（都道府県障害児福祉計画）

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

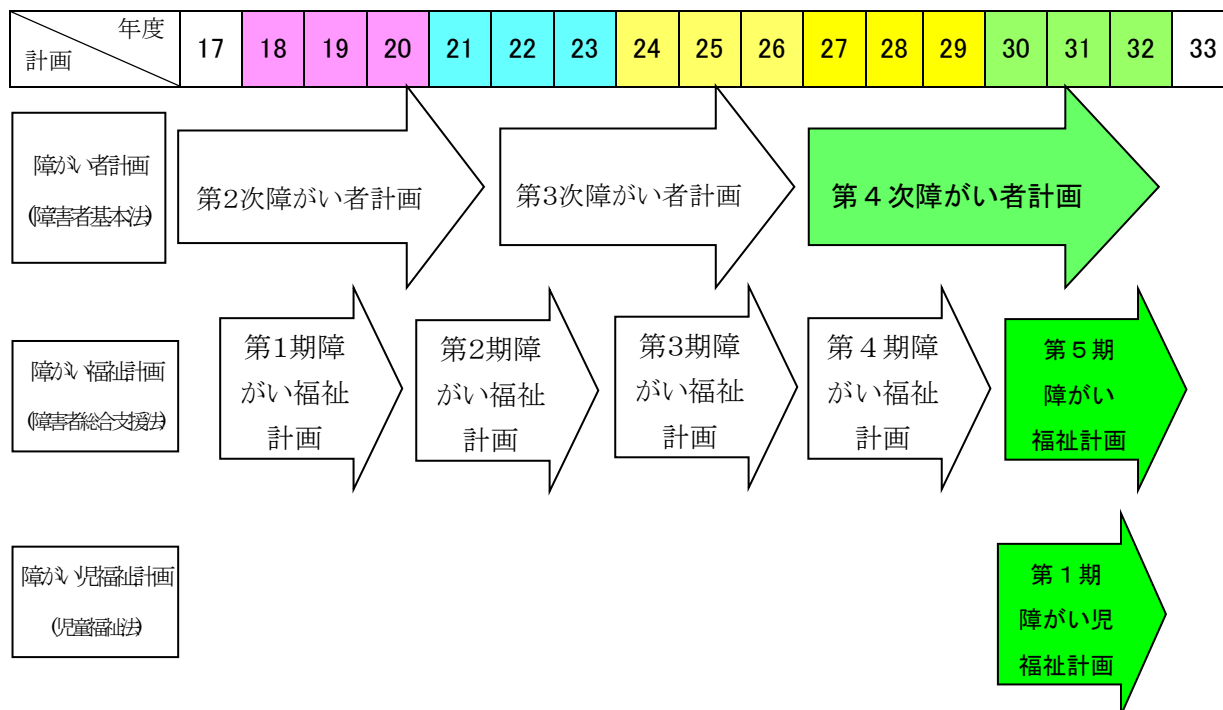
3 計画の基本的理念

共生社会を実現するため、全ての障がいのある方等が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと及び障がいのある方等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨とする障害者総合支援法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる事項に配慮して、この計画を策定します。

- (1) 障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本的な実施主体とする障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 東日本大震災・原子力災害からの復興・創生
- (5) 災害時の障がいのある方等に対する福祉体制の強化
- (6) 地域共生社会の実現に向けた取組

4 計画期間

この計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。



5 区域の設定

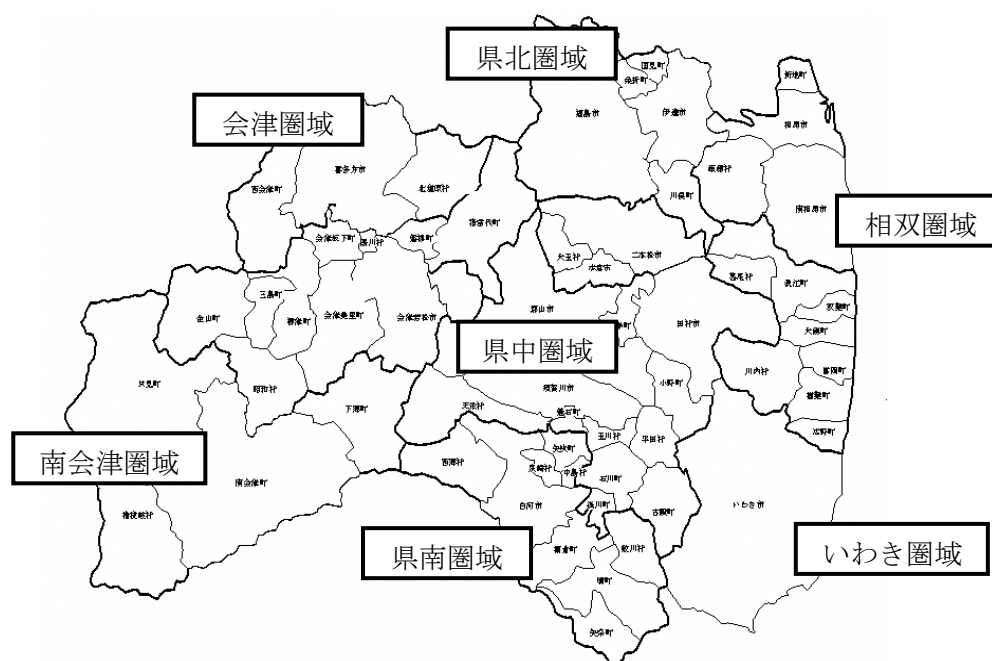
この計画に定めるサービスの提供体制の確保が、地域間の格差の均てん化を図りながら進められるよう、サービスの種類ごとに、サービス量を見込み、進行管理等を行う「区域」を設定します。

区域は、県総合計画で定める生活圏や社会資源の配置状況の単位、第4期福島県障がい福祉計画、県の保健医療福祉に関する個別計画で定める圏域などを考慮して、引き続き7つの障がい保健福祉圏域とします。

なお、施設への入所については、その利用が圏域内で完結せず、圏域を超えた利用が多数を占める状況を考慮し、全県で広域的に行うこととします。

【福島県障がい保健福祉圏域】

県北障がい保健福祉圏域	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	4市3町 1村
県中障がい保健福祉圏域	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町	3市6町 3村
県南障がい保健福祉圏域	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村	1市4町 4村
会津障がい保健福祉圏域	会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町	2市8町 3村
南会津障がい保健福祉圏域	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町	3町1村
相双障がい保健福祉圏域	相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村	2市7町 3村
いわき障がい保健福祉圏域	いわき市	1市



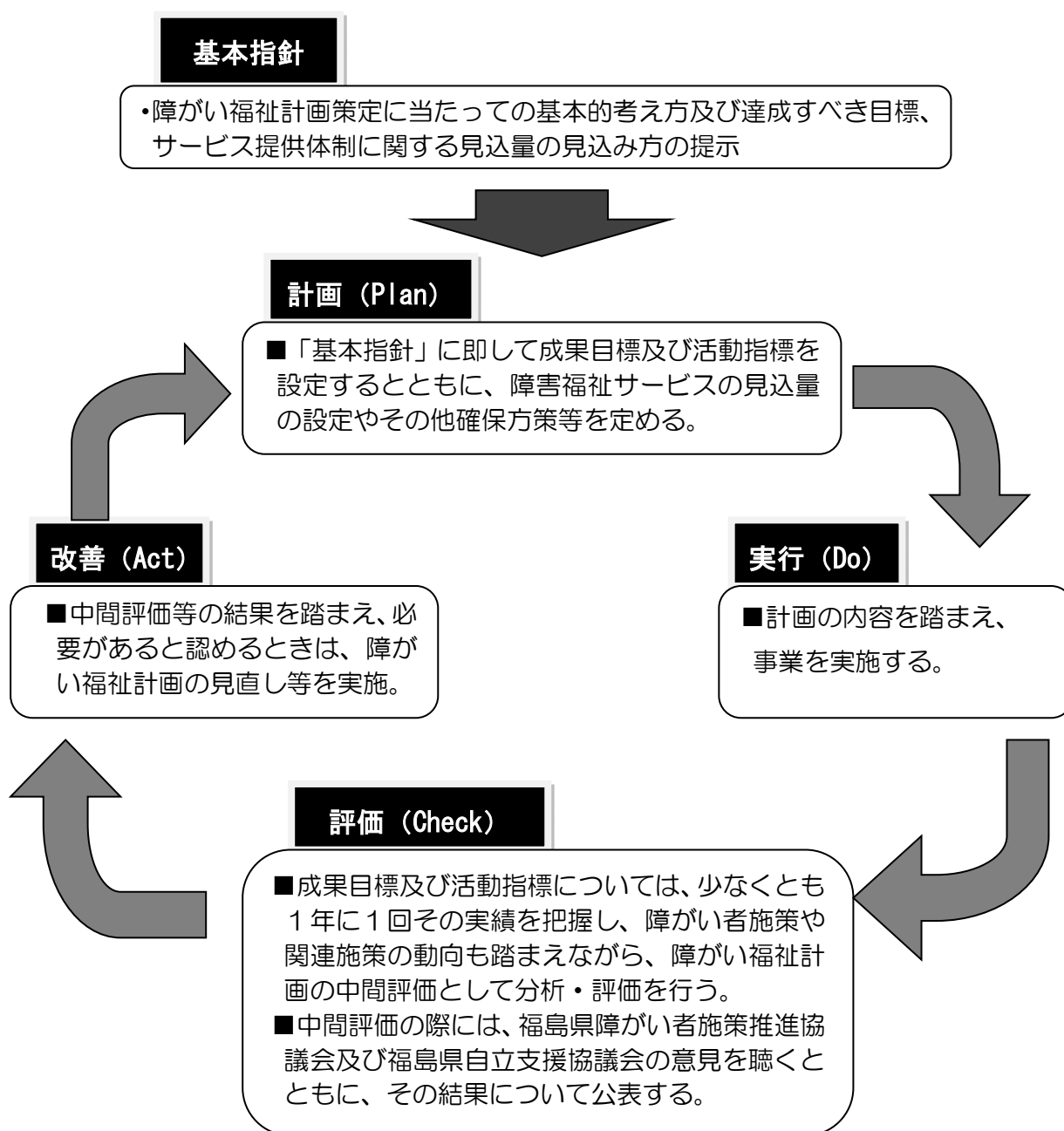
6 計画達成状況の点検及び評価

障がい福祉計画に盛り込んだ事項について、その達成状況を各市町村等の協力を得て、毎年度、障がい福祉課において進行管理を行います。

県は、調査集計した計画の達成状況を福島県障がい者施策推進協議会、福島県自立支援協議会に報告し、各協議会の点検・評価を受けるものとし、その評価に基づき、必要に応じて、計画期間中であっても計画の見直しを行います。

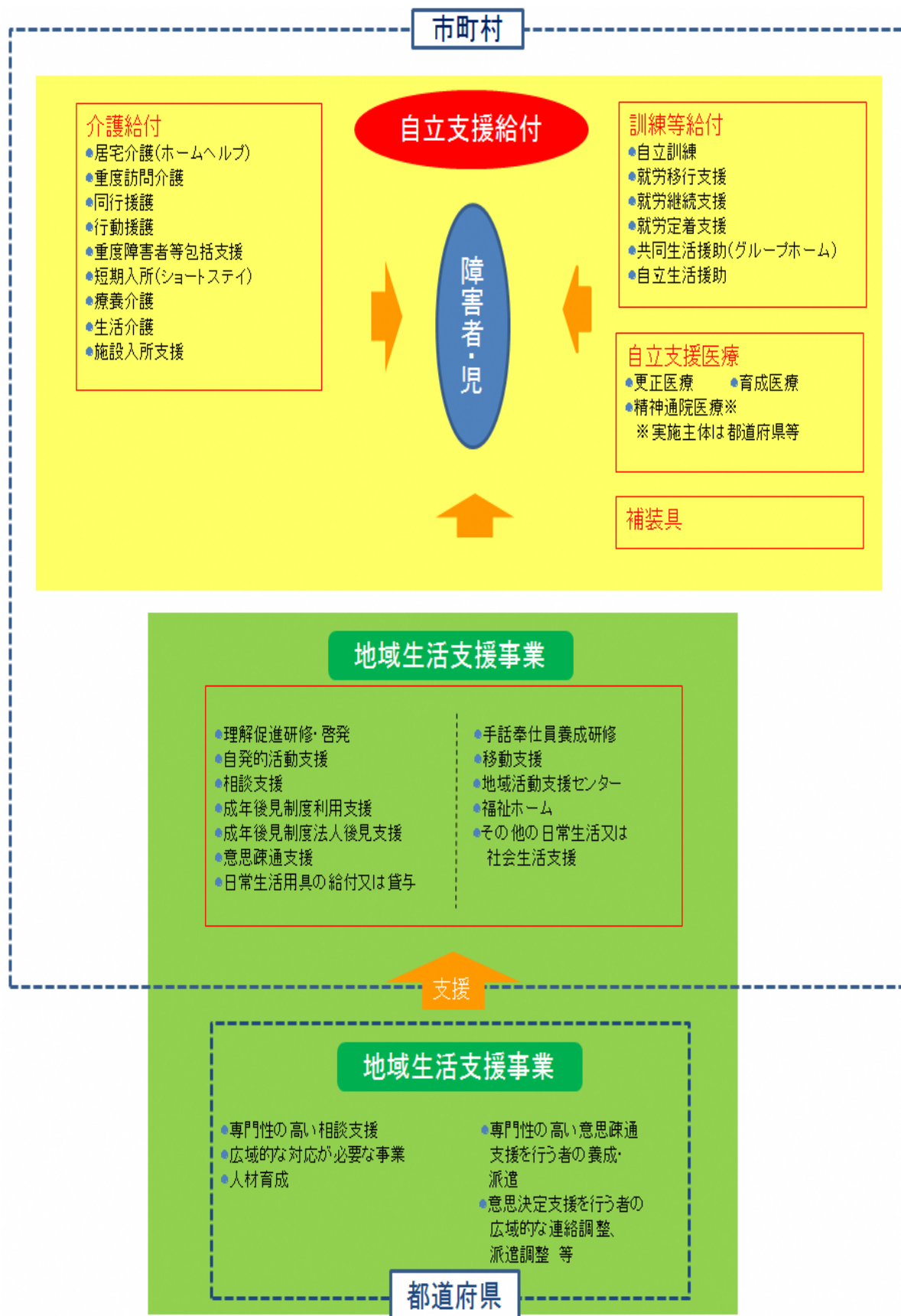
本計画の見直しには、福島県障がい者施策推進協議会、福島県自立支援協議会の意見を踏まえて取り組むこととします。

障がい福祉計画のPDCAサイクルのプロセス



【参考】障害福祉サービス等の体系と種類

障害者総合支援法によるサービス



障害福祉サービスの種類

介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	訪 問 系
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います	
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援等を行います	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います	
日 中 活 動 系	短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	日 中 活 動 系
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います	
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	
訓 練 等 給 付	障害者支援施設での夜間 ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	施 設 系
	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います	訓 練 系 ・ 就 労 系
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
	就労継続支援 （A型＝雇用型、 B型＝非雇用型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります	
	就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて、一般企業等に新たに雇用された人に、一定期間、就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉事業を行う者、医療機関等との連絡調整等を行います	
居 住 系	自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた人が居宅における自立した生活を営むうえでの各般の問題について、一定期間、定期的な巡回訪問により、または随時通報を受けて、相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の援助を行います	居 住 系
	共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します	

※就労定着支援、自立生活援助は平成30年度創設の障害福祉サービス

地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います

相談支援事業

計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ・ 継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ・ 地域定着支援 居宅において単身で生活している障がいのある方を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

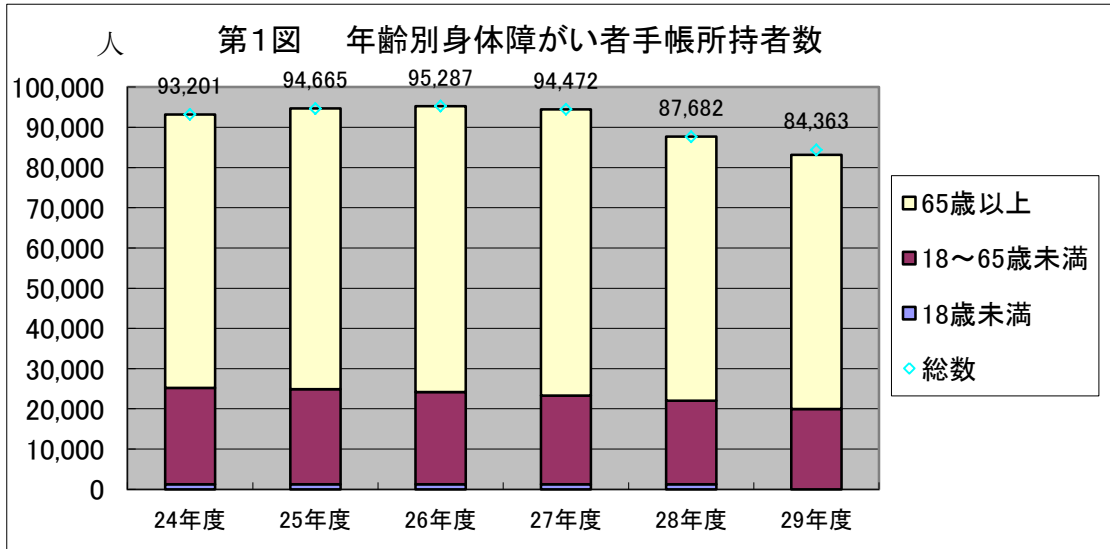
第2 障がいのある方及び福祉サービス利用の状況

1 本県の障がいのある方の状況

(1) 身体障がい者

本県の身体障害者手帳所持者数は、平成29年4月1日現在で84,363人となっており、平成24年4月1日からの5年間で8,838人、率にすると9.5%減少しています。

平成27年度から平成28、29年度にかけての減少は、マイナンバー制度の導入に伴う死亡等の返還処理によるものです。



(単位：人)

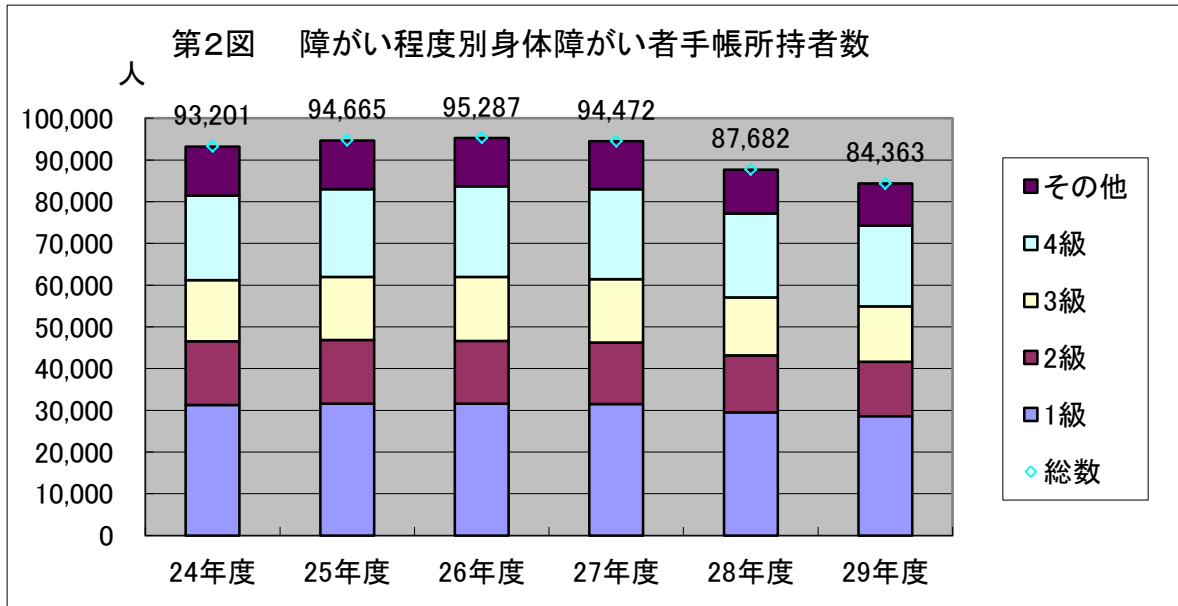
年齢階層	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
18歳未満	1,273	1,268	1,249	1,269	1,247	1,217
18～65歳未満	23,938	23,637	22,936	22,069	20,767	19,938
65歳以上	67,990	69,760	71,102	71,134	65,668	63,208
総数	93,201	94,665	95,287	94,472	87,682	84,363

出典：福島県障がい者総合福祉センター「平成29年度業務概要」

※各年度4月1日現在

この5年間で、18歳未満の身体に障がいのある子どもは、1,273人から1,217人へと4.4%減少し、18歳以上65歳未満の身体障がい者は、23,938人から19,938人へと16.7%減少し、65歳以上の身体障がい者も、67,990人から63,208人へと7.0%減少しています。

平成29年4月1日現在における、身体障がい者全体に占める65歳以上の割合は74.9%です。また、高齢者が疾病等によって新たに障がいを有するケースも増加しており、依然として7割を超え、高齢化の傾向が継続しています。



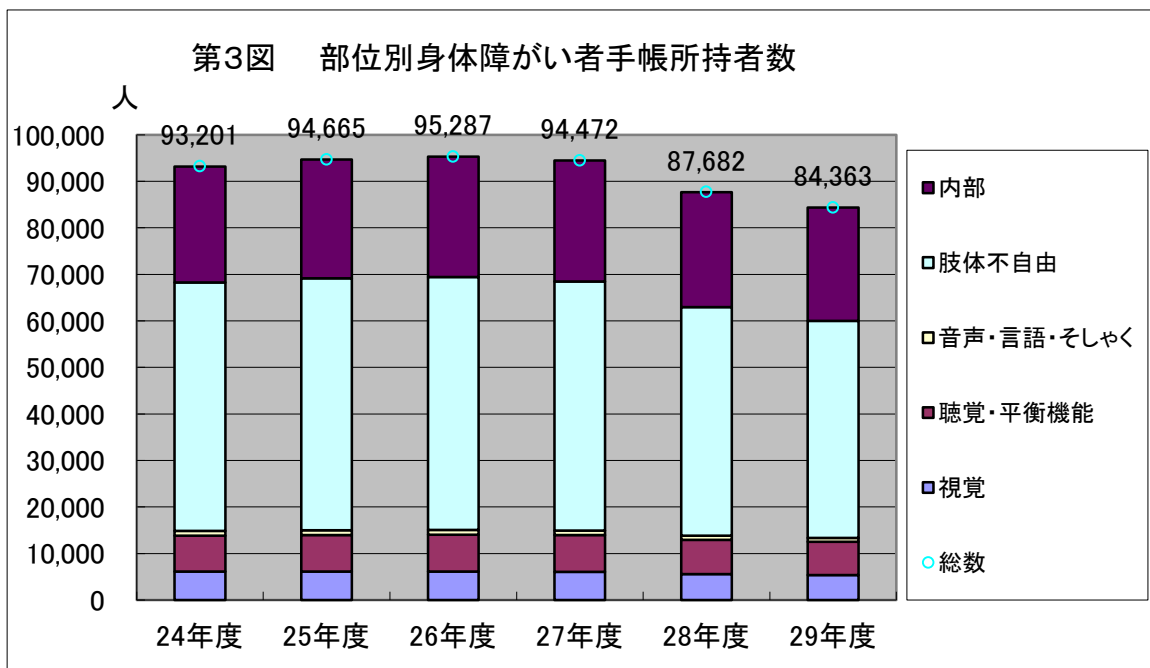
(単位：人)

等級		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1級	18歳未満	630	624	613	626	621	620
	18歳以上	30,625	30,963	30,937	30,835	28,886	27,972
	計	31,255	31,587	31,550	31,461	29,507	28,592
2級	18歳未満	250	251	244	233	223	205
	18歳以上	14,997	15,024	14,823	14,527	13,440	12,850
	計	15,247	15,275	15,067	14,760	13,663	13,055
3級	18歳未満	198	189	180	190	185	173
	18歳以上	14,455	14,886	15,154	15,001	13,667	13,067
	計	14,653	15,075	15,334	15,191	13,582	13,240
4級	18歳未満	100	105	113	114	111	112
	18歳以上	20,207	20,975	21,600	21,443	20,006	19,266
	計	20,307	21,080	21,713	21,557	20,117	19,378
その他	18歳未満	95	99	99	106	107	107
	18歳以上	11,644	11,549	11,524	11,397	10,436	9,991
	計	11,739	11,648	11,623	11,503	10,543	10,098
総数	18歳未満	1,273	1,268	1,249	1,269	1,247	1,217
	18歳以上	91,928	93,397	94,038	93,203	86,435	83,146
	計	93,201	94,665	95,287	94,472	87,682	84,363

出典：福島県障がい者総合福祉センター「平成29年度業務概要」

※各年度4月1日現在

障がいの程度では、1級及び2級の重度身体障がい者は、平成24年4月1日現在では45,622人（全体に占める割合49.6%）、平成29年4月1日現在においては40,822人（全体に占める割合49.1%）となっており、重度身体障がい者が約半数を占める状況となっています。



(単位：人)

種別	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
視覚	6,106	6,133	6,117	6,051	5,572	5,351
聴覚・平衡機能	7,741	7,850	7,933	7,889	7,377	7,138
音声・言語・そしゃく	990	1,010	988	985	888	863
肢体不自由	53,399	54,132	54,417	53,514	49,123	46,625
内部	24,965	25,540	25,832	26,033	24,722	24,386
総数	93,201	94,665	95,287	94,472	87,682	84,363

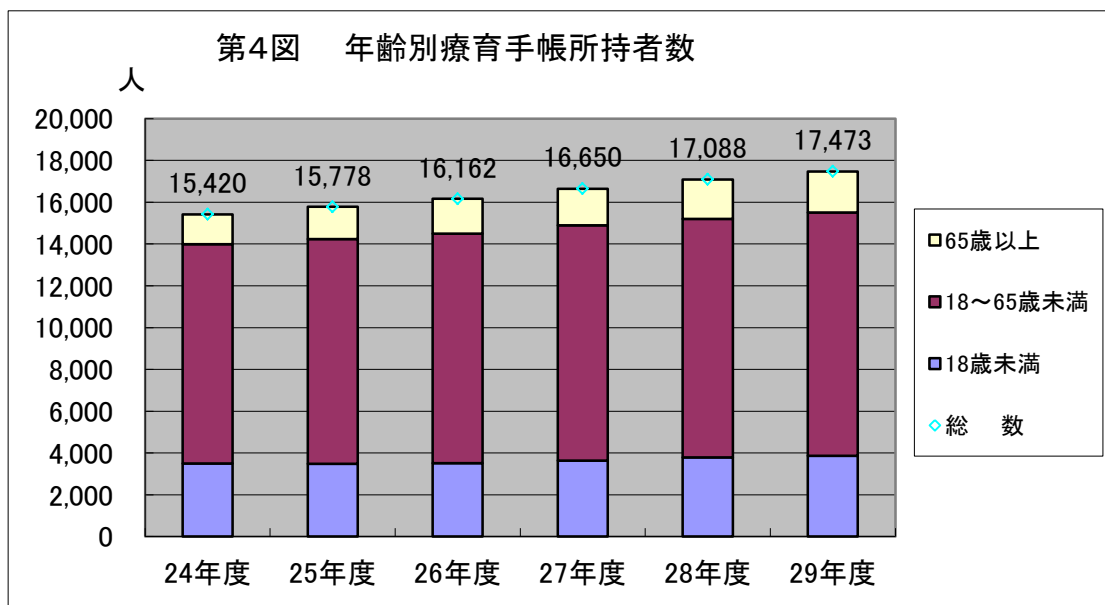
出典：福島県障がい者総合福祉センター「平成29年度業務概要」

※各年度4月1日現在

障がいの種別では、平成29年4月1日現在で、肢体不自由が55.3%で最も多く、内部障がいが28.9%、聴覚・平衡機能障がいが8.5%で続いております。

(2) 知的障がい者

本県の療育手帳所持者数は、平成29年4月1日現在で、17,473人となっており、平成24年4月1日からの5年間で2,053人、率にして13.3%増加しています。



(単位：人)

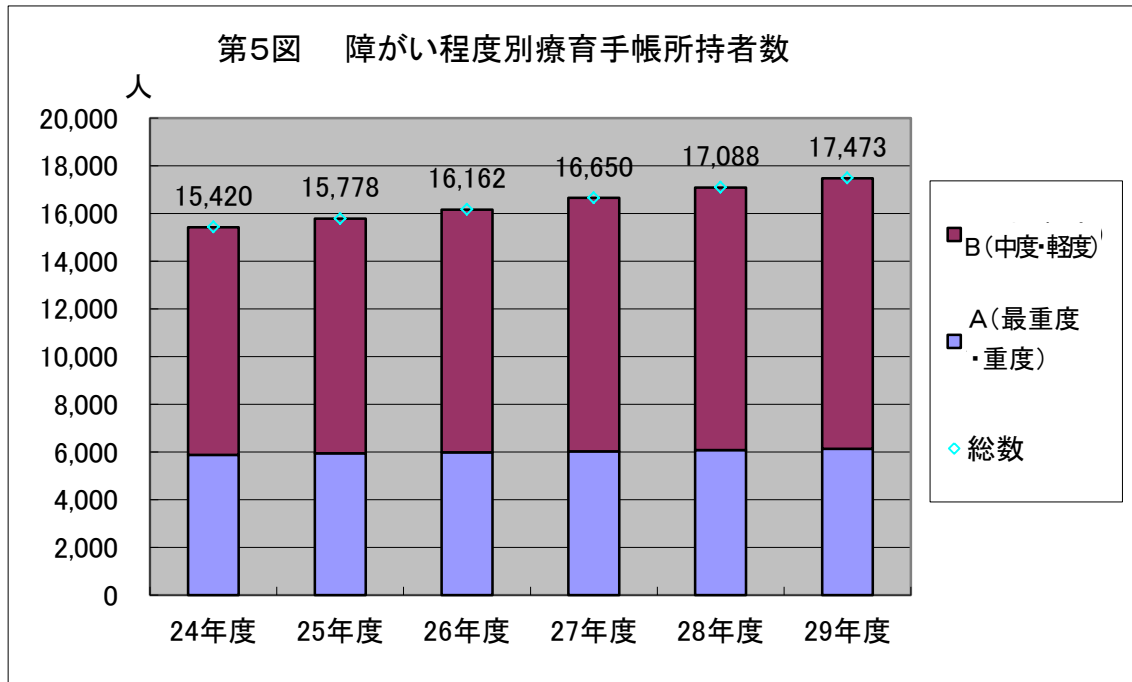
年齢階層	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
18歳未満	3,492	3,482	3,515	3,630	3,789	3,857
18～65歳未満	10,493	10,760	10,976	11,259	11,416	11,645
65歳以上	1,435	1,536	1,671	1,761	1,883	1,971
総数	15,420	15,778	16,162	16,650	17,088	17,473

出典：福島県障がい者総合福祉センター「平成29年度業務概要」

※各年度4月1日現在

この5年間で、18歳未満の知的障がいのある子どもが3,492人から3,857人へと10.5%増加したのを始め、18歳以上65歳未満の知的障がい者は、10,493人から11,645人へと11.0%、65歳以上の知的障がい者は、1,435人から1,971人へと37.4%増加しており、各年齢階層において増加傾向にあります。

また、平成29年4月1日現在における、知的障がい者全体に占める65歳以上の割合は、5年前の9.3%から11.3%へ増加しており、知的障がい者においても、高齢化が進んでいる状況にあります。



(単位：人)

程 度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A (最重度・ 重度)	18歳未満	1,177	1,156	1,110	1,078	1,087	1,073
	18歳以上	4,695	4,784	4,872	4,950	4,997	5,055
	計	5,872	5,940	5,982	6,028	6,084	6,128
B (中度・ 軽度)	18歳未満	2,315	2,326	2,405	2,552	2,702	2,784
	18歳以上	7,233	7,512	7,775	8,070	8,302	8,561
	計	9,548	9,838	10,180	10,622	11,004	11,345
総 数	18歳未満	3,492	3,482	3,515	3,630	3,789	3,857
	18歳以上	11,928	12,296	12,647	13,020	13,299	13,616
	計	15,420	15,778	16,162	16,650	17,088	17,473

出典：福島県障がい者総合福祉センター「平成29年度業務概要」

※各年度4月1日現在

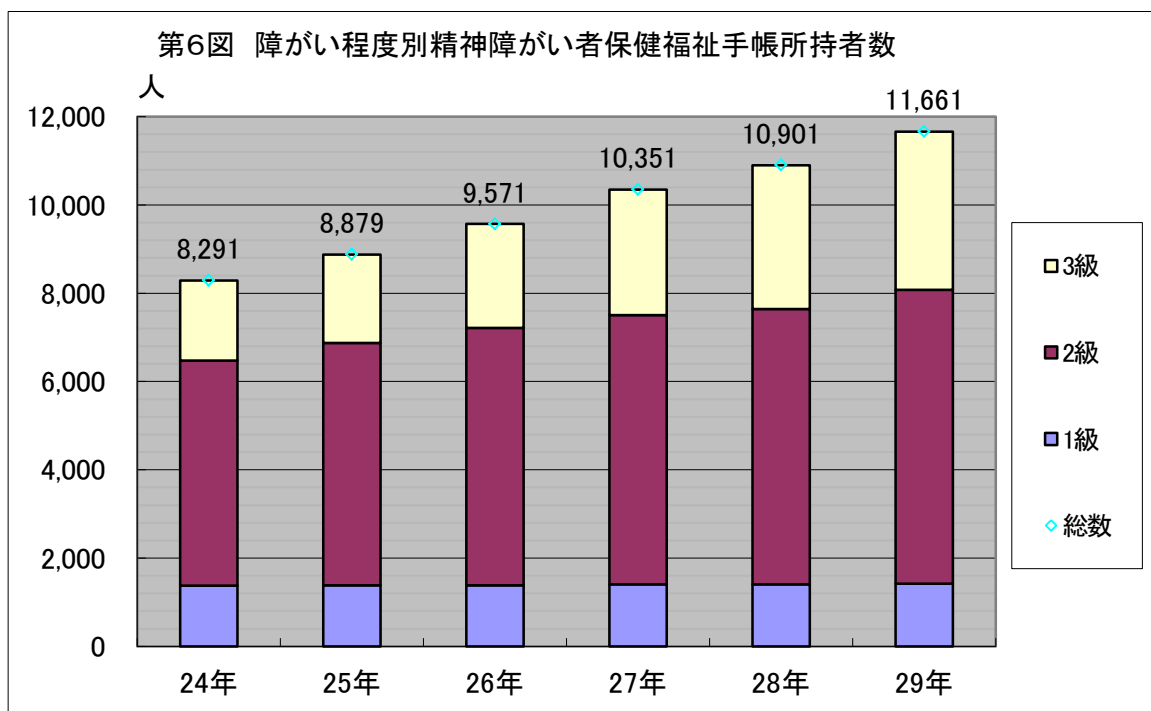
障がいの程度では、この5年間で、A（最重度・重度）、B（中度・軽度）ともに増加しており、平成29年4月1日現在における療育手帳所持者全体に占める割合は、A（最重度・重度）が35.1%、B（中度・軽度）が64.9%となっています。なお、5年間前と比較して、B（中度・軽度）の割合が5年前の61.9%から64.9%へ増加しています。

(3) 精神障がい者

本県の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成29年3月末日現在で11,661人となっており、平成24年3月末日からの5年間で3,370人、率にして40.6%増加しています。

障がいの程度は、この5年間で、1級が1,374人から1,409人へと2.5%の増加であったのに対し、2級が5,101人から6,655人へと30.5%の増加、3級が1,816人から3,587人へと97.5%増加しています。

また、平成29年3月末日現在における精神障がい者保健福祉手帳所持者全体に占める割合は、1級が12.1%、2級が57.1%、3級が30.8%となっています。



(単位: 人)

等級	24年	25年	26年	27年	28年	29年
1級	1,374	1,381	1,387	1,404	1,403	1,419
2級	5,101	5,490	5,827	6,098	6,241	6,655
3級	1,816	2,008	2,357	2,849	3,257	3,587
総数	8,291	8,879	9,571	10,351	10,901	11,661

出典：福島県精神保健福祉センター「平成28年度所報」

※各年3月末日現在

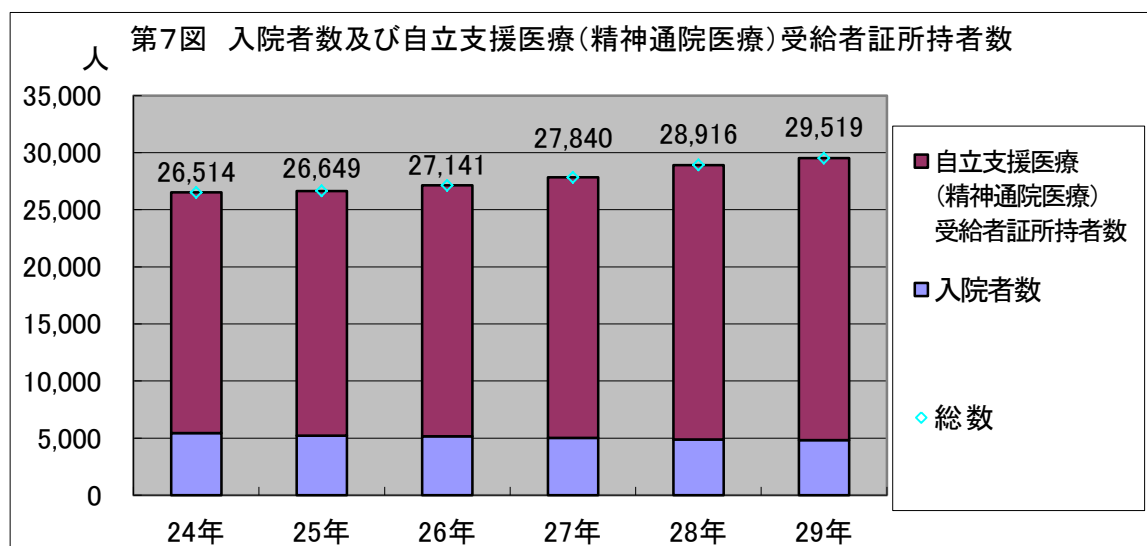
※1級：精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を足すことができない程度）

2級：精神障害の状態が日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級：精神障害の状態が、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

精神科病院入院者数は、平成29年6月末日現在で4,830人となっており、平成24年6月末日から602人、率にして11.1%減少しています。入院者数は、これまでも減少傾向にありましたが、東日本大震災と原子力災害により、相双地方の精神科病院が休止していることが影響しています。

一方、自立支援医療（精神通院医療）受給者は、平成29年3月末日現在では、24,689人となっており、平成24年3月末日から、3,607人、率にして17.1%増加しています。



(単位：人)

	24年	25年	26年	27年	28年	29年
入院者数	5,434	5,208	5,168	5,018	4,900	4,830
自立支援医療 (精神通院医療) 受給者証所持者数	21,082	21,441	21,972	22,822	24,025	24,689
総数	26,516	26,649	27,140	27,840	28,925	29,519

出典：精神科病院月報

※入院者数：各年6月末日現在

出典：福島県精神保健福祉センター「平成28年度所報」

※自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数：各年3月末日現在

(4) 発達障がい者

平成28年に改正された発達障害者支援法では、発達障がい者を、「発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で通常低年齢で発現する障害）がある者であって、発達障害及び社会的障壁により日常生活または社会生活に制限を受けるもの」と定義されています。

発達障がい者の実数を把握することは困難な状況ですが、厚生労働省が全国の病院及び診療所を利用した患者を対象として実施した「患者調査」（平成27年12月公表）の結果では、医療機関に通院又は入院している自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意

欠陥多動性障がい等の患者の総数（推計値）は 195,000 人（自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい等は 144,000 人、注意欠陥多動性障がい等は 51,000 人）となっています。

発達障がい児については、文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査（平成 24 年 12 月）」の結果では、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は 6.5%（推定値）となっています。また、同省が実施した「通級による指導実施状況調査」（平成 29 年 6 月公表）の結果では、通級による指導を受けている発達障がいのある児童生徒数は、平成 28 年 5 月時点では 47,305 人（自閉症 15,876 人、学習障がい 14,543 人、注意欠陥多動性障がい 16,886 人）となっています。（平成 18 年度の約 6.8 倍）

本県の通級による指導を受けている発達障がいのある児童生徒数は、平成 28 年 5 月時点では 609 人（自閉症 188 人、学習障がい 164 人、注意欠陥多動性障がい 257 人）となっています。（平成 18 年度の約 30 倍）

なお、県総合療育センターに設置している発達障がい者支援センターへの相談件数は、平成 25 年度 1,021 件、平成 26 年度 1,160 件、平成 27 年度 1,272 件と年々増加傾向にあります。平成 28 年度も、493 人の方に対し、1,307 件の支援を行いました。

（5）高次脳機能障がい者

高次脳機能障がいは、交通事故等による外傷性脳損傷や脳梗塞等による脳血管障がい等の後遺症として、記憶、注意、遂行機能といった認知機能や社会的行動面に障がいが生じるものであり、障がいそのものによる生活上の困難に加え、外見上分かりにくいという特性があります。

高次脳機能障がい者の実数を把握することは困難な状況ですが、平成 23 年度に厚生労働省が実施した「生活のしづらさに関する調査」においては、全国の高次脳機能障がい者は推計で 422,200 人、その内、障害者手帳所持者は全体の約 65.9%となっています。

県では、一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院に県高次脳機能障がい支援室を設置し、各種相談業務を行っており、平成 28 年度は延べ 135 件の支援を行いました。

（6）難病患者等

難病には、症状の変化が毎日ある、日によって変化が大きい等の特徴に加え、進行性の症状を有する、大きな周期でよくなったり悪化したりするという難病特有の症状が見られます。また、半数以上で合併症や薬剤による副作用、二次障害が見られ、生活の質が損なわれやすいなどの特徴があります。

難病等の対象疾病については、障害者総合支援法施行時は 130 疾病であり、平成 28 年度に障害福祉サービスの支給決定を受けた方は 675 人（中核市を含む。）となっています。

なお、平成 29 年 4 月 1 日から対象疾病は 358 疾病に改正されました。ただ、本県の難病患者等は、指定難病医療費助成制度の対象である 330 疾病の範囲では、平成 29 年 3 月末現在 14,994 人ですが、障害者総合支援法が対象とする 358 疾病の方の実数を把握するまでには至っていません。

2 福祉サービスの利用状況

(1) 障害福祉サービスの利用実績

各年度における障害福祉サービス等の実績及び見込(月間)

サービスの種類	事項	単位	26年度 実績	27年度 実績	28年度 実績	29年度 見込
○訪問系サービス						
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	サービス量	時間	47,661	48,602	48,773	47,591
	利用者数	人	2,200	2,259	2,275	2,316
○日中活動系サービス						
生活介護	サービス量	人日分	78,436	80,768	82,133	79,841
	利用者数	人	3,880	3,995	4,097	4,150
自立訓練(機能訓練)	サービス量	人日分	172	171	118	129
	利用者数	人	8	10	8	8
自立訓練(生活訓練)	サービス量	人日分	2,401	2,476	2,037	1,853
	利用者数	人	160	156	149	138
就労移行支援	サービス量	人日分	3,809	3,930	4,358	4,025
	利用者数	人	212	222	253	264
就労継続支援(A型)	サービス量	人日分	7,465	7,724	7,722	7,517
	利用者数	人	373	377	384	395
就労継続支援(B型)	サービス量	人日分	73,063	75,819	80,940	79,526
	利用者数	人	3,880	4,042	4,342	4,529
療養介護	利用者数	人	269	276	278	282
短期入所(福祉型)	サービス量	人日分	2,876	3,059	3,139	3,331
	利用者数	人	503	528	575	486
短期入所(医療型)	サービス量	人日分	45	139	163	241
	利用者数	人	9	34	39	59
○居住系サービス						
共同生活援助(GH)	利用者数	人	1,696	1,823	1,867	1,878
施設入所支援	利用者数	人	2,131	2,130	2,136	2,119
○相談支援						
計画相談支援	利用者数	人	8,588	9,683	9,930	8,226
地域移行支援	利用者数	人	10	22	46	157
地域定着支援	利用者数	人	185	51	69	148

※ 各年度の3月の利用実績。

※ 単位の「人日」とは、1か月当たりのサービス利用日数の総数

※ 「29年度見込」は、平成29年度12月までの実績より算出した見込量。

(2) 地域生活支援事業の実施状況

地域生活支援事業は、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に

実施することを通じて、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

① 県地域生活支援事業

専門性の高い相談支援事業、意思疎通支援を行う者の養成及び派遣を行う事業、広域的な支援事業等の必須事業と、県の判断により必要とする任意事業及び特別支援事業があります。

○第4期期間における事業実施状況

事業名	26年度			27年度			28年度		
	実施箇所	利用者計画	利用者実績	実施箇所	利用者計画	利用者実績	実施箇所	利用者計画	利用者実績
(1) 専門性の高い相談支援事業〔①、③:延べ相談件数、②:利用登録者数〕									
① 発達障がい者支援センター運営事業	1	1,000	1,160	1	1,000	1,272	1	1,000	1,307
② 障がい者就業・生活支援センター事業	6	2,500	2,575	6	2,500	2,785	6	2,500	3,025
③ 高次脳機能障がい支援普及事業	1	500	366	1	500	249	1	500	171
(2) 広域的な支援事業									
相談支援体制整備事業等									
ア都道府県相談支援体制整備事業	10			10			10		
イ都道府県自立支援協議会	1			1			1		
(上記の他に実施する事業)									
相談支援従事者研修(初任者)	修了者数	300	293	修了者数	300	288	修了者数	300	285
相談支援従事者研修(現任)	修了者数	50	55	修了者数	50	49	修了者数	50	53
サービス管理責任者研修	修了者数	250	267	修了者数	250	248	修了者数	250	267
認定調査員研修	実施回数	2	2	実施回数	1	1	実施回数	1	1
市町村審査会委員研修	実施回数	2	2	実施回数	1	1	実施回数	1	1
手話奉仕員・通訳者養成	基礎 応用 実践 養成 人数	25 25 25	16 11 10	養成 人数	25 25 25	22 18 11	養成 人数	25 25 25	19 19 24
盲ろう者通訳・介助員養成	養成 人数	10	9	養成 人数	10	6	養成 人数	10	12
要約筆記者養成	養成 人数	10	14	養成 人数	10	12	養成 人数	10	11
点訳奉仕員養成	基礎 実践 養成 人数	12	10 9	養成 人数	12	9 10	養成 人数	12	10 9
音訳奉仕員養成	養成 人数	12	12	養成 人数	12	7	養成 人数	12	11

② 市町村地域生活支援事業

市町村が実施する事業には、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事

業等の必須事業と、市町村の判断により必要とされる任意事業等があります。

○市町村地域生活支援事業の実施状況

事業名		実施市町村数			
		26年度	27年度	28年度	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	6	11	9	
	自発的活動支援事業	3	4	5	
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業	35	34	29
		住宅入居等支援事業	2	3	2
	成年後見制度利用支援事業	8	14	16	
	成年後見制度法人後見支援事業	0	1	0	
	意思疎通支援事業	38	40	42	
	日常生活用具給付等事業	59	58	58	
	手話奉仕員養成研修事業	9	9	8	
	移動支援事業	50	52	51	
	地域活動支援センター機能強化事業	23	20	19	
任意事業	日常生活支援	福祉ホームの運営	4	4	4
		訪問入浴サービス	29	24	27
		生活訓練等	2	3	2
		日中一時支援	46	46	47
		地域移行のための安心生活支援	0	0	1
		巡回支援専門員整備	1	1	2
		児童発達支援センター等の機能強化等	2		
		その他日常生活支援	3	4	5
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援	10	10	10
		芸術文化活動振興	4	4	4
		点字・声の広報等発行	10	10	10
		奉仕員養成研修	9	8	7
		自動車運転免許取得・改造助成	23	23	
		その他社会参加支援	4	3	4
	権利擁護支援	成年後見制度普及啓発	0	1	1
		障害者虐待防止対策支援	7	6	8
	就業・就労支援	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付	2	3	
		知的障害者職親委託	2	2	2
		その他就業・就労支援	1	1	1
	障害支援区分認定等事務		57	57	
特別支援事業		5	5	56	

第3 障害福祉サービス等の成果目標と目標達成のための方策

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 目標値

(単位：人)

項目	26年度 実績	27年度 実績	28年度 実績	第4期 目標値	第5期 目標値	第5期 目標値(率)
地域生活への移行者数	12	25	10	258	183	8.6%
福祉施設入所者数	2,131	2,130	2,136	2,024	2,038	4.6%

*地域生活への移行者数で第5期目標値は平成30～32年度の累計値とする。

(2) 目標値設定の考え方

- 国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点を基準として、福祉施設に入所している障がいのある方(以下「施設入所者」という。)のうち、平成32年度末までに、自立訓練事業所等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の目標値については、次に掲げる2つの事項を基本としつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である、とされています。
 - ① 平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行する。
 - ② 平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減する。
- 当該目標値の設定に当たっては、平成29年度末において、第4期障がい福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者数の削減割合の目標値に加えた割合を目標値とするとされ、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、グループホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある、とされています。
- 本県の場合、各市町村の見込量の合計値を第5期計画の目標値として設定しています。

(3) 現状と課題

- 地域生活への移行者数は、平成28年度末現在で35人であり、第4期計画の目標値258人を大きく下回っています。
- 福祉施設入所者数は、平成28年度末現在で2,136人であり、第4期計画の目標値2,024人を112名上回っています。
- 障がいのある方が地域で自らが希望する生活ができるためには、在宅サービス、居住の場、働く場、活動する場を各地域において確保する必要があります。
- 東日本大震災及び原子力災害の影響もあり、地域生活への移行者を受け入れるグループホームなどの社会資源の整備が進まない特殊事情もあります。

- 世話人等の人材不足が、グループホームの整備が進まない要因にもなっています。
- 社会資源が都市部に集中していることや家族及び地域住民の理解促進など解決すべき課題があります。
- 障がいのある方の地域生活への移行・地域定着の際の不安を解消するためには、相談支援体制の充実を図る必要があります、そのためには自立支援協議会によるケアマネジメント体制の確立と、地域資源を有効活用するためのネットワークの構築などが必要です。
- 障がいのある方が希望する地域で生活できるよう、圏域を越えた広域的な支援体制のあり方なども検討を進めていく必要があります。
- 入所施設は、最重度の障がい者、重複障がい者、強度行動障害を伴う重度知的障がい者、日常的に医療的ケアを必要とする障がいのある方など、専門的支援が真に必要な障がいのある方の利用ニーズに応えていく必要があります。
- 被災地においては、避難生活が長期化しており、再開のめどが立たない事業所等もあるなど、地域の社会資源が乏しい中で地域生活への移行は容易でない状況にあります。

(4) 目標達成及び課題解決のための方策

- 必要な障害福祉サービスを確保するため、NPO法人等多様な事業者の参入を促進するとともに、社会資源の整備について支援します。
- グループホーム以外で、地域で生活するための住まいとして、公営住宅の利活用を図るとともに、福島県居住支援協議会とも連携を図りながら、民間賃貸住宅への入居の円滑化に向けた取組を進めていきます。
- 入所施設に入所している本人の意向と家族や地域の住民等を含む関係者の理解を含めた支援が重要であることから、障がいのある方、家族、施設職員等に対する普及啓発を促進します。
- 地域生活に移行した障がいのある方が、身近なところで相談が受けられるよう、市町村に対して、相談支援体制の整備について働きかけを行います。
- 障害者支援施設においては、できる限り入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めるための支援に努めるとともに、障がいのある方の高齢化・重度化に対応した専門的なケアを行うための支援に努めます。
- 障害者支援施設は地域に開かれていることが望ましいことから、地域との交流を確保するとともに地域の障がいのある方に対する支援を行うための支援に努めます。
- 避難されている障がいのある方が希望する地域での生活ができるよう、市町村（自立支援）協議会を始めとした関係機関と連携を図りながら、相談支援体制の整備と地域資源の開発促進に努めます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 目標値

項目	25年度 実績	26年度 実績	27年度 実績	28年度 実績	目標値 (32年度)
① 協議の場の設置	—	—	—	—	市町村・ 圏域で1 か所以上
② 長期在院者数	3,618人	3,515人	3,481人	3,300人	3,055人
③入院後3か月時点の退院率	60.5%	59.7%	56.3%	61.0%	69%
④入院後6か月時点の退院率	81.2%	80.7%	79.6%	82.0%	84%
⑤入院後1年時点の退院率	89.2%	87.8%	88.6%	88.4%	90%

(2) 目標値の設定の考え方

- 「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の議論を踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、国は次に掲げる新たな目標値を基本として示しました。

- ① **保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置**：市町村、圏域、県で1か所以上
- ② **精神病床の1年以上入院患者数**：3,055人
- ③ **退院率（入院後3か月時点）**（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して3月以内に退院した者の割合をいう。以下同じ。）：**69%**
- ④ **退院率（入院後6ヶ月時点）**（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して6月以内に退院した者の割合をいう。以下同じ。）：**84%**
- ⑤ **退院率（入院後1年時点）**（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して1年以内に退院した者の割合をいう。以下同じ。）：**90%**

(3) 現状と課題

- 市町村、精神科病院、サービス提供事業者等との協力体制を構築し、精神障がい者が地域で安心して生活ができるよう、在宅サービス、居住の場、働く場、活動する場を地域において確保する必要があります。
- 精神障がい者が地域で生活するためには、身近な家族の支えと、地域の理解が必要ですが、精神障がい者に対する社会的偏見が依然として存在し、地域の理解はまだ不十分な状況にあります。

(4) 目標達成及び課題解決のための方策

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に当たっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、住まいや就労の確保、差別や偏見の解消も含め、精神障がい者が安心して自分らしく生活できる地域づくりを推進します。
- 「第七次福島県医療計画」と連携して精神障がい者の地域移行を推進します。
- 広域的な課題の解消に向けた事業に取り組むとともに、精神科病院内のスタッフを対象に、院内の入院患者の地域移行支援体制の定着を図ることを目的とした研修会を開催するなど、円滑な地域移行を支援します。併せて、高齢の精神障がい者が増加していることに対応していくため、関係機関との連携を密にし、取組を進めていきます。
- グループホーム等の退院後の精神障がい者の住まいとして利用可能な物件が少ないことから、公営住宅の利活用を図るとともに、福島県居住支援協議会とも連携を図りながら、民間賃貸住宅への入居の円滑化に向けた取組を進めていきます。
- 日中活動系サービスの提供体制の充実の他、精神科訪問看護やアウトリーチ支援等の拡充を図ります。
- 市町村と情報を共有化しながら地域住民や事業所等に対して精神障がい者の理解促進や地域移行・地域定着に関する理解を深める研修会を開催し、精神障がい者を受け入れられる偏見や差別のない社会づくりに取り組むとともに、家族教室等を通じた家族支援、並びに地域移行を進める上で同じ精神障がい者の助言が有効であることから、これまで養成したピアサポーターの登録制度の活用を進めます。

(5) 相双地域における精神科医療

- 東日本大震災及び原子力災害により、相双地方の5つ精神科病院が休止に追い込まれました。一部再開した病院があるものの(2病院)、未だに再開の見通しが立たない病院があります。
- 地域の受診体制を確保するため、精神障がい者アウトリーチ推進事業を実施し、多職種チームによる訪問支援を実施します。
- 発災時に県内外に避難した入院患者の転退院を推進するため、精神科病院入院患者地域移行マッチング事業により、コーディネーターを配置し、転退院調整を進めます。

3 地域生活支援拠点等の整備

(1) 目標

平成32年度末までに、市町村又は県が定める障がい保健福祉圏域に少なくとも一つ整備します。

(2) 目標設定の考え方

- 地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者等に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向

上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、地域レベルでの取組の基礎とするため、地域生活支援拠点等を障がい福祉圏域において少なくとも一つ整備することとします。

(3) 現状と課題

- 会津若松市が平成29年7月に拠点を整備しましたが、まだ県内で1つに止まっている状況です。
- 地域の課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無等各地域における個別の状況に応じ、自立支援協議会等の場を用いて、関係機関等が参画して検討する必要があります。

(4) 目標達成及び課題解決のための方策

- 国が平成27年度に実施した「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」における取組事例や各地域の社会資源等を参考にするとともに、拠点整備に向けた留意点をまとめた国の通知「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日付け障障発第0707第1号)を参考に、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を進めていきます。
- 拠点整備に関わる市町村に対し研修会等を実施し、整備促進に努めます。
- 各地域において協議会等で検討を進めていくためのサポート体制の構築に努めます。

《地域生活支援拠点のイメージ図（出典：厚生労働省）》



4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 目標値・目標値設定の考え方

項目	26年度 実績	27年度 実績	28年度 実績	第4期 計画 目標値	第5期 計画 目標値	目標設定の考え方
【福祉施設から一般就労への移行目標】						
一般就労移行者数	人 87	人 123	人 124	人 204	人 186	平成32年度中に一般就労へ移行する者の数を、国の基本指針に基づき、平成28年度実績の1.5倍以上
【就労移行支援に係る目標】						
就労移行支援事業の利用者数	人 212	人 222	人 253	人 442	人 303	平成32年度末において、国の基本指針に基づき、平成28年度末における利用者数253人の2割増加
㊦就労移行率が3割以上の事業所数 (就労移行支援事業所数) (移行率30%以上の事業所数)	31.3% (26) (7)	36.8% (22) (8)	42.1% (24) (10)		50%以上	平成32年度末において、国の基本指針に基づき、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
㊦就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(平成31年度)					80%以上	平成31年度末において、国の基本指針に基づき、就労支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上
㊦就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(平成32年度)					80%以上	平成32年度末において、国の基本指針に基づき、就労支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上
【就労関連の目標】						
障がい者に対する職業訓練の受講	4人	4人	11人	41人 (2割)	20人 (2割)	平成32年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練の受講者数。過去3年の実績から2割の利用を目標とする。 (㊦4%、㊦5%、㊦16%)
福祉施設から公共職業安定所への誘導	11人	22人	18人	62人 (3割)	30人 (3割)	平成32年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、公共職業安定所の利用者数。過去3年の実績から3割のを目標とする。 (㊦11%、㊦27%、㊦26%)

福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	22人	27人	18人	82人 (4割)	40人 (4割)	平成32年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センターの利用者数。過去3年の実績から4割の利用を目標とする。(㉔23%、㉕33%、㉖26%)
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	87人	123人	124人	204人 (10割)	186人 (10割)	平成32年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数。移行者全員の利用を目標とする。
【その他】						
平均工賃月額	円 13,571	円 14,205	円 14,424	円 20,000	円 20,000	第4期福島県障がい者工賃向上プランに掲げる目標値
優先調達方針策定市町村数	48市町村	47市町村	50市町村	全59市町村	全59市町村	優先調達推進法（平成25.4施行）に基づき、すべての市町村において策定することを目指す。

(2) 現状と課題

- 本県の民間企業における障がい者の雇用状況は、福島労働局の調べで（平成29年12月12日発表、平成29年6月1日現在、以下同じ）、4,623.0人（短時間労働者は0.5人で積算）で前年を167人上回りました。雇用率は、1.95%で前年比0.05%上昇しましたが、全国平均の1.97%を下回っています。
- 県内の公的機関における障害者雇用率（国、地方公共団体：2.3%、県教育委員会：2.2%）の達成状況（実雇用率）は、県（知事部局、警察本部等）が2.49%（前年比0.11%減）、県教育委員会が2.12%（前年比0.05%増）、県内市町村等（教育委員会等含む）が2.05%（前年比0.06%減）であり、県教育委員会と県内市町村等（教育委員会等含む）全体では、国で定めた障害者雇用率を達成できていない状況です。
- 障害者雇用率2.0%の達成企業割合は、55.7%（前年比0.05%増）で、全国平均50.0%を上回る状況です。
- 福祉施設からの一般就労者数も障がいのある方の雇用の総数からみれば少数の状況です。
- 各分野・各関係機関が実施している事業（障がい者委託訓練事業、障がい者トライアル雇用及びジョブコーチ、就労移行支援事業等）の有効活用や、分野を越えた関係機関の連携を図りながら、福祉施設への支援方策も検討し、一般就労を促進させる必要があります。

(3) 目標達成及び課題解決のための方策

- 県自立支援協議会就労支援部会を中心に県全体及び各圏域において関係機関の連携・ネットワークづくりをするとともに、連携体制を活用しながら企業への働きかけや、福祉施設への支援の在り方等も含めた課題の共有や対応策の検討を実施します。
- 障がいのある方が希望する地域での就労ができるよう、関係自治体を始めとした関係機関と連携を取り、施設側の状況や労働分野の情報を収集しながら、就労体制の整備と地域資源の開発促進を図ります。
- 被災地では、未だに県内外に避難している事業所や、再開のめどが立たない事業所等があり、さらには、一般就労が可能な企業自体が少ないため、福祉施設から一般就労への移行は困難な状況にありますが、就労移行支援事業所や障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図るとともに、被災事業所を支援するコーディネーターを配置し、一般就労への移行促進に努めます。
- 働く障がい者の工賃向上及び社会参加と自立を具体的に推進するため、障がい者工賃向上プラン及び障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成します。

【障がい者工賃向上プラン】

- 「福島県障がい者工賃向上プラン」は、「福島県障がい福祉計画」の柱のひとつである福祉施設における工賃向上及び一般就労への移行促進を具体的に推進するための実施計画として、平成19年度に策定されました。
- 平成27年度には国指針に基づき、平成29年度までの3年間の計画として改訂しました。
- 平成29年度は計画の最終年度となることから、これまでの取組を振り返り、現状や課題を踏まえた上で、関係者が一丸となって障がいのある方の生活の充実を目指して、平成30年7月に「第4期福島県障がい者工賃向上プラン」を策定します。

○ 工賃向上計画対象事業所の工賃推移

	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績
月額平均工賃(円)	12,056	12,842	13,571	14,205.8	14,424.9
	642	786	729	635	219
時間額平均工賃(円)	150.7	159.9	166.7	176.1	181.6
		9.2	6.8	9.4	5.5
対象施設(か所)	152	163	172	182	186
	14	11	9	10	4
工賃支払総額(円)	490,977,331	554,179,025	605,983,263	666,469,438	714,521,834
	66,762,727	63,201,694	51,804,238	60,486,175	48,052,396
対象者延人数(人)	40,724	43,153	44,652	46,915	49,534
	3,559	2,429	1,499	2,263	2,619
全国平均(円)	14,190	14,437	14,838	15,033	
	604	247	401	195	

※下段は前年度からの増減

第4期福島県障がい者工賃向上プラン



策定経緯

- 【策定(平成20年3月)】 福祉施設における工賃水準の向上及び一般就労への移行促進を具体的に推進するための実施計画として策定(平成19年度から平成23年度までの5年間)
- 【改訂(平成24年12月)】 前プランの目標や施策の柱だてを踏襲しつつ、東日本大震災の影響等を考慮して、計画を改訂
- 【改訂(平成27年3月)】 事業所、利用者への調査をもとに、工賃についての意識や地域生活のために必要な経費を改めて算出するとともに、東日本大震災の継続課題や優先調達推進法についても、考慮して計画を改訂
- 【改訂(平成30年7月)】

位置付け・計画期間

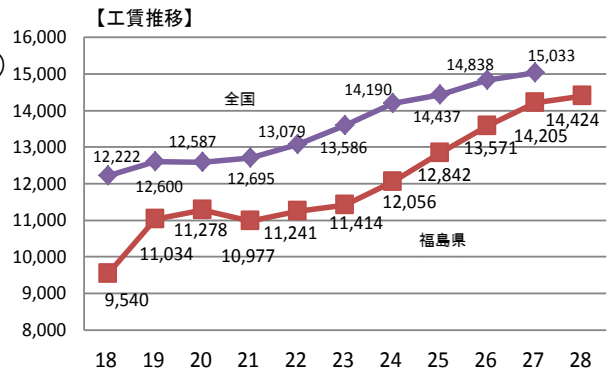
位置付け:「福島県障がい福祉計画」の柱のひとつである就労継続支援B型事業所の工賃向上及び一般就労の促進を具体的に推進するための実施計画として位置付け
 計画期間:平成30年度から平成32年度の3年間

現状、背景

○就労継続支援B型事業所概要(平成29年3月31日現在)

事業所数: 186 カ所
 定員: 4,190 人
 利用者: 4,342 人

○平成28年度 月額平均工賃14,424.9円
 時間額平均工賃181.6円



課題

工賃向上に向けての主な課題

- ① 生産性向上、品質確保
- ② 商品開発、販路と受注の確保
- ③ 経営意識、組織体制
- ④ 工賃実績の二極化
- ⑤ 東日本大震災による影響

推進方策

製造販売の支援と仕事の確保

事業所経営、管理体制の強化

農福連携

目標

目標工賃

月額 20,000円
 時間額 194円

一般就労に向けての主な課題

- ① 福祉施設から一般就労への移行促進
- ② 職場定着への支援
- ③ 就労訓練の充実促進

障害者就業・生活支援センターと
 就労移行支援事業所との連携強化

職場定着が困難な障がいのある方に対して
 職場適応援助者等と支援の推進

一般就労をめざす障がいのある方の職場適応
 能力等を向上させるための職場適応訓練等の
 充実促進

数値目標

186人

・平成32年度中の福祉施設
 から一般就労への移行者数

工賃向上のための関連事業

事業名		事業内容
1 授産振興対策事業	① 授産振興対策事業	障がい者就労施設等の経営安定化のため、福島県授産事業振興会の活動を支援します。
	② 工賃向上計画進行管理事業	工賃向上計画推進会議を開催し、工賃向上計画の進行管理を行うとともに、障がい者就労施設等を訪問し、課題把握等を行います。
2 障がい者就労支援事業所支援コーディネーター事業		コーディネーター等を配置し、東日本大震災により売り上げの減少や生産活動が低下している障がい者就労支援事業所を支援します。
3 農福連携による就農促進事業		農業分野での障がい者の就労を支援し、障がい者の職域拡大や収入拡大を図るとともに、農業の担い手不足解消につなげるため、障がい者就労施設へ農業の専門家の派遣、農業に取り組む障がい者就労施設等によるマルシェの開催等を支援します。

【障がい者就労施設等からの物品等の調達】

- 障がい者就労施設等が提供する物品等に対する需要の増進を図り、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が平成25年4月1日に施行されました。
- 県においては、毎年度調達方針を策定、公表し、方針に即した調達の実施、調達実績の取りまとめ・公表等を行うことにより障がい者就労施設等が提供する物品やサービスの受注機会の増大を図り、障がい者就労施設等で働く障がいのある方の工賃の向上、そして、障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができるよう、調達を推進しています。

平成29年度福島県障がい者就労施設等からの物品等調達方針概要

趣旨

- 障がい者就労施設等の受注の機会を確保するため「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第9条の規定を踏まえ、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達をより一層推進する。

※ 同法9条により、都道府県、市町村、地方独立行政法人は、毎年度の調達方針策定が責務

適用範囲・対象施設等

2 対象となる施設

- 「障害者総合支援法」に基づく事業所等
障害者支援施設
地域活動支援センター
生活介護事業所
就労移行支援事業所
就労継続支援事業所A、B
- 小規模作業所
- 特例子会社
重度障がい者多数雇用事業所
- 在宅就業障がい者
在宅就業支援団体

3 調達方針の適用範囲

県の全ての機関に適用

◇ 調達品目

種別	品目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用品、封筒、名刺等
	② 食料品	パン、弁当等
	③ 小物雑貨	衣服、食器類、花苗等
	④ その他の物品	家具等上記以外の物品
役 務	① クリーニング	クリーニング等
	② 清掃・施設管理	清掃、除草作業等
	③ 情報処理、テープ起こし	ホームページ作成、データ入力等
	④ 飲食店等の運営	売店、レストラン等
	⑤ その他の役務	仕分け、発送、梱包等上記以外の物品

4 調達の推進方法

- 情報提供体制等の整備
- 市町村との連携
- 随意契約方式の活用
- 共同受注窓口の活用
(福島県授産事業振興会)
- 障害者就労施設等との協働
- 公契約における障がい者の就業を促進するための措置等
- 障害者優先調達推進法等の周知



5 調達実績、調達目標

(単位:千円)

年 度	調達目標	調達実績
24年度	—	18,950
25年度	20,845	20,953
26年度	23,048	26,749
27年度	26,749	28,490
28年度	29,000	29,022

6 調達実績の公表

年度終了後、取りまとめて県ホームページ等により公表する。

《参 考》●県内の主な施設状況：就労継続支援A型事業所（32施設） 就労継続支援B型事業所（186施設）
●平成28年度工賃実績：就労継続支援B型事業所（14,424円）

第4 指定障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策

各年度における障害福祉サービス等の実績及び見込(月間)

サービスの種類	事項	単位	26年度 実績	27年度 実績	28年度 実績	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込	32年度 見込
○訪問系サービス									
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	サービス量	時間	47,661	48,602	48,773	47,591	54,962	56,791	58,646
	利用者数	人	2,200	2,259	2,275	2,316	2,997	3,106	3,223
○日中活動系サービス									
生活介護	サービス量	人日分	78,436	80,768	82,133	79,841	84,131	86,786	89,768
	利用者数	人	3,880	3,995	4,097	4,150	4,580	4,729	4,889
自立訓練(機能訓練)	サービス量	人日分	172	171	118	129	352	403	421
	利用者数	人	8	10	8	8	26	28	31
自立訓練(生活訓練)	サービス量	人日分	2,401	2,476	2,037	1,853	3,252	3,413	3,538
	利用者数	人	160	156	149	138	276	297	318
就労移行支援	サービス量	人日分	3,809	3,930	4,358	4,025	5,584	6,559	7,329
	利用者数	人	212	222	253	264	514	620	705
就労継続支援(A型)	サービス量	人日分	7,465	7,724	7,722	7,517	8,715	9,260	9,893
	利用者数	人	373	377	384	395	501	541	593
就労継続支援(B型)	サービス量	人日分	73,063	75,819	80,940	79,526	91,081	95,996	100,760
	利用者数	人	3,880	4,042	4,342	4,529	5,139	5,402	5,662
就労定着支援	利用者数	人					115	160	208
療養介護	利用者数	人	269	276	278	282	301	308	314
短期入所(福祉型)	サービス量	人日分	2,876	3,059	3,139	3,331	4,524	4,905	5,230
	利用者数	人	503	528	575	486	783	855	923
短期入所(医療型)	サービス量	人日分	45	139	163	241	277	306	321
	利用者数	人	9	34	39	59	55	60	64
○居住系サービス									
自立生活援助	利用者数	人					101	138	177
共同生活援助(GH)	利用者数	人	1,696	1,823	1,867	1,878	2,162	2,323	2,473
施設入所支援	利用者数	人	2,131	2,130	2,136	2,119	2,119	2,090	2,038
○相談支援									
計画相談支援	利用者数	人	8,588	9,683	9,930	8,226	6,164	6,650	7,138
地域移行支援	利用者数	人	10	22	46	157	65	77	90
地域定着支援	利用者数	人	185	51	69	148	90	112	138

※ 各年度の3月の利用実績。

※ 単位の「人日」とは、1か月当たりのサービス利用日数の総数

※ 就労定着支援、自立生活援助の各サービスは、平成30年度より創設。

※ 「29年度見込」は、平成29年度12月までの実績より算出した見込量。

◇サービス見込量等について

○ 見込量の基本的な考え方

各市町村において、現在の利用実績等の分析、障がいのある方等のサービス利用に関する意向、心身の状況等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて、必要な量の見込みを設定し、これら市町村の見込量を集計した結果を県(圏域)の見込量としています。

◇共生型サービスについて

○ 基本的な考え方

高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉サービスの両方の制度に、新たに共生型サービスが平成30年度から創設されます。

今後、共生型の障害福祉サービス事業所の増加に伴い、障害福祉サービスも受けやすくなり、サービス見込量の増加も予測されることから、計画の修正等も視野に入れて、計画の進捗管理等を進めていきます。

1 訪問系サービス

(1) 現状と課題

- 利用者数は年々増加しており、今後も増加が見込まれるため、引き続きサービスの供給体制の充実が求められます。
- 福祉施設入所者や病院に入院中の障がいのある方の地域生活への移行が、より一層進展することが見込まれるため、地域の実情に合ったサービス基盤を拡充する必要があります。
- 様々な質の高いサービスを提供できる人材を確保・育成する必要があります。

(2) 見込量の確保のための方策

- 事業者に対して、広く国の制度改正等の情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめとする事業者の参入促進を図ります。
- 同行援護、行動援護等専門的な知識・技能を要する分野について重点的に研修を実施し、従業者の養成を推進します。
- 在宅における重度障がい者の支援のため、介護職員等によるたん吸引等の研修を実施します。

2 日中活動系サービス

(1) 現状と課題

- 日中活動系サービス利用者は全体としては年々増加しており、平成29年3月現在で、就労継続支援（B型）が最も多く、4,342人、続いて生活介護が4,097人となっております。
- 就労継続支援（B型）及び生活介護の利用者が見込量を上回った理由としては、前記「第2-1 本県の障がいのある方の状況」に記したように、身体障害者手帳所持者のうち約半数が重度の障がいのある方であり、また、療育手帳所持者の約4割がA判定の重度の障がいのある方であるため、雇用契約を結ぶ就労継続支援（A型）の事業所を利用することが困難であることから、雇用契約を必要とせず、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な訓練を支援する就労継続支援（B型）の事業所を利用する障がいのある方が多いと考えられます。さらに、重度の障がいのある方が多いということは、日常生活上の支援や生活能力向上のための援助を行う生活介護の増加につながっていると考えら

れます。

- 一方、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援（A型）の利用者が見込量を下回った理由としては、前記の理由によるもののほか、当該サービスを行う事業所が都市部及びその周辺地域に多く存在し、これ以外の地域に居住する障がいのある方にとっては利用するのに不便であるといった側面も考えられ、地域的に偏らない基盤整備の進め方が課題になってきます。
- 平成30年度以降の日中活動系サービスの見込量確保のためには、利用者及び地域ニーズの把握に努め、整備を進める必要があります。

（2）見込量の確保のための方策

- 多機能型事業所の整備やNPO法人等の多様な事業者の参入を促進し、身近な地域における必要な日中活動系サービスの確保に努めます。
- 平成30年度に創設される就労定着支援事業は、一般就労へ移行した障がい者を対象に、企業や関係機関との連絡調整や、就労に必要な生活面の課題の把握及び解決に向けて支援を行うものであり、各関係機関との連携を図りながら、一般就労移行後の職場定着率の向上に努めます。

3 居住系サービス

（1）現状と課題

- 障がいのある方が自立し、自らが望む地域で生活していくためには、生活の場が確保されていることが前提となります。
- グループホームの整備については、入院中の精神障がい者の退院や、入所施設からの地域生活への移行、家族の高齢化等による家庭での支援が困難になるなど、年々利用者が増加しており、近年の整備量の伸びを維持拡大していく必要があります。
- グループホームの制度は、その必要性や有効性について浸透してきているものの、地域住民の反対等により設置を再検討せざるを得ない事例も発生しています。
- 障がいのある方が地域生活に円滑に移行するためには、地域住民や家族等の理解が欠かせないことから、障がいのある方に対する地域社会の理解の促進を図る必要があります。
- 平成32年度をもって福祉型障害児入所施設を障害者支援施設とみなす「みなし規定」が終了する予定であり、福祉型入所施設に入所中の年齢超過者（18才以上の障がい者）の移行先を確保する必要があることから、適正なサービス量を見込む必要があります。

（2）見込量の確保のための方策

- グループホームは、障がいのある方の居住の場として重要な役割を果たしているため、引き続き施設整備を支援していきます。
- 公営住宅の活用を図るなど、関係機関と連携しながら、居住の場の確保に努めます。

- 障がい者世帯等の民間賃貸住宅への入居を支援するため、福島県居住支援協議会との連携による支援に取り組みます。
- 障がいのある方の地域での生活について、住民の正しい理解が得られるよう、関係機関と協力して啓発に努めます。
- 平成30年度に創設される自立生活援助は、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行うものであり、このサービスを活用できるよう各関係機関との連携を図りながら、障がい者が安心して地域で生活することができるよう努めます。

4 相談支援

(1) 現状と課題

- 計画相談支援については、平成27年度からサービスの支給決定を受けるすべての者に対しサービス等利用計画案の提出を求めているため、利用者は急増しているもののサービス等利用計画案を作成する相談支援事業者及び相談支援専門員が不足している状況です。
- サービス等利用計画やモニタリングの実施状況等を把握するほか、サービス等利用計画の質を担保しながら、相談支援事業者及び相談支援専門員の増加を図る必要があります。

(2) 見込量の確保のための方策

- これまで相談支援専門員の養成研修の拡充に取り組んできましたが、引き続き、必要な養成枠を確保するとともに、サービス等利用計画の質の担保を図るための各種研修の実施に努めます。

第5 相談支援の提供体制の確保のための方策

1 相談支援体制と自立支援協議会

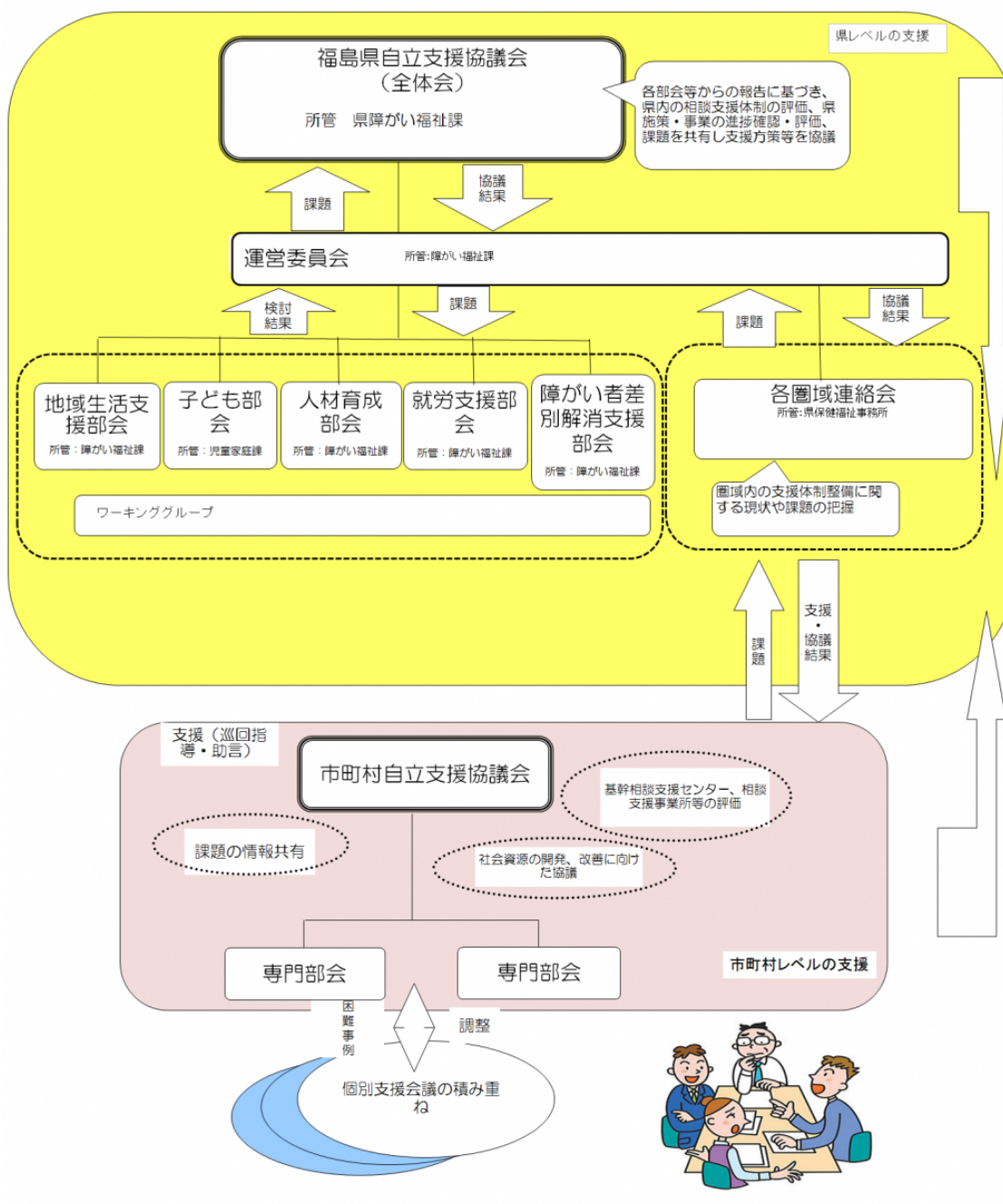
(1) 現状と課題

- 障害者総合支援法第77条に基づく県地域生活支援事業の広域的な支援事業として、障がい者（児）の支援において高度な専門性を有する者を各圏域に「相談支援アドバイザー」として配置し、市町村の相談支援体制整備への助言・指導等の2次支援に当たらせることによって、市町村相談支援体制の整備を推進しています。
- 障害者総合支援法第77条の2に基づき、市町村地域生活支援事業として地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを市町村が設置できるものとし、地域の総合的な相談を担うとともに、権利擁護や虐待防止、相談支援事業者への専門的指導及び人材育成等の相談支援体制を強化する取組を実施しています。
- 各圏域の「相談支援アドバイザー」について、業務を受託できる法人が少ないことから、相談支援アドバイザーを育成していく必要があります。
- 平成29年10月1日現在で県内の基幹相談支援センターは10か所設置済（複数市町村での設置あり）ですが、今後も設置を促進していく必要があります。
- 障害者総合支援法第89条の3に基づき、県では自立支援協議会を設置し、県内市町村の地域自立支援協議会の運営をバックアップし、市町村の相談支援体制の整備を促進しています。
- 障害者総合支援法第89条の3に基づき、市町村は地域自立支援協議会を設置し、地域における障がいのある方の相談支援の充実を図るため、関係者による連携及び支援体制に関する協議を行い、地域の課題を共有し地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担います。
- 県自立支援協議会の人材育成部会は、サービス管理責任者等や相談支援専門員の質的確保等の検討を行っています。
- 県内の市町村協議会は全市町村設置済ですが、平成28年度に全体会を開催していない市町村は59市町村中8町村と全体の13.6%を占めており、今後はその活性化を図る必要があります。

(2) 相談支援体制の強化に向けた方策

- 県地域生活支援部会委員を地域協議会に引き続き派遣し、地域において必要な社会資源や困難事例の検討についての助言を行います。
- 各圏域内の課題等に対応するため、市町村と連携しながら各保健福祉事務所が行う圏域連絡会の体制を強化し、市町村への助言指導を行います。
- 県自立支援協議会人材育成部会において策定した「福島県障がい者相談支援従事者人材育成ビジョン」に基づき、圏域のリーダー及び中核で担える人材育成を図ります。

□ 福島県自立支援協議会体系図



2 発達障がい児・者への支援体制

平成17年4月発達障害者支援法が施行されてから、障がい者関連の各制度においても発達障がい者が位置づけられ、必要な支援サービスが提供される仕組みが整備されるとともに、早期発見、早期支援の重要性など、発達障がいに対する理解も広がってきています。一方、施行から10年が経過し、例えば、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められています。

また、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の成立など、共生社会の実現に向けた新たな取組が進められる中、平成28年8月の発達障害者支援法の一部改正により、発達障がい

者の定義について、これまでの「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」に、「発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」が加えられました。

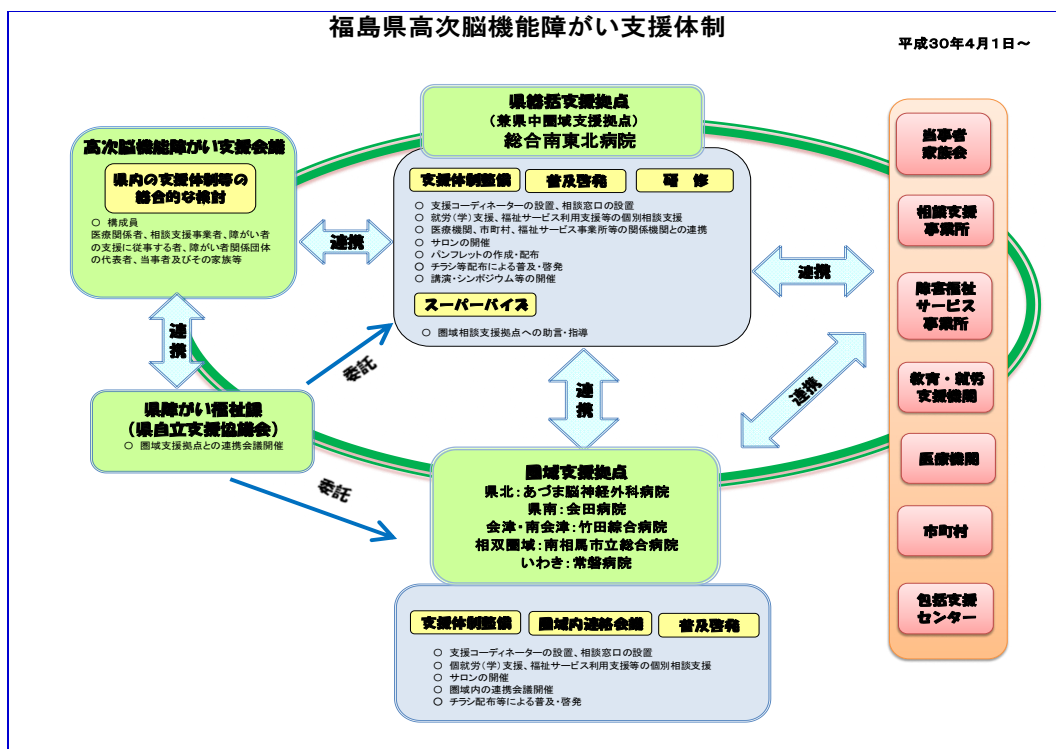
発達障がい児・者への支援については、県発達障がい者支援センターを中心として、発達障がい者支援体制整備事業等を実施することによりライフステージに応じた支援体制の整備や支援者のスキルアップを図り、発達障がい者（児）が身近な地域で切れ目なく適切な支援が受けられる体制づくりに取り組みます。

3 高次脳機能障がい者への支援体制

平成20年9月に、一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院を県の支援拠点機関（高次脳機能障がい支援室）として指定し、さらに平成29年度以降、身近な地域での相談支援体制を構築するため、圏域支援拠点（相双圏域を除く）を整備し、高次脳機能障がい者への相談支援体制の整備を図りました。

また、圏域でのネットワークの構築と課題等を検討することを目的として、圏域連絡会議を各圏域（相双圏域を除く）で開催しました。

今後も引き続き、県全体の支援拠点機関及び圏域支援拠点機関を中心に、高次脳機能障がい者に対する専門性の高い相談支援を行うとともに、関係機関との支援ネットワークづくり、高次脳機能障がいの正しい理解を促進するための普及・啓発活動、支援手法等に関する研修を行うなど、高次脳機能障がい者に対する支援の充実に努めます。



第6 人材育成及びサービスの質の向上のための取組

1 サービス提供に係る人材の研修

指定障害福祉サービス及び相談支援事業に従事する者の確保又は資質の向上及び市町村の公平かつ透明な福祉サービスの支給決定手続きを確保するため、次の研修を実施します。

【県事業】

- ア 相談支援従事者研修
- イ サービス管理責任者等研修（児童発達支援管理責任者を含む。）
- ウ 介護職員等たん吸引等研修（第三号研修）（特定の者対象）
- エ 障害支援区分認定調査員研修
- オ 市町村審査会委員研修
- カ 社会福祉関係職員階層別研修（初任者、中堅職員、チームリーダー、管理者）
- キ 障害者福祉施設等職員基礎研修
- ク 障害者福祉施設職員研修

【県が指定する事業者が実施】

- ア 居宅介護従業者養成研修（初任者研修課程）
- イ 重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程、追加課程、統合課程、行動障害支援課程）
- ウ 同行援護従業者養成研修（一般課程、応用課程）
- エ 外出介護従業者養成研修（視覚課程、全身性課程、知的課程）
- オ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）

2 指定障害福祉サービス等の事業者に対する指導及び第三者の評価

指定障害福祉サービス等の質の向上を図るため、県は、集団指導を行い、制度の改正点や前年度の実地指導で指摘した内容を紹介するなど、適正な事業運営が図られるよう支援します。

また、実地指導を行い、サービス事業所ごとに基準を遵守した事業運営が図られるよう指導します。

さらに、福祉サービス第三者評価を行う評価機関を指定し、希望するサービス事業者が適切な第三者評価を受審できる体制を整備し、その活用を推進します。

第7 県が実施する地域生活支援事業

1 実施する事業の内容

県は、障害者総合支援法第78条の規定に基づき、地域生活支援事業として、専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村間連絡調整事業、広域的な支援事業等の必須事業や、発達障害者支援体制整備事業、障害者就業・生活支援センター事業等の地域生活支援促進事業を実施します。

2 各事業の見込量とその確保のための方策等

(1) 専門性の高い相談支援事業

(単位：箇所、人)

事業名	30年度		31年度		32年度	
	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
① 発達障害者支援センター運営事業	1	1,300	1	1,300	1	1,300
② 高次脳機能障害支援普及事業	1	500	1	500	1	500

※「①・②」：延べ利用件数

① 見込量の考え方

○ 発達障害者支援センター運営事業

発達障がい者支援センターの平成26～28年の相談件数は、1,160～1,307件と微増傾向にありますが、今後については、平成28年度とほぼ同様の件数で推移していくものと見込んでいます。

○ 高次脳機能障害及びその他関連障害に対する支援普及事業

県高次脳機能障がい支援室における平成26～28年の利用者数は、各300件前後ですが、平成29年度から圏域高次脳機能障がい支援室も設置したことから今後各年500件前後で推移していくものと見込んでいます。

② 事業の見込量確保のための方策

- 引き続き、各関係機関をはじめ広く県民に相談窓口について周知を図ります。
- 関係機関との連携を図りつつ、それぞれの相談支援体制の充実に努めます。

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村間連絡調整事業

ア 養成研修における実修了見込者数（登録見込者数）

（単位：人）

区 分	単 位	30年度	31年度	32年度
① 手話通訳者（Ⅰ）	実修了 見込者数	15	15	15
② 手話通訳者（Ⅱ）		15	15	15
③ 盲ろう者向け通訳・介助員		10	10	10
④ 手話通訳者（実践）	登録	4 / 12	4 / 12	4 / 12
⑤ 要約筆記者	見込者数	4 / 15	4 / 15	4 / 15

（④と⑤について：（登録見込者数） / （実修了見込者数）、2つの数値を併記）

① 見込量の考え方

- 手話通訳者（実践）及び要約筆記者は、登録見込者数としており、手話通訳者（Ⅰ・Ⅱ）及び盲ろう者向け通訳・介助員は、実修了見込者としています。
- 手話通訳者及び要約筆記者の登録見込者は、それぞれの認定試験の合格者としており、過去の合格者の実績に基づいて見込んでいます。
- 盲ろう者向け通訳・介助員の実修了者数は、過去の修了者の実績に基づいて見込んでいます。

② 見込量確保のための方策

- ホームページ、広報誌などあらゆるメディア媒体を用いて、各養成講座の周知を図ります。
- 国で開催される指導者養成講座に引き続き講師候補者を派遣し、県内で実施する各講座の充実を図ります。
- 講座に途中で参加できず、所要の課程を修了できなかった受講者に再受講を勧めるなど、受講者の掘り起こしを図ります。

イ 派遣に係る実利用見込件数

（単位：件）

区 分	単 位	30年度	31年度	32年度
① 手話通訳者	実利用 見込件数	50	50	50
② 手話奉仕員		30	30	30
③ 要約筆記者		30	30	30
④ 要約筆記奉仕員		50	50	50
⑥ 盲ろう者向け通訳・介助員		290	290	290

注) 手話奉仕員、要約筆記奉仕員は専門性の高い意思疎通支援を行う者とされていませんが、広域派遣を実施していることから、掲載することとしました。

① 見込量の考え方

- 過去の派遣実績の平均値で推移すると見込んでいます。

② 見込量確保のための方策

- 市町村広報誌、ホームページなどあらゆるメディア媒体を用いて周知を図ります。

ウ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整

	30年度	31年度	32年度
実施の有無	有	有	有

○ 見込量確保のための方策

手話通訳者、要約筆記者の広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間の派遣調整を引き続き継続して実施し、視聴覚障がい者の自立した日常生活又は社会生活の支援に努めます。

(3) 広域的な支援事業

ア 都道府県相談支援体制整備事業

相談支援に関する高い専門性を有するアドバイザーを圏域ごとに配置し、身近な地域で助言・療育指導、調整等の広域的支援を行い、地域における相談支援体制の整備を推進します。

- ・アドバイザー設置：11か所（県北2、県中2、県南2、会津2、南会津1、相双2）

イ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

発達障がい者支援センター連絡協議会（発達障害者支援地域協議会）を設置し、地域における課題について情報共有を図るとともに、地域の支援体制の整備状況等の検証等を行い、地域の実情に応じた体制整備について協議します。

	30年度	31年度	32年度
協議会の開催回数	2回	2回	2回

(4) 発達障害者支援体制整備事業

各圏域に発達障がい地域支援マネージャーを配置し、発達障がい者支援センターと連携を図りながら、市町村や関係機関に助言、指導等を行うことにより、地域における発達障がい児・者の支援体制整備を推進します。

(単位：件)

	30年度	31年度	32年度
発達障がい者支援センター及び発達障がい地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	300	300	300
発達障がい者支援センター及び発達障がい地域支援マネージャーの関係機関や地域住民への研修、啓発件数	60	65	70

① 見込量の考え方

- 関係機関への助言件数については、平成28年度の実績ベースで見込んでいます。
- 関係機関や地域住民への研修、啓発件数については、今後、司法、警察等からの研修依頼の増加が見込まれるため、平成28年の実績（50件）をベースに増加傾向で見込んでいます。

② 見込量確保のための方策

- 発達障がい者支援センターと発達障害地域支援マネージャーが連携を図りながら、直接的な住民サービスを担う市町村、保育所、障害児通所支援事業所等が適切な支援を行えるよう、必要な助言、指導を行うとともに、関係職員の専門能力の向上を目指した研修会の充実を図ります。

(5) 障害者就業・生活支援センター事業

(単位：箇所、人)

事業名	30年度		31年度		32年度	
	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
① 障害者就業・生活支援センター事業	6	3,000	7	3,000	7	3,000

※「①」：延べ利用件数

① 見込量の考え方

- 平成26～28年の利用登録者数は2,575～3,025人と増加傾向であり、今後については、平成28年度とほぼ同様の件数で推移していくものと見込んでいます。

② 事業の見込量確保のための方策

- 引き続き、各関係機関をはじめ広く県民に相談窓口について周知を図ります。
- 関係機関との連携を図りつつ、それぞれの相談支援体制の充実に努めます。

第8 その他の方策

1 東日本大震災・原子力災害からの復興・創生

- 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（以下、「東日本大震災」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害（以下、「原子力災害」という。）の影響により、被災地を中心に、障害福祉サービスの提供体制の復旧を進めておりますが、引き続き地域生活への移行や就労支援などの自立支援を進めるとともに、被災者に対する相談支援や日中活動の場の確保、さらには帰還に向けた事業所の再開への支援を行うなど、障がいのある方等に対する障害福祉サービスの提供体制の整備を促進します。
- 避難12市町村※については、区域の見直しや解除、インフラ等の復旧、長期避難の状況等を踏まえながら、福祉サービスの提供体制の整備に向けた支援を行います。
- 避難先においても、必要なサービスが利用できるよう関係機関と連携しながら支援を行います。
- 応急仮設施設で運営している施設の復旧についても、各施設の状況等を踏まえ、その支援に努めます。
- 原子力災害の影響により、避難生活が長期化しており、心身の健康への影響が懸念されることから、被災者の心のケア体制の充実を図るとともに、総合的な自殺対策を推進します。

※避難12市町村：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村

2 災害時の障がいのある方等に対する福祉体制の強化

- 発災時に障がいのある方等を迅速かつ的確に安全な場所へ避難させるとともに、避難に伴う障害福祉サービスの低下を最小限に抑えます。
- 市町村が行う、避難行動要支援者名簿の作成や更新及び支援者となる自主防災組織や民生委員等との名簿の共有に関する制度化並びに避難支援個別計画の早期策定を支援していきます。また、市町村が行う防災訓練に避難行動要支援者避難訓練を取り入れてもらい、迅速、確実に避難できる体制づくりを促進します。
- 県、市町村の地域防災計画の見直しなどに合わせ、広域避難が生じた場合を想定した福祉の専門職チーム等の派遣体制の整備や、県内外の福祉施設での利用者等受入の促進など関係団体との災害時連携体制の一層の強化を図ります。
- 災害時に何らかの特別な配慮を要する障がいのある方等、いわゆる要配慮者が避難できる福祉避難所の指定等を促進するとともに、その周知に努めます。
- 情報が伝わりにくい視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する避難支援が適切に行われるよう、複数の手段を組み合わせた避難情報の伝達、市町村や地域の関係者による支援体制の構築を促進します。

- 災害発生時に、被災地域のニーズに応じて専門的な精神科医療の提供や精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）について30チームを目標に登録を図り、体制整備を進めます。
- 水防法、土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設において、要配慮者の確実な避難が図られるよう、関係部局や市町村と連携して避難確保計画の作成や訓練の実施に対する指導・助言を行います。

災害時の障がい福祉関連指標の実績と目標値

指標の名称	27年度 実績	28年度 実績	32年度 (目標値)
避難行動要支援者個別計画策定市町村数	17市町村	19市町村	59市町村
福祉避難所を指定している市町村数	51市町村	55市町村	59市町村
【参考】福祉避難所指定数	359	384	増加を目指す

資料：福島県保健医療福祉復興ビジョン

3 地域共生社会の実現に向けた取組

- 地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等を推進します。

4 障がい者虐待の防止、養護者に対する支援

- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）においては、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある方を発見した者に対して通報義務を課しています。
- 県では、リーフレット及びホームページ等により、法の理念について、県民への周知徹底を図るほか、通報に対して迅速かつ的確に対応できる人材の育成、虐待防止のための行政職員（国、県、市町村）、障がい者支援施設等の管理者・介護職員等を対象とした研修を実施します。
- 障害者虐待防止法の施行に伴い、福島県障がい者権利擁護センターを設置し、虐待の通報、相談を受けるとともに、各市町村に設置された障がい者虐待防止センター等と連携し、虐待を受けた障がい者及び養護者に対する支援等を行います。
- 地域の実情に応じて、高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、効果的な体制の構築が図られるよう支援します。
- 障がい者等の権利擁護の取組については、障害福祉サービスの利用の観点から成年後

見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、当該制度の利用を促進します。

【県内における障がい者虐待の発生状況】

		24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績
養護者によるもの	通報・届出件数	37	35	44	36	64
	うち虐待認定	20	18	25	25	27
福祉施設従事者によるもの	通報・届出件数	1	6	13	17	14
	うち虐待認定	1	1	2	39	11

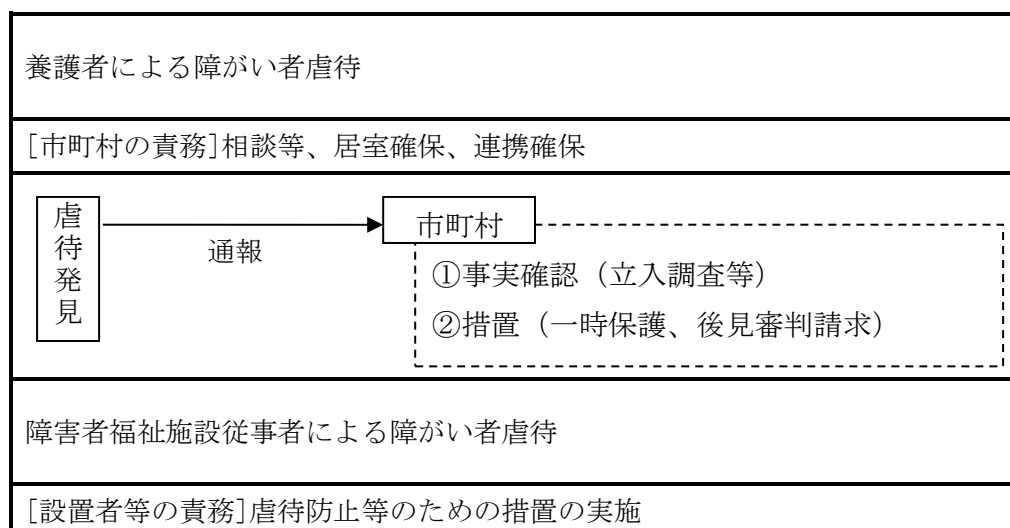
※平成24年度は、法律が施行された10月1日から翌年3月31日までの件数です。

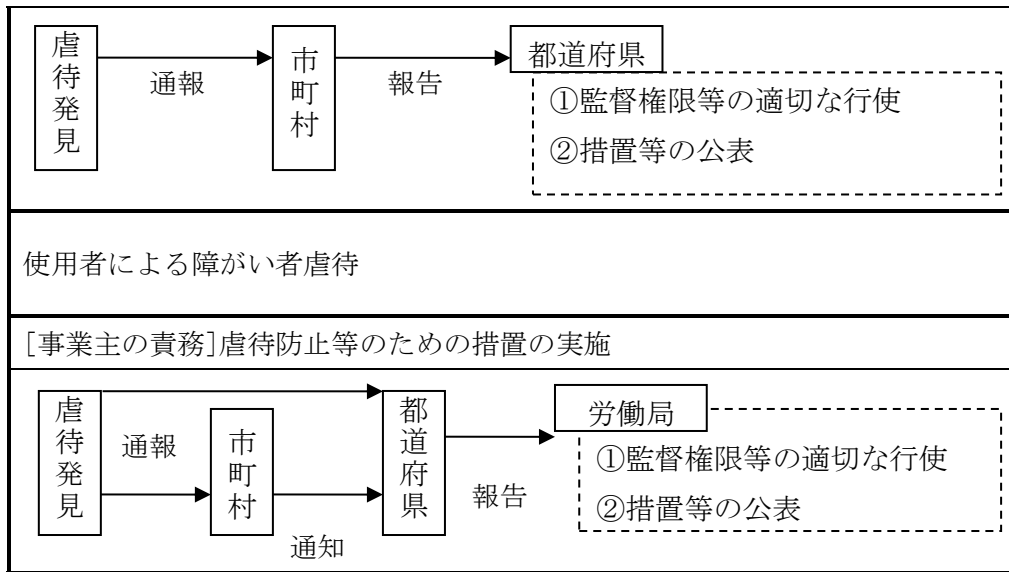
障がい者虐待の分類

区分	内容
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。
放棄・放置（ネグレクト）	食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしないこと、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないこと、などによって障がいのある方の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人 PandA-J）を参考に作成

【障がい者虐待防止等のスキーム】





5 意思決定支援の促進

- 意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るよう努めます。

6 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

- 芸術文化活動は、障がいのある方の生活を豊かにするとともに、県民にとっては、障がいや障がいのある方への理解と認識を深める機会となるため、県、市町村、関係団体等が連携しながら、発表の機会、障がいのある方とない方との交流の場の確保等の芸術文化活動の支援に努めます。

7 障がいを理由とする差別の解消の推進

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）を踏まえ、県、市町村等は「職員対応要領」を策定し、障がいのある方への適切な対応に努めるとともに、関係機関と連携を図り、障がいを理由とする差別の解消に取り組めます。
- 障がい者差別の解消に向けては、県民一人一人の理解と協力が必要であることから、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すための基本的な条例を定め、県民が一丸となって推進していきます。
- 「手話は言語である」との共通認識の下、手話普及のための施策を計画的に推進することを盛り込んだ条例を制定します。

8 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実

- 「福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」において非常災害計画の策定や避難訓練の実施を義務付けており、災害発生時には迅速に避難できるように、事業所に対し指導及び助言を行います。

第9 圏域計画

県北障がい保健福祉圏域計画

1 圏域構成市町村と人口

(1) 圏域構成市町村（4市、3町、1村）

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

(2) 圏域人口（平成29年4月1日現在推計人口）（単位：人）

総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	不明
484,060	69,258	264,069	145,888	4,845

2 障がい者等の状況

(1) 身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数）

（単位：人）

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・言 語・そしゃ く	肢体 不自由	内部
1	6,628	122	1,565	4,941	536	112	7	2,598	3,375
2	3,246	61	808	2,377	364	421	18	2,398	45
3	2,883	38	544	2,301	81	227	140	1,733	702
4	4,313	31	842	3,440	112	296	68	2,811	1,026
5	1,195	7	311	877	171	16	0	1,008	0
6	1,300	21	267	1,012	140	594	0	566	0
計	19,565	280	4,337	14,948	1,404	1,666	233	11,114	5,148

（平成29年4月1日）

(2) 知的障がい者数（療育手帳所持者数）

（単位：人）

区分	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	1,425	246	988	191
B	2,891	748	1,903	240
計	4,316	994	2,891	431

（平成29年4月1日）

(3) 精神障がい者数

① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数（単位：人）

等級	総数
1	420
2	1,774
3	987
計	3,181

（平成29年3月31日）

② 入院患者数及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数

(単位：人)

入院患者数 (平成 29 年 6 月 30 日)	受給者証所持者数 (平成 29 年 3 月 31 日)
1,138	7,192

3 サービス提供基盤の整備状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）



(1) 訪問系サービス

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
居宅介護事業所	福島市（32）、二本松市（8）、伊達市（8）、 本宮市（3）、桑折町（3）、国見町（1）、 川俣町（1）、大玉村（1） 圏域計（57）
重度訪問介護事業所	福島市（29）、二本松市（7）、伊達市（8）、 本宮市（3）、桑折町（3）、国見町（1）、 大玉村（1） 圏域計（52）
行動援護事業所	二本松市（1） 圏域計（1）
同行援護事業所	福島市（13）、二本松市（3）、伊達市（3）、 桑折町（1） 圏域計（20）
重度障害者包括支援事業所	圏域計（0）

(2) 日中活動系サービス（地域活動支援センター及び小規模作業所含む）

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
生活介護事業所	福島市（18）、二本松市（2）、伊達市（2）、 本宮市（3）、川俣町（1）、大玉村（2） 圏域計（28）
自立訓練（機能訓練）事業所	圏域計（0）
自立訓練（生活訓練）事業所	福島市（2） 圏域計（2）
就労移行支援事業所	福島市（4）、伊達市（1） 圏域計（5）
就労定着支援事業所	圏域計（0）
就労継続支援（A型）事業所	福島市（7）、伊達市（2） 圏域計（9）
就労継続支援（B型）事業所	福島市（35）、二本松市（5）、伊達市（6）、 桑折町（3）、川俣町（2）、大玉村（3） 圏域計（54）
療養介護事業所	圏域計（0）
短期入所（福祉型）事業所	福島市（8）、伊達市（1）、大玉村（1） 圏域計（10）
短期入所（医療型）事業所	国見町（1） 圏域計（1）
地域活動支援センター	福島市（10）、伊達市（1）、川俣町（1） 圏域計（12）

(3) 居住系サービス

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
自立生活援助	圏域計（0）
共同生活援助	福島市（17）、二本松市（1）、伊達市（4）、 本宮市（2）、桑折町（1）、大玉村（1）、 圏域計（26）
施設入所支援	福島市（6）、大玉村（1） 圏域計（7）

(4) 相談支援

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
計画相談支援	福島市（18）、二本松市（3）、伊達市（7）、 川俣町（1）、大玉村（1） 圏域計（30）

地域移行支援	福島市（3）、二本松市（1）、伊達市（1）、 大玉村（1） 圏域計（6）
地域定着支援	福島市（3）、大玉村（1） 圏域計（4）

(5) その他（国立病院機構及び障がい者就業・生活支援センター）

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
国立病院機構	圏域計（0）
障がい者就業・生活支援センター	福島市（1） 圏域計（1）

4 現状と課題

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がいのある方が、自ら希望する地域で暮らすことができるよう、関係機関と連携しながら地域生活への移行の促進に取り組んでいます。

しかし、地域生活への移行のための社会資源は必ずしも充実しているとは言えず、計画の目標人数には到達出来ていないのが現状です。地域生活を支えるための体制が不十分であることや、特にグループホーム等の居住の場が不足しており、こうした社会資源の整備が課題となっています。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

退院可能な精神障がい者の方に対し、退院に向けた支援を促進するため、精神障がいに対する理解促進の取り組みや医療・福祉・行政その他の関係者の連携を強化し地域移行体制の構築を推進するための研修会や検討会を開催し、地域生活への移行の促進に取り組んでいますが、地域生活を支える社会資源の不足や人材の不足等が、課題となっています。

精神障がい者が、地域の一員として誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が、包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

(3) 地域生活支援拠点の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者やその家族の地域での暮らしを支えるための体制整備が急務となっていますが、県北県域では平成29年度までの第4期障がい福祉計画期間内では未整備となっています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、市町村協議会就労支援部会等の関係機関が連携し、一般就労に向けた支援に取り組んでいますが、

福祉施設からの一般就労者はまだ少ないのが現状であり、一般就労に向けた支援の推進が不十分であることが課題となっています。

(5) その他

地域の社会資源の整備は進んできてはいるものの、社会資源が全体として都市部に偏在しており、町村部との間で社会資源の格差が生じています。障がいのある方が身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、社会資源の充実とともにサービス提供体制の整備が課題となっています。

5 実施する課題解決のための方策

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

県北障がい福祉圏域連絡会等を通じ、障がいのある方の地域生活を支えるためのグループホーム等の社会資源の整備の促進等を図ります。

また、地域生活への移行を希望する福祉施設に入所している障がいのある方や矯正施設に入所している障がいのある方の地域生活への円滑な移行を支援する体制の強化を図るとともに、身近な地域において必要なサービスを受けられるよう、市町村、関係機関等との連携を強化します。

なお、圏域計画に盛り込んだ地域資源の数値目標については、その達成状況について毎年度、進行管理を行い、社会資源の整備促進に努めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、地域の一員として誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤整備をするとともに、市町村や障がい福祉、介護事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるよう保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を通じて、支援体制を構築していきます。

(3) 地域生活支援拠点の整備

県北圏域では、地域の実情に沿った地域生活支援拠点等が整備されるよう、圏域内の市町村と連携し、検討を進めていく必要があります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

障がいのある方の一般就労及び職場定着に向けては、福祉分野のみならず、労働、教育等の他の分野との連携が重要になります。関係機関のネットワークをより一層充実し、企業への働きかけや福祉施設の支援のあり方等の課題の共有や対応策の検討、各種制度の活用等を図っていきます。

(5) その他

社会資源の偏在についてはかねてからの懸案事項であり、市町村協議会等によるサービス提供基盤の整備やサービス提供体制の構築を支援し、障がいのある方が身近な地域でサービスを利用できるよう努めていきます。

また、圏域計画に盛り込んだ事項については、市町村協議会を通じて進捗状況の評価を行うとともに、県北障がい福祉圏域連絡会を通じ、必要に応じて、目標値の設定を見直します。

6 平成32年度までの数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成29年3月31日の施設入所者数(A)	477人
平成32年度末の地域生活への移行者数(B)	51人
比率(B/A)	10.7%
平成32年度末の施設入所者数の減少見込数(C)	22人
比率(C/A)	4.6%
平成32年度末の施設入所者数(A-C)	455人

※基本指針において、平成29年3月31日が基準点とされているため、平成29年3月31日の施設入所者数との比率を記載しています。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場

圏域に1か所

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、県北障がい福祉圏域連絡会において、県北地域における支援体制の協議の場の設置について検討を行い、平成32年までの設置を目指し、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していきます。

なお、支援体制の構築にあたっては、障がい者の高齢化の状況を踏まえ、関係機関との連携を密にし、取り組みを進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点の整備

少なくとも1か所以上

県北圏域では、県北北部地区及び県北南部地区においてそれぞれ市町村協議会を中心に、地域における複数の機関が分担し必要な機能を担う面的整備を念頭に、地域生活支援拠点等の整備に向けて検討が進められています。

地域の実情に沿った地域生活支援拠点等の整備が促進されるよう、広域的な見地から情報提供や連絡調整等必要な支援に努めていきます。

(4) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

平成28年度の福祉施設からの一般就労移行者数	47人
------------------------	-----

平成32年度の年間の福祉施設からの一般就労者数	79人
	1.68倍
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	68人
平成32年度の就労移行支援事業利用者数	126人
	85.3%
平成32年度末の就労移行支援事業所数（見込）	12か所
平成32年度に就労移行率が3割以上になる就労移行支援事業所数	8か所
	66.7%
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率（H31年度）	80%
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率（H32年度）	80%

※福祉施設からの一般就労者数については、基本指針において、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とされているため、平成28年度からの倍率を記載しています。

※就労移行支援事業利用者数については、基本指針において、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを基本とされているため、平成28年度末からの増加率を記載しています。

7 地域生活支援体制について

(1) 現状と課題

障がいのある方が地域で安心して暮らせる社会づくりを進めるためには、市町村協議会や相談支援事業所等を中心とした関係機関が連携していくとともに、基幹相談支援センターや相談支援アドバイザー等による専門的・広域的支援により、地域における相談支援体制を充実・強化していく必要があります。

現在、圏域には全ての市町村に協議会が設置されていますが、市町村協議会の活動がまだ不十分なところがあり、県北障がい福祉圏域連絡会等を通じて活性化していく必要があります。

また、相談件数の増加や相談内容の複雑化等により計画相談支援を実施する相談支援事業所や相談支援専門員が不足しており、相談支援専門員の確保やスキルアップ等も課題となっています。

(2) 実施する課題解決のための方策

障がいのある方の地域での自立した生活を支えるため、県協議会からの支援や相談支援アドバイザー等と連携しながら、相談支援体制の中核を担う市町村協議会の取り組みを支援するとともに、県北障がい福祉圏域連絡会を通して課題の共有と検討、情報提供等に努めます。

また、基幹相談支援センター等を中心とした研修会等の実施や、県北障がい福祉圏域連絡会において必要な検討を行うなどして、相談支援専門員の人材育成等に努めるとともに、相談支援事業所の整備・充実を図ります。

8 指定障がい福祉サービス等の見込量（各年度3月）

(1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護 同行援護、行動援護 重度障害者包括支援	時間/月	13,807	14,395	15,008
	人	644	672	702

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
生活介護	人日/月	19,581	20,668	21,992
	人	1,002	1,057	1,123
自立支援（機能訓練）	人日/月	60	60	60
	人	4	4	4
自立支援（生活訓練）	人日/月	602	642	661
	人	38	40	41
就労移行支援	人日/月	1,692	2,052	2,480
	人	103	123	145
就労継続支援（A型）	人日/月	2,584	2,852	3,091
	人	129	141	153
就労継続支援（B型）	人日/月	27,076	29,080	31,195
	人	1,452	1,556	1,665
就労定着支援	人	9	13	16
合計	人日/月	51,595	55,354	59,479
	人	2,737	2,934	3,147
療養介護	人	66	70	73
短期入所（福祉型）	人日/月	487	547	598
	人	89	96	101
短期入所（医療型）	人日/月	42	42	50
	人	7	7	8

(3) 居住系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	人	4	5	6
共同生活援助（GH）	人	402	431	457
施設入所支援	人	472	465	455

(4) 相談支援

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人	672	814	956
地域移行支援	人	9	13	19
地域定着支援	人	8	11	13

9 指定障がい福祉サービス等の見込量を確保するために新たに必要となる事業所数

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	29.4.1 現在	30年度	31年度	32年度
生活介護	箇所	28	34	36	38
	増加数		6	2	2
自立訓練（機能訓練）	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0
自立訓練（生活訓練）	箇所	2	4	4	4
	増加数		2	0	0
就労移行支援	箇所	5	8	10	12
	増加数		3	2	2
就労継続支援（A型）	箇所	9	9	10	10
	増加数		0	1	0
就労継続支援（B型）	箇所	54	66	70	75
	増加数		12	4	5
就労定着支援	箇所	0	2	3	4
	増加数		2	1	1
療養介護	箇所	0	1	1	1
	増加数		1	0	0
短期入所（福祉系）	箇所	10	11	12	13
	増加数		1	1	1
短期入所（医療系）	箇所	1	1	1	1
	増加数		0	0	0

(2) 居住系サービス

サービス種別	単位	29.4.1 現在	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	箇所	0	2	2	2
	増加数		2	0	0
共同生活援助（GH）	箇所	26	30	33	35
	増加数		4	3	2
施設入所支援	箇所	7	7	7	7
	増加数		0	0	0

県中障がい保健福祉圏域計画

1 圏域構成市町村と人口

(1) 圏域構成市町村（3市、6町、3村）

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

(2) 圏域人口（平成29年4月1日現在推計人口）

(単位：人)				
総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	不明
534,591	81,701	300,176	144,872	7,842

2 障がい者・障がい児の状況

(1) 身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数） (単位：人)

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・言語・ そしゃく	肢体 不自由	内 部
1	7,672	196	2,109	5,367	513	164	7	2,657	4,331
2	3,465	65	1,125	2,275	412	502	9	2,507	35
3	2,774	59	710	2,005	65	240	101	1,720	648
4	4,465	33	1,240	3,192	69	298	50	2,802	1,246
5	1,044	9	399	636	132	12	0	900	0
6	1,211	24	368	819	85	579	0	547	0
計	20,631	386	5,951	14,294	1,276	1,795	167	11,133	6,260

(平成29年4月1日)

(2) 知的障がい者数（療育手帳所持者数）

(単位：人)

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	1,690	329	1,144	217
B	3,103	881	1,981	241
計	4,793	1,210	3,125	458

(平成29年4月1日)

(3) 精神障がい者数

①精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

等級	総数
1	370
2	1,955
3	777
計	3,102

(平成29年3月31日)

②入院患者数及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数

(単位：人)

入院患者数 (平成29年6月30日)	受給者証所持者数 (平成29年3月31日)
1,251	7,041

3 サービス提供基盤の整備状況（平成29年4月1日現在）



(1) 訪問系サービス

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
居宅介護事業所	郡山市 (30)、須賀川市 (12)、田村市 (4)、 鏡石町 (1)、天栄村 (1)、石川町 (2)、 玉川村 (1)、平田村 (1)、浅川町 (1)、 古殿町 (1)、三春町 (1) 圏域計 (55)
重度訪問介護事業所	郡山市 (29)、須賀川市 (12)、田村市 (4)、 鏡石町 (1)、天栄村 (1)、石川町 (1)、 玉川村 (1)、平田村 (1)、浅川町 (1)、 古殿町 (1) 圏域計 (52)
行動援護事業所	郡山市 (2)、天栄村 (1) 圏域計 (3)
同行援護事業所	郡山市 (9)、須賀川市 (6)、田村市 (3)、 三春町 (1) 圏域計 (19)
重度障害者包括支援事業所	圏域計 (0)

(2) 日中活動系サービス（地域活動支援センター及び小規模作業所含む）

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
生活介護事業所	郡山市（20）、須賀川市（5）、田村市（5）、石川町（4）、平田村（1）、浅川町（1）、三春町（1）、小野町（1） 圏域計（38）
自立訓練（機能訓練）事業所	圏域計（0）
自立訓練（生活訓練）事業所	郡山市（5） 圏域計（5）
就労移行支援事業所	郡山市（5）、須賀川市（2）、鏡石町（1）石川町（1） 圏域計（9）
就労継続支援（A型）事業所	郡山市（8）、須賀川市（2）、田村市（1） 圏域計（11）
就労継続支援（B型）事業所	郡山市（30）、須賀川市（8）、田村市（7）、鏡石町（1）、石川町（1）、平田村（1）、浅川町（1）、三春町（4）、小野町（2） 圏域計（55）
療養介護事業所	須賀川市（1） 圏域計（1）
短期入所（福祉型）事業所	郡山市（7）、須賀川市（2）、田村市（2）、石川町（3） 圏域計（14）
短期入所（医療型）事業所	郡山市（1）、須賀川市（1） 圏域計（2）
地域活動支援センター	郡山市（9）、田村市（6） 圏域計（15）

(3) 居住系サービス

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
自立生活援助	圏域計（0）
共同生活援助	郡山市（18）、須賀川市（7）、田村市（2）、鏡石町（1）、石川町（1） 圏域計（29）
施設入所支援	郡山市（3）、須賀川市（1）、田村市（2）、石川町（2） 圏域計（8）

(4) 相談支援

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
計画相談支援	郡山市（16）、須賀川市（5）、田村市（2）、鏡石町（1）、石川町（4）、平田村（1）、三春町（2）、小野町（1） 圏域計（32）
地域移行支援	郡山市（6）、須賀川市（2）、田村市（2）、石川町（2）、三春町（2） 圏域計（14）

地域定着支援	郡山市 (6)、須賀川市 (2)、田村市 (2)、 石川町 (2)、三春町 (2) 圏域計 (14)
--------	---

(5) その他 (国立病院機構及び障がい者就業・生活支援センター)

サービス種別	事業所所在市町村 (事業所数)
国立病院機構	須賀川市 (1) 圏域計 (1)
障がい者就業・生活支援センター	郡山市 (1) 圏域計 (1)

4 現状と課題

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設を退所し自らが希望する地域で生活するためには、住まいの確保や生活の準備のための相談を行う「地域移行支援」や、在宅生活を支えるための24時間の緊急事態等への相談に対応する「地域定着支援」を行う「一般相談支援事業所」の充実が必要になります。県中圏域では(1)で述べたように、設置場所に偏りが見られ、絶対数も不足しています。

また、施設を退所した後の居住の場であるグループホームや日中活動の場である日中活動系サービスを行う事業所など地域の受け皿も必要となります。県中圏域では、数としては整備されつつありますが、地域間に格差があるのが現状です。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

病状が安定し退院可能となった精神障がい者本人自らが望む地域で安心して暮らしていくためには、精神科病院内の退院促進体制や、精神障がい者に対する地域受け皿の確保などが必要になります。

今後も、精神科病院内で継続された退院促進体制の強化を推進するとともに、退院前からの相談支援体制との連携、居住の場や日中活動の場などの地域偏在をなくし、十分な地域資源を確保していく必要があります。

(3) 地域生活支援拠点の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者やその家族の地域での暮らしを支えるための体制整備が急務となっていますが、県中圏域では平成29年度までの第4期障がい福祉計画期間内では未整備となっています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

一般就労を希望する障がいのある方に様々な就労支援を行う就労移行支援事業所は県中圏域に9か所ありますが、市部に集中しており、絶対数も不足しています。また、一般就労が困難な場合に就労の機会を提供する就労継続支援事業所(A型(雇用型)やB型(非雇用型))については、数としては整備されつつありますが、地域格差があるのが現状です。

また、障がいのある方の就労支援にあたっては、労働、福祉、教育、医療等の様々な機関が関係するため、これら関係機関の連携強化が必要です。

(5) その他

面積が広く、人口が偏在している当圏域においては、障がい福祉サービスの提供体制においても偏りがあり、郡山市、須賀川市、田村市及び石川町を除く町村においては、社会基盤が少ない状況となっています。

今後は、すべての市町村で地域生活を送ることができるよう、均衡の取れた社会基盤整備を図っていく必要があります。

5 実施する課題解決のための方策

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域の相談支援事業所等の整備促進を図るとともに、地域の受け皿である社会資源の確保について、地域自立支援協議会等と連携し検討をしていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築について努めます。

また、地域の受け皿である社会資源の確保について、地域自立支援協議会と連携し検討をしていきます。

さらには、未受診、受診中断等、日常生活上の危機が生じている精神障がい者に対し、多職種が連携し包括的な支援を行い、精神障がい者の地域生活の継続を支援します。

(3) 地域生活支援拠点の整備

県中圏域では、地域の実情に沿った地域生活支援拠点等が整備されるよう、圏域内の市町村と連携し、検討を進めていく必要があります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

障がいのある方の就労支援の中核となる「県中地域障害者就業・生活支援センター」を中心とした関係機関の連携により、一般就労を希望する障がいのある方に対する支援を行うとともに、就労移行支援事業所や就労継続支援事所（A型（雇用型）やB型（非雇用型））の充実に向けて、地域自立支援協議会等と連携し検討をしていきます。

6 平成32年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成29年3月31日の施設入所者数（A）	529人
平成32年度末の地域生活への移行者数（B）	29人
比率（B/A）	5.5%
平成32年度末の施設入所者数の減少見込数（C）	17人
比率（C/A）	3.2%
平成32年度末の施設入所者数（A-C）	512人

※基本指針において、平成29年3月31日が基準点とされているため、平成29年3月31日の施設入所者数との比率を記載しています。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場

圏域に1か所

県中保健福祉事務所が主催する保健福祉圏域連絡会及び地域自立支援協議会等を活用し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を圏域に設置することにより、精神障がい者の地域生活と定着について検討していきます。

(3) 地域生活支援拠点の整備

少なくとも1か所以上

地域課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、地域における個別の状況に応じ、自立支援協議会等の場で、関係機関等が参画して検討する必要があるため、広域的な視点から必要な支援に努めていきます。

(4) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

平成28年度の福祉施設からの一般就労移行者数	27人
平成32年度の年間の福祉施設からの一般就労者数	39人 1.4倍
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	115人
平成32年度の就労移行支援事業利用者数	133人 15.7%
平成32年度末の就労移行支援事業所数（見込）	11か所
平成32年度に就労移行率が3割以上になる就労移行支援事業所数	6か所 55%
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率（H31年度）	35%
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率（H32年度）	35%

※福祉施設からの一般就労者数については、基本指針において、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とされているため、平成28年度からの倍率を記載しています。

※就労移行支援事業利用者数については、基本指針において、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを基本とされているため、平成28年度末からの増加率を記載しています。

7 相談支援の提供体制について

(1) 現状と課題

障がいのある方の地域生活を支援するためには、相談支援体制の充実を図ることが重要です。まず、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりを協議する場として「地域自立支援協議会」があり、県中圏域では全市町村において設置されていま

すが、今後は、さらなる会議の充実、活性化が求められています。

また、県中圏域には、障がいのある方の相談に応える相談支援事業所として、地域生活への移行や地域生活を定着させるための支援を行う「一般相談支援事業所」が14か所、本人が自立した地域生活を送るためのサービス等利用計画の作成等を行う「特定相談支援事業所」が32か所あります。

しかしながら、相談支援事業所数は増えているものの、場所が市部に集中しているほか、圏域全体を見た場合、事業所数は十分な数とは言えず、専門的知識や経験を有する相談支援専門員の数も不足しているなど、相談支援体制の充実が課題と言えます。

なお、地域における相談支援の中核を担う施設として、障がいのある方の総合的な相談のほか、地域の相談支援事業所間の調整や支援、成年後見人制度の利用促進の支援等を行う「基幹相談支援センター」がありますが、県中圏域では3市町での設置にとどまっており、今後、さらなる設置が求められています。

(2) 実施する課題解決のための方策

各市町村に設置されている地域自立支援協議会については、さらなる協議会機能の充実と活性化を図るため、県において助言、情報提供等の支援を行います。

また、地域自立支援協議会と十分に連携を図りながら、事業者や市町村に対して、補助事業の活用や他地域の取組状況に係る情報提供などを行い、地域の相談支援事業所や障がい福祉サービス等事業所の整備促進を図っていきます。

8 指定障がい福祉サービス等の見込量（各年度3月）

(1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護 同行援護、行動援護 重度障害者包括支援	時間/月	16,332	16,687	17,054
	人	775	798	822

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
生活介護	人日/月	22,548	23,233	23,937
	人	1,232	1,278	1,325
自立支援（機能訓練）	人日/月	52	52	52
	人	3	3	3
自立支援（生活訓練）	人日/月	885	905	904
	人	83	87	91
就労移行支援	人日/月	1,231	1,451	1,596
	人	114	126	135

就労継続支援（A型）	人日/月	2,739	2,840	2,953
	人	153	160	166
就労継続支援（B型）	人日/月	22,091	23,424	24,795
	人	1,194	1,266	1,346
就労定着支援	人	42	55	72
合計	人日/月	49,546	51,905	54,237
	人	2,821	2,975	3,138

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
療養介護	人	77	79	80
短期入所（福祉型）	人日/月	1,697	1,768	1,845
	人	234	248	263
短期入所（医療型）	人日/月	59	59	60
	人	14	14	14

(3) 居住系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	人	43	52	62
共同生活援助（GH）	人	587	648	699
施設入所支援	人	526	518	512

(4) 相談支援

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人	424	443	472
地域移行支援	人	8	11	13
地域定着支援	人	7	10	14

9 指定障がい福祉サービス等の見込量を確保するために新たに必要となる事業所数

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	29.4.1 現在	30年度	31年度	32年度
生活介護	箇所	38	42	44	45
	増加数		4	2	1
自立訓練（機能訓練）	箇所	0	0	0	0

	増加数		0	0	0
自立訓練（生活訓練）	箇所	5	9	9	10
	増加数		4	0	1
就労移行支援	箇所	8	9	10	11
	増加数		1	1	1
就労継続支援（A型）	箇所	11	11	12	12
	増加数		0	1	0
就労継続支援（B型）	箇所	55	56	58	61
	増加数		1	2	3

サービス種別	単位	29.4.1 現在	30 年度	31 年度	32 年度
就労定着支援	箇所	0	9	10	11
	増加数		1	1	1
療養介護	箇所	1	1	1	1
	増加数		0	0	0
短期入所（福祉系）	箇所	14	14	14	14
	増加数		0	0	0
短期入所（医療系）	箇所	2	2	2	2
	増加数		0	0	0

(2) 居住系サービス

サービス種別	単位	29.4.1 現在	30 年度	31 年度	32 年度
自立生活援助	箇所	0	5	6	7
	増加数		5	1	1
共同生活援助（GH）	箇所	29	30	31	32
	増加数		1	1	1
施設入所支援	箇所	8	8	8	8
	増加数		0	0	0

県南障がい保健福祉圏域計画

1 圏域構成市町村と人口

(1) 圏域構成市町村（1市、4町、4村）

白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

(2) 圏域人口（平成29年4月1日現在推計人口）（単位：人）

総数	0～17歳	18歳～64歳	65歳以上	不明
141,867	22,638	77,860	40,355	1,014

2 障がい者・障がい児の状況

(1) 身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数）（単位：人）

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	視覚	聴覚・平衡機能	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部
1	1,850	34	485	1,331	131	8	0	546	1,165
2	856	10	267	579	95	120	3	625	13
3	813	14	156	643	26	57	44	506	180
4	1,247	6	288	953	14	64	20	800	349
5	377	2	118	257	44	4	0	329	0
6	372	6	93	273	34	144	0	194	0
計	5,515	72	1,407	4,036	344	397	67	3,000	1707

（平成29年4月1日）

(2) 知的障がい者数（療育手帳所持者数）

（単位：人）

区分	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	484	75	331	78
B	933	243	592	98
計	1417	318	923	176

（平成29年4月1日）

(3) 精神障がい者数

① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

（単位：人）

等級	総数
1	81
2	439
3	293
計	813

（平成29年3月31日）

② 入院患者数及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数

（単位：人）

入院患者数 （平成 29 年 3 月 31 日）	受給者証所持者数 （平成 29 年 3 月 31 日）
326	1,700

3 サービス提供基盤の整備状況（平成 29 年 4 月 1 日現在、休止中を含める）



(1) 訪問系サービス

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
居宅介護事業所	白河市（6）、西郷村（5）、泉崎村（2）、 中島村（1）、矢吹町（1）、棚倉町（1）、 矢祭町（1）、塙町（1）、鮫川村（1） 圏域計（19）
重度訪問介護事業所	白河市（5）、西郷村（5）、泉崎村（1）、 中島村（1）、矢吹町（1）、矢祭町（1）、 塙町（1）、鮫川村（1） 圏域計（16）
行動援護事業所	白河市（1）、鮫川村（1） 圏域計（2）
同行援護事業所	西郷村（2） 圏域計（2）
重度障害者包括支援事業所	圏域計（0）

(2) 日中活動系サービス（地域活動支援センター及び小規模作業所を含む）

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
生活介護事業所	白河市（3）、西郷村（7）、泉崎村（1）、 矢吹町（2）、棚倉町（2）、矢祭町（1）、 塙町（1） 圏域計（17）

自立訓練（機能訓練）事業所	西郷村（１）	圏域計（１）
自立訓練（生活訓練）事業所		圏域計（０）
就労移行支援事業所	泉崎村（１）	圏域計（１）
就労継続支援（Ａ型）事業所	西郷村（１）、泉崎村（１）、矢吹町（１）	圏域計（３）
就労継続支援（Ｂ型）事業所	白河市（５）、西郷村（１）、泉崎村（１）、 矢吹町（３）、棚倉町（１）、矢祭町（１）、 埴町（１）、鮫川村（１）	圏域計（１４）
療養介護事業所		圏域計（０）
短期入所（福祉型）事業所	西郷村（９）、矢吹町（１）、矢祭町（１）、 埴町（１）	圏域計（１２）
短期入所（医療型）事業所		圏域計（０）
地域活動支援センター	泉崎村（１）	圏域計（１）

(3) 居住系サービス

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）	
共同生活援助	白河市（２）、西郷村（２）、泉崎村（１）、 矢吹町（４）、埴町（１）	圏域計（１０）
施設入所支援	西郷村（６）、矢吹町（１）、埴町（１）	圏域計（８）

(4) 相談支援（休止中の事業所を含む）

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）	
計画相談支援	白河市（３）、西郷村（５）、泉崎村（１）、 矢吹町（１）、棚倉町（１）、矢祭町（１）、 埴町（１）	圏域計（１３）
地域移行支援	西郷村（３）、泉崎村（１）、矢吹町（１）、 埴町（１）	圏域計（６）
地域定着支援	西郷村（１）、泉崎村（１）、矢吹町（１）、 埴町（１）	圏域計（４）

(5) その他（国立病院機構及び障がい者就業・生活支援センター）

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）	
国立病院機構		圏域計（０）
障がい者就業・生活支援センター	白河市（１）	圏域計（１）

4 現状と課題

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、地域の関係者及び施設職員等が移行促進の認識を持ち支援しているところですが、思うように進んでないのが現状です。

地域移行希望者の情報を把握し、適切な支援に結びつけるとともに、日中活動の場、居住の場など地域の受け皿の整備や資源の充実が必要です。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

前期計画時（H26. 4. 1 現在）に比べ、精神保健福祉手帳所持者や自立支援医療（精神通院）受給者数の増加から、精神科医療を必要とする地域生活者が増えていることがうかがえます。

また、当圏域には入院病床を持つ医療機関が3つありますが、入院患者数が減少している背景として、保健・医療・福祉による地域移行促進及び医療機関の早期退院への取り組みが進められていることが考えられ、1年以上在院患者の割合も平成29年6月時点と比べ減少しています。

地域自立支援協議会の精神障がい者地域移行ワーキンググループにおいては、医療機関における地域移行希望者の状況等を関係者で共有し、移行に係る課題等を検討しています。

(3) 地域生活支援拠点の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者やその家族の地域での暮らしを支えるための体制整備が急務となっていますが、県南圏域では平成29年度までの第4期障がい福祉計画期間内では未整備となっています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設からの一般就労にあたっては、県南障がい者就業・生活支援センターや各福祉施設職員、相談支援専門員が連携し支援しています。施設から地域への移行促進とともに支援対象者の増加が見込まれ、ハローワーク等も含め、各機関が連携し、就労先を拡充していくことが必要です。

また、地域自立支援協議会のワーキンググループ等で、一般就労推進や工賃向上に向けて検討が行われています。

(5) その他

当圏域は県の南部に位置し、栃木県と茨城県に隣接しています。

地理的条件から栃木県や茨城県等のサービスを利用する方もあり、圏域を超えたサービス提供が行われている状況です。

5 実施する課題解決のための方策

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活移行が推進するよう、退所希望者の状況を把握するとともに、地域関係者と施設職員との連携強化を図ります。

地域自立支援協議会の身体障がい、知的障がいに係るワーキンググループにおいて、課題の整理や対応策の検討をより一層行えるよう支援します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

退院希望のある長期入院者の地域移行が円滑に進むよう、医療機関と相談支援事業者を中心とした地域関係者との連携強化を図ります。

また、地域で暮らす精神障がい者が安心した地域生活を送れる（続けられる）よう、現行事業を継続しながら地域生活を支える体制整備を促進します。

地域移行支援や地域定着支援事業所の活性化や、平成 30 年度から新サービスとなる自立生活援助事業所の開拓、障がい者の高齢化に伴う介護保険制度の理解と連携等を図るための機会を増やしていきます。

(3) 地域生活支援拠点の整備

圏南圏域では、地域の実情に沿った地域生活支援拠点等が整備されるよう、圏域内の市町村と連携し、検討を進めていく必要があります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

障がい者就労における支援体制の更なる強化を図るため、地域自立支援協議会、ハローワーク及び障がい者就業・生活支援センター等の関係機関の連携強化を推進します。

(5) その他

圏域内の各地域自立支援協議会や、県を超えてサービス提供をしている事業者との連携強化を推進します。

障がい者差別解消の推進に向け、各地域自立支援協議会における検討や、圏域連絡会等を活用した検討が推進されるよう働きかけます。

6 平成 32 年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成 29 年 3 月 31 日の施設入所者数 (A)	206 人
平成 32 年度末の地域生活への移行者数 (B)	26 人
比率 (B/A)	12.6%
平成 32 年度末の施設入所者数の減少見込数 (C)	15 人
比率 (C/A)	7.3%
平成 32 年度末の施設入所者数 (A-C)	191 人

※基本指針において、平成 29 年 3 月 31 日が基準点とされているため、平成 29 年 3 月 31 日の施設入所者数との比率を記載しています。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場

少なくとも1か所以上

市町村における協議の場についても、各地域自立支援協議会等を活用するなどし、設置できるよう支援していきます。

(3) 地域生活支援拠点の整備

少なくとも1か所以上

白河市・西白河郡4町村で構成する「しらかわ地域」及び東白川郡4町村で構成する「東白川地域」において、それぞれ検討を進めているところです。

(4) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

平成 28 年度の福祉施設からの一般就労移行者数	9 人
平成 32 年度の年間の福祉施設からの一般就労者数	26 人 2.9 倍
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数	17 人
平成 32 年度の就労移行支援事業利用者数	36 人 111.8%
平成 32 年度末の就労移行支援事業所数（見込）	2 か所
平成 32 年度に就労移行率が 3 割以上になる就労移行支援事業所数	2 か所 100%
就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率（H31 年度）	26.7%
就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率（H32 年度）	37.8%

※福祉施設からの一般就労者数については、基本指針において、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とされているため、平成 28 年度からの倍率を記載しています。

※就労移行支援事業利用者数については、基本指針において、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを基本とされているため、平成 28 年度末からの増加率を記載しています。

7 相談支援の提供体制について

(1) 現状と課題

当圏域には、2つの地域自立支援協議会が設置されています。

白河市及び西白河郡4町村（西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町）からなる「しらかわ地域」

と、東白川郡4町村（棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村）からなる「東白川地域」の各協議会があり、行政及び関係機関等による地域支援体制に係る情報共有や協議の場となっています。

相談支援体制については、計画作成率（H29.9月末）はほぼ100%で、個別支援計画のもとサービスが提供されていますが、近年の相談件数の増加や相談内容の困難化傾向、相談支援専門員が1名しかいない事業所もあるなど、相談支援専門員個々への負担が大きくなっています。

地域生活を支える各種サービス事業所については、居住や就労などに係る事業所は増えていますが、制度の浸透による利用者の増加等に伴う今後の需要量増加が見込まれており、更なる資源の整備が必要です。また、サービス事業所は白河市・西白河郡に多く所在しているため地域格差があるほか、従事者の人材確保に苦慮している現状もあります。

（2）実施する課題解決のための方策

各地域自立支援協議会への支援や地域移行圏域連絡会等を通じ、個別事例からの課題の把握、各地域としての課題の積み上げ、圏域として解決していく課題の整理等を行い、体制整備を推進すると共に、各種研修等を通じ、相談支援専門員等福祉サービス従事者の人材育成を支援します。

8 指定障がい福祉サービス等の見込量（各年度3月）

（3）訪問系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護 同行援護、行動援護 重度障害者包括支援	時間/月	2,937	3,123	3,319
	人	197	210	223

（2）日中活動系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
生活介護	人日/月	7,432	7,607	7,808
	人	380	391	400
自立支援（機能訓練）	人日/月	73	92	111
	人	5	6	7
自立支援（生活訓練）	人日/月	137	160	183
	人	6	7	8
就労移行支援	人日/月	349	500	536
	人	23	33	36
就労継続支援（A型）	人日/月	1,013	1,077	1,132
	人	48	51	54

就労継続支援（B型）	人日/月	6,572	6,809	6,996
	人	353	369	378
就労定着支援	人	15	20	22
合計（※「人日/月」については就労定着支援を除く）	人日/月	15,576	16,245	16,766
	人	830	877	905
療養介護	人	26	27	28
短期入所（福祉型）	人日/月	472	552	623
	人	61	73	85
短期入所（医療型）	人日/月	53	70	75
	人	9	12	13

(3) 居住系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	人	8	10	11
共同生活援助（GH）	人	132	144	155
施設入所支援	人	202	198	191

(4) 相談支援

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人	333	349	364
地域移行支援	人	12	13	13
地域定着支援	人	12	13	13

9 指定障がい福祉サービス等の見込量を確保するために新たに必要となる事業所数

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	29.4.1現在	30年度	31年度	32年度
生活介護	箇所	17	18	18	18
	増加数		1	0	0
自立訓練（機能訓練）	箇所	1	1	1	1
	増加数		0	0	0
自立訓練（生活訓練）	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0
就労移行支援	箇所	1	2	2	2
	増加数		1	0	0

就労継続支援（A型）	箇所	3	3	3	3
	増加数		0	0	0
就労継続支援（B型）	箇所	14	16	16	17
	増加数		2	0	1
就労定着支援	箇所	0	2	2	2
	増加数		2	0	0
療養介護	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0
短期入所（福祉系）	箇所	12	12	12	12
	増加数		0	0	0
短期入所（医療系）	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0

(2) 居住系サービス

サービス種別	単位	29.4.1 現在	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	箇所	0	2	2	2
	増加数		2	0	0
共同生活援助（GH）	箇所	10	11	11	11
	増加数		1	0	0
施設入所支援	箇所	8	8	8	8
	増加数		0	0	0

会津障がい保健福祉圏域計画

1 圏域構成市町村と人口

(1) 圏域構成市町村（2市、8町、3村）

会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町

(2) 圏域人口（平成29年1月1日現在推計人口）

				(単位：人)
総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	不明
245,339	36,045	125,914	80,756	2,624

2 障がい者・障がい児の状況

(1) 身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数）

(単位：人)

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	視覚	聴覚・平衡機能	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部
1	4,369	91	907	3,371	268	30	3	1,367	2,701
2	1,829	14	406	1,409	232	241	0	1,322	34
3	3,301	15	382	2,904	45	160	93	2,217	786
4	4,133	4	559	3,570	64	614	52	2,580	823
5	931	3	171	757	92	6	0	833	0
6	911	4	145	762	95	474	0	342	0
計	15,474	131	2,570	12,773	796	1,525	148	8,661	4,344

(平成29年4月1日)

(2) 知的障がい者数（療育手帳所持者数）

(単位：人)

区分	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	770	134	494	142
B	1,369	271	905	193
計	2,139	405	1,399	335

(平成29年4月1日)

(3) 精神障がい者数

① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

等級	総数
1	165
2	797
3	484
計	1,446

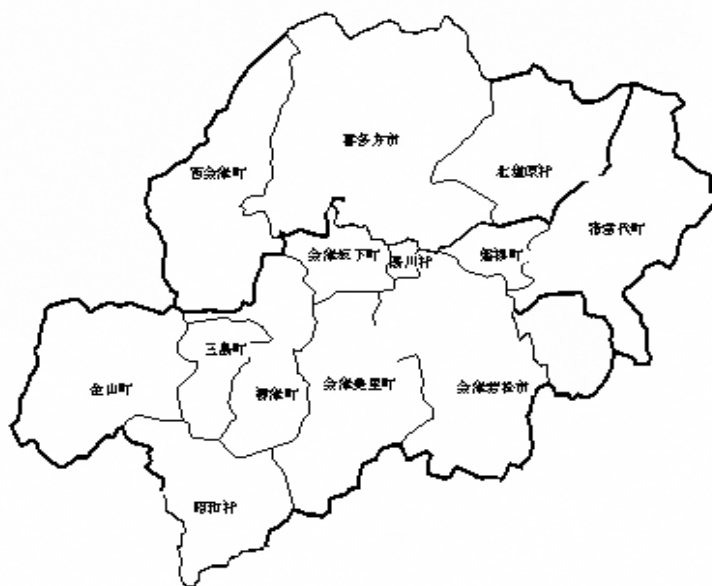
(平成29年3月31日)

② 入院患者数及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数

(単位：人)

入院患者数 (平成29年6月30日)	受給者証所持者数 (平成29年3月31日)
839	3,282

3 サービス提供基盤の整備状況 (平成29年4月1日現在)



(1) 訪問系サービス

サービス種別	事業所所在市町村 (事業所数)
居宅介護事業所	会津若松市 (20)、喜多方市 (6)、北塩原村 (1)、西会津町 (1)、猪苗代町 (1)、会津坂下町 (5)、柳津町 (1)、金山町 (1)、会津美里町 (2) 圏域計 (38)
重度訪問介護事業所	会津若松市 (20)、喜多方市 (6)、北塩原村 (1)、西会津町 (1)、猪苗代町 (1)、会津坂下町 (5)、柳津町 (1)、金山町 (1)、会津美里町 (2) 圏域計 (38)
行動援護事業所	会津若松市 (2) 圏域計 (2)
同行援護事業所	会津若松市 (9)、喜多方市 (1)、西会津町 (1)、猪苗代町 (1)、会津坂下町 (1) 圏域計 (13)
重度障害者包括支援事業所	圏域計 (0)

(2) 日中活動系サービス（地域活動支援センター及び小規模作業所含む）

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
生活介護事業所	会津若松市（8）、喜多方市（1）、北塩原村（1）、猪苗代町（1）、会津坂下町（1）、湯川村（1）、会津美里町（3） 圏域計（16）
自立訓練（機能訓練）事業所	圏域計（0）
自立訓練（生活訓練）事業所	会津若松市（2）、喜多方市（2） 圏域計（4）
就労移行支援事業所	会津若松市（1） 圏域計（1）
就労定着支援事業所	圏域計（0）
就労継続支援（A型）事業所	会津若松市（4） 圏域計（4）
就労継続支援（B型）事業所	会津若松市（14）、喜多方市（10）、西会津町（1）、猪苗代町（1）、会津坂下町（3）、会津美里町（2） 圏域計（31）
療養介護事業所	圏域計（0）
短期入所（福祉型）事業所	会津若松市（3）、喜多方市（1）、西会津町（1）、猪苗代町（3）、会津坂下町（1）、柳津町（1）、会津美里町（1） 圏域計（11）
短期入所（医療型）事業所	圏域計（0）
地域活動支援センター	会津若松市（1）、喜多方市（1）、猪苗代町（1） 圏域計（3）

(3) 居住系サービス

サービス種別	事業所所在市町村（総事業所数）
自立生活援助	圏域計（0）
共同生活援助	会津若松市（16）、喜多方市（8）、西会津町（1）、猪苗代町（2）、会津坂下町（1）、湯川村（1）、会津美里町（1） 圏域計（30）
施設入所支援	会津若松市（2）、猪苗代町（1）、会津美里町（1） 圏域計（4）

(4) 相談支援

サービス種別	事業所所在市町村数（総事業所数）
計画相談支援	会津若松市（11）、喜多方市（3）、西会津町（1）、猪苗代町（1）、会津坂下町（2）、会津美里町（1） 圏域計（19）
地域移行支援	会津若松市（1）、喜多方市（1）、猪苗代町（1）、会津坂下町（1）、会津美里町（1） 圏域計（5）
地域定着支援	会津若松市（1）、喜多方市（1）、会津美里町（2） 圏域計（4）

(5) その他（国立病院機構及び障がい者就業・生活支援センター）

サービス種別	事業所所在市町村数（総事業所数）

国立病院機構		圏域計(0)
障がい者就業・生活支援センター	会津若松市(1)	圏域計(1)

4 現状と課題

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者が、自ら選んだ地域で安心して、暮らすことができるように、支援を行う関係機関等の障がい者への意思決定支援の充実が求められております。また、障がいが高齢化・高齢化している障がい者が地域生活に移行するための社会資源が不足しており、単に社会資源を増やすだけではなく、質の確保が課題となっています。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要がありますが、このための社会資源の不足や精神障がい者に対する差別や偏見が課題となっています。

(3) 地域生活支援拠点の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者やその家族の地域での暮らしを支えるための体制整備が急務となっており、会津圏域では会津若松市が平成29年7月に拠点を整備しましたが、他の市町村では平成29年度までの第4期障がい福祉計画期間内では未整備となっています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

障がい者が自立し、地域で安心して暮らすためには、本人の能力を発揮できるような就労の機会を得て働き、社会と関わることにより生きる喜びを持つことは重要です。

しかし、様々な理由で離職に至るケースもあることから、アセスメント自体の充実を図るとともに、就労する障がい者のスキルアップ及び就労定着支援の充実が課題となっています。

(5) その他

障がい者を地域で支えるために居宅介護等の社会資源を確保していく必要がありますが、そこに従事する人材の確保、定着が困難な状況にあります。

また、強度行動障害といった支援の難しい障がい者への対応や、障がい者自身の高齢化等も相俟って、これらに対応できるよう質の向上を図ることも課題となっています。

5 実施する課題解決のための方策

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所する利用者が、希望する地域で、安心して暮らすことが出来るよう、支援を行う関係機関等と連携を図りながら地域生活移行の促進に取り組んでいきます。また、重度化・高齢化している障がい者が地域生活移行するための環境整備を促進するため、会津障

がい保健福祉圏域連絡会居住系サービスに関するワーキンググループと連携して体制整備を図ります。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域生活移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があるため、関係機関の更なる有機的な連携による取り組みに加えて、地域住民の精神障がいに対する理解を促進し、精神障がい者が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域の実情に応じた効果的な取り組みを共有するために、医療・保健・福祉・行政関係者による協議の場を設置します。

(3) 地域生活支援拠点の整備

会津圏域では、障がい者が地域社会で安心して暮らしていける社会の実現を目指し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するために、各市町村の現状に応じた地域生活支援拠点の整備が検討されていますが、引き続き地域の実情に沿った地域生活支援拠点等が整備されるよう、圏域内の市町村と連携し、検討を進めていく必要があります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

地域で生活する障がい者が、一般就労し定着するため、障害福祉サービス事業所やハローワーク、ジョブコーチ、障がい者就業・生活支援センター等と連携を図りながら、就労支援の促進を図ります。

(5) その他

障がい者を地域で支える障害福祉サービス事業等に従事する人材の確保・定着・質の向上を図るため、会津障がい保健福祉圏域連絡会に設置している各ワーキンググループと連携し、社会資源を確保していきます。

また、処遇が困難とされる障がい者への対応について、障害福祉サービス事業所・医療機関・行政機関等との連携や調整を図り、研修等の参加の機会を提供し、スキルアップを図っていきます。

6 平成32年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成29年3月31日の施設入所者数(A)	280人
平成32年度末の地域生活への移行者数(B)	17人
比率(B/A)	6.0%
平成32年度末の施設入所者数の減少見込数(C)	13人
比率(C/A)	4.6%
平成32年度末の施設入所者数(A-C)	267人

※基本指針において、平成29年3月31日が基準点とされているため、平成29年3月31日の施設入所者数との比率を記載しています。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場

圏域に1か所

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を会津保健福祉圏域連絡会、精神保健福祉に関するワーキンググループの場を活用することで設置します。

(3) 地域生活支援拠点の整備

少なくとも1か所以上

単独で整備する市町村もあるものの、単独での整備が困難な市町村については、会津障がい保健福祉圏域連絡会居住系サービスに関するワーキンググループとの連携を図りながら圏域内に住むすべての障がい者が、支援を受けられるよう調整していきます。

(4) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

平成28年度の福祉施設からの一般就労移行者数	6人
平成32年度の年間の福祉施設からの一般就労者数	17人 2.8倍
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	46人
平成32年度の就労移行支援事業利用者数	60人 30.4%
平成32年度末の就労移行支援事業所数（見込）	2か所
平成32年度に就労移行率が3割以上になる就労移行支援事業所数	1か所 50%
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率（H31年度）	20%
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率（H32年度）	34%

※福祉施設からの一般就労者数については、基本指針において、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とされているため、平成28年度からの倍率を記載しています。

※就労移行支援事業利用者数については、基本指針において、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを基本とされているため、平成28年度末からの増加率を記載しています。

7 相談支援の提供体制について

(1) 現状と課題

障がい者が可能な限り希望する生活を選択するためには、地域におけるさまざまな相談支援体制が必要です。

障がい者は心身の状態により、食事や排泄、入浴、服薬、外出等さまざまな生活支援を必要としますが、障がい者の在宅生活は、高齢化などの困難を抱える家族が支えている状況にあります。

また、障がい者自身の高齢化や重度化、親亡き後の地域生活支援など、地域全体で障がい者や家族への相談支援体制の充実が課題となっています。

(2) 実施する課題解決のための方策

県自立支援協議会と、会津障がい保健福祉圏域連絡会が連携しながら、障がい者への相談支援体制の中核を担う市町村の協議会の活動を支援します。特に専門部会の設置がない市町村に対して、重点的に支援を行います。また、基幹相談支援センター等の社会資源の整備について、広域的な視点から市町村の協議会の取組みを支援し、障がい者の生活を身近な地域全体で支える相談支援体制の整備を図ります。

8 指定障がい福祉サービス等の見込量（各年度3月）

(1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護 同行援護、行動援護 重度障害者包括支援	時間/月	6,433	6,875	7,322
	人	422	445	472

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
生活介護	人日/月	9,322	9,509	9,658
	人	614	622	628
自立支援（機能訓練）	人日/月	88	97	86
	人	6	6	6
自立支援（生活訓練）	人日/月	367	392	417
	人	51	56	61
就労移行支援	人日/月	438	614	628
	人	60	90	96
就労継続支援（A型）	人日/月	1,146	1,166	1,289
	人	72	73	84
就労継続支援（B型）	人日/月	12,117	12,747	13,169
	人	819	853	885
就労定着支援	人	15	16	17
療養介護	人	34	34	35
短期入所（福祉型）	人日/月	604	656	702

	人	159	175	190
短期入所（医療型）	人日/月	0	10	10
	人	0	1	1

(3) 居住系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	人	13	22	30
共同生活援助（GH）	人	357	385	407
施設入所支援	人	275	272	266

(4) 相談支援

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人	1,837	1,898	1,958
地域移行支援	人	9	11	12
地域定着支援	人	4	4	7

9 指定障がい福祉サービス等の見込量を確保するために新たに必要となる事業所数

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	29.4.1 現在	30年度	31年度	32年度
生活介護	箇所	1	2	2	2
	増加数	6	1	1	1
自立訓練（機能訓練）	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0
自立訓練（生活訓練）	箇所	4	5	6	6
	増加数		1	1	0
就労移行支援	箇所	1	2	2	2
	増加数		1	0	0
就労継続支援（A型）	箇所	4	5	5	5
	増加数		1	0	0
就労継続支援（B型）	箇所	3	3	3	4
	増加数	1	7	8	0
就労定着支援	箇所	0	2	2	2
	増加数		1	0	0
療養介護	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0
短期入所（福祉系）	箇所	1	1	1	1
		2	3	4	5

	増加数		1	1	1
短期入所（医療系）	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0

(2) 居住系サービス

サービス種別	単位	29.4.1 現在	30 年度	31 年度	32 年度
自立生活援助	箇所	0	1	2	2
	増加数		1	1	0
共同生活援助（GH）	箇所	3	3	3	3
	増加数	0	1	2	3
施設入所支援	箇所	5	5	4	4
	増加数		0	-	-
				1	1

南会津障がい保健福祉圏域計画

1 圏域構成市町村と人口

(1) 圏域構成市町村（3町、1村）

下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町

(2) 圏域人口（平成29年4月1日現在推計人口）

				(単位：人)
総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	不明
26,085	3,310	12,074	10,688	13

2 障がい者・障がい児の状況

(1) 身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数） (単位：人)

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・言語・ そしゃく	肢 体 不 自 由	内 部
1	471	11	94	366	26	3	0	121	321
2	197	0	39	158	25	34	0	133	5
3	451	2	37	412	3	18	10	336	84
4	496	1	65	430	13	42	2	326	113
5	83	0	21	62	8	2	0	73	0
6	113	0	16	97	7	58	0	48	0
計	1,811	14	272	1,525	82	157	12	1,037	523

(平成29年4月1日)

(2) 知的障がい者数（療育手帳所持者数）

(単位：人)

区分	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	59	12	37	10
B	129	19	81	29
計	188	31	118	39

(平成29年4月1日)

(3) 精神障がい者数

① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

等級	総数
1級	18
2級	73
3級	45
計	136

(平成29年3月31日現在)

② 入院患者数及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数

（単位：人）

入院患者数 （平成 29 年 6 月 30 日）	受給者証所持者数 （平成 29 年 3 月 31 日）
26 人※	289 人

※1年以上入院している患者数。

3 サービス提供基盤の整備状況



(1) 訪問系サービス

（平成 29 年 12 月 31 日現在）

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
居宅介護事業所	下郷町（1）、只見町（1）、南会津町（1） 圏域計（3）
重度訪問介護事業所	下郷町（1）、只見町（1）、南会津（1） 圏域計（3）
行動援護事業所	南会津町（1） 圏域計（1）
同行援護事業所	なし
重度障害者包括支援事業所	なし

※居宅介護事業所の出張所、重度訪問介護事業所の出張所、
行動援護事業所の出張所が南会津町南郷地区に1つつあり。

(2) 日中活動系サービス（地域活動支援センターを含む）

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
生活介護事業所	南会津町（2） 圏域計（2）
基準該当生活介護事業所	南会津町（1） 圏域計（1）
自立訓練（機能訓練）事業所	なし

自立訓練（生活訓練）事業所	なし
就労移行支援事業所	下郷町（1・定員6） 圏域計（1）
就労継続支援（A型）事業所 F	なし
就労継続支援（B型）事業所	下郷町（1・定員28）、南会津町（3・定員58） 圏域計（4）
療養介護事業所	なし
短期入所（福祉型）事業所	南会津町（1・定員4） 圏域計（1）
短期入所（医療型）事業所	なし
地域活動支援センター	只見町（1） 圏域計（1）

(3) 居住系サービス

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
自立生活援助	なし
共同生活援助	只見町（1事業所1箇所定員計7） 南会津町（2事業所7箇所定員計39） 圏域計（3）
施設入所支援	南会津町（1・定員45） 圏域計（1）

(4) 相談支援

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
計画相談支援	下郷町（1）、南会津町（1） 圏域計（2）
地域移行支援	下郷町（1・定員6） 圏域計（1）
地域定着支援	下郷町（1） 圏域計（1）

(5) その他（国立病院機構及び障がい者就業・生活支援センター）

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
国立病院機構	なし
障がい者就業・生活支援センター	（会津若松1事業所が南会津管内も担当）

4 現状と課題

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

管内唯一の入所施設において、施設入所支援・生活介護のサービスを提供していますが、施設を退所し地域で生活するためには、訪問系、居住系、日中活動系サービスの充実のほか、相談支援や利用体験等を通じたきめ細やかなサービスの提供が不可欠であるため、圏域内で新たに事業所を開設する者や専門人材の確保が必要となっています。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

南会津圏域内での精神科診療は、平成30年1月現在、県立南会津病院において月3回の外来診察のみとなっています。また、精神科病床がなく、専門的な診断や入院治療については会津等他の圏域の医療機関の受診が多くなっているため、圏域内での診療体制の整備・充実が必要であるほか、圏域内の町村、医療機関、相談支援事業所、サービス提供事業所等と他圏域の精神科医・精神科病院との更なる連携を進める必要があります。

退院後の地域生活への移行に当たっては、地域で安心して生活するため、グループホーム等の居住系サービスや相談支援の体制、日中活動の場を充実させる必要があります。

また、退院後も安定した状態で暮らすため、精神障がい者にも対応した訪問看護による定期的な服薬指導や見守りは有効な手段となっていますが、現在圏域内には精神障がい者にも対応した訪問看護事業所がないため、病状が急に不安定になった退院患者への対応は、町村や保健所の保健師、相談支援専門員等で対応している状況です。

(3) 地域生活支援拠点の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者やその家族の地域での暮らしを支えるための体制整備が急務となっていますが、南会津圏域では平成29年度までの第4期障がい福祉計画期間内では未整備となっています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

過疎・中山間地域かつ豪雪地帯であり、また圏域内の公共交通網が不十分なため、広域の移動は私的交通手段によらざるを得ず、移動手段を持ち得ない方にとって就労環境は大変厳しい状況にあります。こうした状況にあっても、障がい者自身の生きがいや生活の質の向上のため、一般就労の場所の確保のほか、移動手段の確保も必要となっています。

なお、新たに創設される就労定着支援事業について、管内で実施しようとする事業所は計画策定時点ではありません。

(5) その他

障がいがあっても地域の一員として自分らしく生きていくためには、全ての住民が、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合うような意識を高めていく必要があります。

5 実施する課題解決のための方策

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

圏域内外の福祉施設入所者の地域生活への移行については、各町村の協議会や管内4町村が共同で設置している南会津地方地域自立支援協議会を活用し、圏域の相談支援アドバイザーの協力も仰ぎながら、相談支援体制の強化や居住系サービス等の社会資源の拡充に取り組み、地域生活への移行の推進を図ります。

地域生活への移行に当たっては、障がい者本人の意思がまず第一に尊重されなければなりません。町村、町村から相談支援事業を受託している相談支援事業所及び入所施設関係者が本人の意向を十分に確認し、相談支援事業所が支援計画を作成する際には訪問系、居住系及び日中活動系サービス事業所の協力を得て、体験利用や地域生活支援事業も活用しながら、地域における生活を支援していきます。併せて、建築部門で設置している南会津地域住宅懇談会にも参画し、障がいの有無に関わらず、地域において暮らしやすい住まいづくりの促進に努めます。

また、障がい者の権利擁護のための取り組みについて、町村、相談支援事業所においては、必要に応じ介護保険による地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら進めていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場については、各町村の協議会や南会津地方地域自立支援協議会も活用し、圏域内に1つ以上設置します。地域包括ケアシステムの検討・構築に当たっては、発達障がいや高次脳機能障がいも含め、個別ケース検討を通じた地域課題の把握も行いながら、南会津地域の実情に応じた体制の構築を進めます。

(3) 地域生活支援拠点の整備

南会津圏域では、特定の1か所に拠点を整備することが難しいと思われるため、圏域内の既存の事業所の資源・人材が連携し、全体として拠点機能を果たす面的な整備を行うことが考えられます。各町村協議会や南会津地方地域自立支援協議会における具体的内容の検討や整備に対し支援していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉的就労としての就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所の事業活動の充実を図ります。各町村の協議会や南会津地方地域自立支援協議会において、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターと連携し、障がい者の社会参加や障がい毎の特性についての理解促進・普及啓発を行います。実施に当たり、地域生活支援体制整備として実施する普及啓発事業と一体となった効果的な取り組みを進めていきます。

なお、新たな就労定着支援事業について、事業参入を促していくとともに、町村、関係事業所、利用対象者や雇用主の意向も踏まえながら、実施を検討していきます。

南会津地域の主要産業である農林業については、施設や事業所で実施している農福連携・施設外就労以外に、身近な一般就労・雇用の場としての可能性も十分にあるため、協議会等の場を活用し、雇用側で必要としている支援や意見も聞きながら、一般就労に結びつけられるよう支援していきます。

(5) その他

各町村協議会や南会津地方地域自立支援協議会と連携し、地域住民に対する障がいに対する理解促進の取組みや、就労支援を通じた障がい者と地域との関わり等を通し、障がいの有無に関わらずともに生きる地域共生社会の理念の浸透を図ります。こうした取組みの継続により、障がい者に対する差別の解消につなげていくとともに、障がい者の社会参加の促進や就労促進の観点からも、障がい者への合理的配慮について、普及啓発を行います。

6 平成32年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成29年3月31日の施設入所者数(A)	53人
平成32年度末の地域生活への移行者数(B)	6人
比率(B/A)	11.3%
平成32年度末の施設入所者数の減少見込数(C)	4人
比率(C/A)	7.5%
平成32年度末の施設入所者数(A-C)	49人

※基本指針において、平成29年3月31日が基準点とされているため、平成29年3月31日の施設入所者数との比率を記載しています。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場

4か所(各町村に1か所)、必要に応じ圏域でも検討の場1か所

設置に当たっては、原則として各町村における協議会やその専門部会等を活用しそれぞれ設置することとし、医療・社会資源等、広域的な検討が必要な内容については必要に応じ南会津地方地域自立支援協議会も活用する等、南会津地域の実情に応じた体制の構築を検討していきます。

(3) 地域生活支援拠点の整備

1か所以上

共同生活支援援助事業所、障害者支援施設、相談支援事業所などの関係機関が連携し、数少ない社会資源の中にあっても円滑かつ適切な支援を行える体制として、互いに機能を補い合い圏域全体で拠点機能をこなえるような「面的整備」を行うことにより整備する方向性で検討していきます。

(4) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

平成28年度の福祉施設からの一般就労移行者数	1人
平成32年度の年間の福祉施設からの一般就労者数	5人
	5.0倍
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	3人

平成32年度の就労移行支援事業利用者数	8人
	167%
平成28年度末の就労移行率が3割以上の事業所数	0か所
平成32年度末の就労移行支援事業所数（見込）	1か所
平成32年度に就労移行率が3割以上になる就労移行支援事業所数	1か所
	100.0%
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率（H31年度）	67%
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率（H32年度）	100%

※福祉施設からの一般就労者数については、基本指針において、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とされているため、平成28年度からの倍率を記載しています。

※就労移行支援事業利用者数については、基本指針において、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを基本とされているため、平成28年度末からの増加率を記載しています。

※就労定着支援利用の1年後職場定着率の目標・見込みは、圏域内で実施する事業所が未定であることや、各町村の見込み利用者数のごく少ない人数であるため、計算上、平成31年度は国が定める80%以上の目標を下回ってしまいますが、計画最終年度の平成32年度では、目標値を超える数で設定しました。

（30年度利用見込みの3人は2名定着、31年度利用見込みの3人は3名とも定着で設定）

7 相談支援の提供体制について

（1）現状と課題

南会津圏域は、人口減少・過疎化が県内の他圏域より早く進み、県内でも高齢化率が著しく高い過疎中山間地域です。

圏域の障がい福祉サービスの提供については、社会資源・人的資源に乏しいため、地域で暮らしていくための障がい福祉サービスが十分に行き届いていない状況です。そのため、圏域内の社会資源の充実のほか、圏域内の限りある社会資源の有効活用による新たな支援体制づくりに取り組む必要があります。

（2）実施する課題解決のための方策

障がいがあっても地域で安心して暮らし続けられるよう、圏域に存在する数少ない施設・事業所が連携・協力し、役割を分担しながら、圏域全体で地域生活を支え合われるような体制を目指します。具体的には、相談支援体制の充実のほか、地域生活の体験の場や日中活動の場の拡充、ホームヘルプ・訪問看護事業所等、施設・各事業所が持ち合わせている機能を互いに補完しあいながら、地域全体で生活を支える体制の整備を図るほか、これらの体制を充実させるため、相談支援の中核機関となる基幹相談支援センターの設置について検討しま

す。

また、様々な障がいやその特性についての普及啓発活動を行うことにより、障がいに対する理解促進、偏見や差別の解消を図ることで、障がいの有無に関わらず、ともに生きる南会津地域・社会を目指します。

8 指定障がい福祉サービス等の見込量（各年度3月）

(1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護 同行援護、行動援護 重度障害者包括支援	時間/月	609	612	630
	人	30	29	31

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
生活介護	人日/月	1,480	1,500	1,520
	人	78	79	80
自立支援（機能訓練）	人日/月	0	0	5
	人	0	0	1
自立支援（生活訓練）	人日/月	33	33	33
	人	2	2	2
就労移行支援	人日/月	86	86	109
	人	7	7	8
就労継続支援（A型）	人日/月	62	62	62
	人	3	3	3
就労継続支援（B型）	人日/月	1,743	1,783	1,800
	人	90	92	93
就労定着支援	人	3	3	4
療養介護	人	5	5	5
短期入所（福祉型）	人日/月	14	14	14
	人	1	1	1
短期入所（医療型）	人日/月	116	116	116
	人	14	14	14

(3) 居住系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	人	4	4	4

共同生活援助（GH）	人	71	74	77
施設入所支援	人	54	52	49

(4) 相談支援

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人	250	257	261
地域移行支援	人	2	2	2
地域定着支援	人	1	1	1

9 指定障がい福祉サービス等の見込量を確保するために新たに必要となる事業所数

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	29.4.1 現在	30年度	31年度	32年度
生活介護	箇所	2	2	2	2
	増加数		0	0	0
自立訓練（機能訓練）	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0
自立訓練（生活訓練）	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0
就労移行支援	箇所	1	1	1	1
	増加数		0	0	0
就労継続支援（A型）	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0
就労継続支援（B型）	箇所	3	4	4	4
	増加数		1	0	0
就労定着支援	箇所	—	1	1	1
	増加数		1	0	0
療養介護	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0
短期入所（福祉系）	箇所	1	1	1	1
	増加数		0	0	0
短期入所（医療系）	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0

※29年4月以降、29年度中に就労継続支援B型が1事業所1か所設置。
（共同作業所たんぼぼ 南会津町1か所）

(2) 居住系サービス

サービス種別	単位	29.4.1 現在	30 年度	31 年度	32 年度
自立生活援助	箇所	—	1	1	1
	増加数		1	0	0
共同生活援助 (GH)	箇所	2 事業所 7 か所	3 事業所 9 か所	3 事業所 9 か所	3 事業所 9 か所
	増加数		2 か所	0	0
施設入所支援	箇所	1	1	1	1
	増加数		0	0	0

※共同生活援助：29 年 4 月以降、29 年度中に 1 事業所 1 か所が開設されたため
(こまどり荘：(社福) 南陽会、只見町)、30 年度は実質 1 か所増を想定。

相双障がい保健福祉圏域計画

1 圏域構成市町村と人口

(1) 圏域構成市町村（2市、7町、3村）

相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町
葛尾村、新地町、飯舘村

(2) 圏域人口（平成29年4月1日現在推計人口）

				(単位：人)
総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	不明
107,914	13,877	58,770	33,574	1,693

2 障がい者・障がい児の状況

(1) 身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数） (単位：人)

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部
1	2,826	52	648	2,126	205	17	1	857	1,746
2	1,273	20	358	895	160	187	11	896	19
3	1,316	17	267	1,032	37	85	50	806	338
4	1,896	13	379	1,504	28	170	29	1,206	463
5	602	3	171	428	67	3	0	532	0
6	586	3	124	459	63	242	0	281	0
計	8,499	108	1,947	6,444	560	704	91	4,578	2,566

(平成29年4月1日)

(2) 知的障がい者数（療育手帳所持者数）

(単位：人)

区分	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	611	100	414	97
B	1,092	230	765	97
計	1,703	330	1,179	194

(平成29年4月1日)

(3) 精神障がい者数

① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数（単位：人）

等級	総数
1	110
2	534
3	229
計	873

(平成29年3月31日)

② 入院患者数及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数

（単位：人）

入院患者数 （平成 29 年 6 月 30 日）	受給者証所持者数 （平成 29 年 3 月 31 日）
84	1,579

3 サービス提供基盤の整備状況



- ・ 基盤整備状況は平成 29 年 4 月 1 日時点のものであり、現在の状況とは異なります。
- ・ 下記の基盤整備状況数については、東日本大震災・原子力災害により休止している事業所を含んでいます。
- ・ 生活介護・施設入所の基盤数には、障がい児の入所施設で、経過措置で生活介護・施設入所支援の指定を受けている事業所を含んでいます。
（生活介護、施設入所の経過措置指定… 2 箇所）

(1) 訪問系サービス

居宅介護事業所	相馬市（4）、南相馬市（5）、広野町（1）、 檜葉町（2）、川内村（1）、浪江町（1） 圏域計（14）
重度訪問介護事業所	相馬市（4）、南相馬市（5）、広野町（1）、 檜葉町（2）、川内村（1）、浪江町（1） 圏域計（14）
行動援護事業所	圏域計（0）
同行援護事業所	相馬市（1）、南相馬市（3） 圏域計（4）
重度障害者包括支援事業所	圏域計（0）

(2) 日中活動系サービス（地域活動支援センター及び小規模作業所含む）

生活介護事業所	相馬市（1）、南相馬市（3）、広野町（1）、 富岡町（1）、飯舘村（1） 圏域計（7）
自立訓練（機能訓練）事業所	圏域計（0）
自立訓練（生活訓練）事業所	相馬市（1）、南相馬市（1）、新地町（1）

	圏域計（3）
就労移行支援事業所	圏域計（0）
就労継続支援（A型）事業所	南相馬市（1） 圏域計（1）
就労継続支援（B型）事業所	相馬市（6）、南相馬市（8）、広野町（1）、 檜葉町（1）、富岡町（1）、新地町（1）、 飯舘村（1） 圏域計（19）
療養介護事業所	圏域計（0）
短期入所（福祉型）事業所	相馬市（2）、南相馬市（3）、広野町（1）、 富岡町（2） 圏域計（8）
短期入所（医療型）事業所	圏域計（0）
地域活動支援センター	相馬市（2）、南相馬市（1）、檜葉町（1）、 双葉町（1） 圏域計（5）

（3）居住系サービス

自立生活援助	圏域計（0）
共同生活援助	相馬市（2）、南相馬市（4）、広野町（1）、 富岡町（1）、大熊町（1） 圏域計（9）
施設入所支援	相馬市（2）、南相馬市（1）、広野町（1）、 富岡町（2） 圏域計（6）

（4）相談支援

計画相談支援	相馬市（4）、南相馬市（5）、広野町（1）、 檜葉町（2）、富岡町（1） 圏域計（13）
地域移行支援	相馬市（1）、南相馬市（4）、富岡町（1） 圏域計（6）
地域定着支援	相馬市（1）、南相馬市（4）、富岡町（1） 圏域計（6）

（5）その他（国立病院機構及び障がい者就業・生活支援センター）

国立病院機構	圏域計（0）
障がい者就業・生活支援センター	南相馬市（1） 圏域計（1）

4 現状と課題

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

東日本大震災と原子力災害の影響により、指定障害福祉サービス事業所のなかには休止、廃止を余儀なくされた事業所もあり、グループホームをはじめとする地域生活を送るために必要な資源が不足していることから、それらの社会資源を整備していくことが求められています。

また、地域生活への移行に当たっては、個々の能力や環境等を考慮し、真に必要なサービスを提供し、地域生活が継続できる環境と支援体制を構築していくことも必要です。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成29年3月31日 厚生労働省告示第116号)では、平成32年度末までに、圏域及び市町村ごとに精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を設置することを基本としていることから、相双圏域における協議の場の設置に向けた取り組み及び市町村単位での協議の場の設置に向けた働きかけ等を行っていくことが必要です。

なお、原子力災害の影響より、避難指示が出ている自治体等、住民が広域避難している自治体における協議の場のあり方については、県、国と連携のうえ、当該自治体を交えて協議をしていくことが必要です。

(3) 地域生活支援拠点の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者やその家族の地域での暮らしを支えるための体制整備が急務となっていますが、相双圏域では平成29年度までの第4期障がい福祉計画期間内では未整備となっています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

障がい者自身の就職意欲の高まりに加え、企業の社会的責任への関心が高まり、積極的に障がい者雇用に取り組む企業が増加していることを受け、ハローワーク相双管内における障がい者の実雇用率は2.23%であり、法定雇用率の2.0%を上回っています(平成29年6月1日現在)。

一方で、福祉施設から一般就労への移行については、福祉施設利用者の固定化や、平成29年度末現在、相双管内には就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所がなく、一般就労に向けた訓練の場が少ないこと等が影響し、福祉施設から一般就労へ移行する障がい者が多いとは言えない状況となっています。

このため、地域自立支援協議会、相双障害者就業・生活支援センター、ハローワーク相双及び就労定着支援事業所等の関係機関が連携し、就労先の確保と定着支援を支援するとともに、福祉施設の利用者、家族及び管理者等に対し、一般就労に向けた意識の醸成を図ることが求められます。

(5) その他

相双圏域は、東日本大震災及び原子力災害の影響により、広域にわたり多くの住民が避難

し、今なお避難指示が継続している地域や、避難指示の解除後間もないため住民の帰還がこれから本格化する地域があるなど、取り巻く環境は多種多様です。今後、住民の帰還が進むのにあわせて、障がい者の住居や障害福祉サービスを確保していくことが必要となります。そのため、各地域の個別の実状に即し、関係機関が連携して新たな基盤整備に取り組み、障がい者が地域で安心して生活できる環境を整備していくことが大きな課題となります。

5 実施する課題解決のための方策

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

社会福祉施設等施設整備補助金の周知を図り、グループホーム等地域生活を送る上で必要となる施設の整備に向けた取り組みを後押しするとともに、相談支援体制を充実させ、個々の能力や環境等に応じた適切なサービス等利用計画が作成されるよう、県自立支援協議会等と連携し、相談支援専門員に対する研修の機会を確保します。

あわせて、相双障がい保健福祉圏域連絡会等の場を活用し、自立生活援助事業所の開設に向けて関係機関で協議を行います。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

他圏域に比べ、東日本大震災と原子力災害の影響が今なお色濃く残る相双圏域の現状から、本計画では、協議の場の設置に向けた取り組みに重点を置くこととします。

具体的には、圏域単位では、相双障がい保健福祉圏域連絡会の活用や、必要に応じてワーキンググループを設置するなどして、相双圏域に適した協議の場のあり方を議論していきます。市町村単位では、複数市町村による広域的な設置も想定されることから、相双圏域と同様、相双障がい保健福祉圏域連絡会等を活用し、その設置に向けた働きかけを行っていきます。

なお、住民の多くが広域避難している自治体については、県、国と連携し、協議の場の設置の必要性も含めて協議していきます。

(3) 地域生活支援拠点の整備

相双圏域では、地域の実情に沿った地域生活支援拠点等が整備されるよう、圏域内の市町村と連携し、検討を進めていく必要があります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

相双障がい保健福祉圏域連絡会等の関係機関が参集する場において、一般就労に向けた取り組みを促すとともに、相双地域障害者雇用連絡会議や相双地域障害者就業・生活支援センター運営会議等において、就労先の確保や定着支援等について協議します。また、地域自立支援協議会の就労に関する専門部会において、一般就労に向けた取り組みがさらに進めるよう働きかけを行うとともに、県自立支援協議会就労支援部会と連携し、福祉施設の利用者、家族及び管理者等に対する一般就労に向けた研修会の開催を検討します。

(5) その他

各市町村が抱える多種多様な課題の解決に向け、市町村、地域自立支援協議会、相双保健福祉事務所、圏域アドバイザー等関係機関及び関係者での連携、協議を密に行い、その課題解決に向けた取り組みを促進します。また、広域的な協議、調整が必要な場合は、相双障がい保健福祉圏域連絡会や、必要に応じ設置されるワーキンググループを活用していくこととします。

6 平成32年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成29年3月31日の施設入所者数(A)	278人
平成32年度末の地域生活への移行者数(B)	25人
比率(B/A)	8.99%
平成32年度末の施設入所者数の減少見込数(C)	20人
比率(C/A)	7.19%
平成32年度末の施設入所者数(A-C)	258人

※基本指針において、平成29年3月31日が基準点とされているため、平成29年3月31日の施設入所者数との比率を記載しています。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場

圏域に1か所

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、相双保健福祉事務所が主体となり、精神科病院及び診療所、市町村、地域自立支援協議会、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関における協議の場を計画期間の早期に設置し、相双圏域におけるケアシステムのあり方等に関する協議を進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点の整備

少なくとも1か所以上

相双圏域は南北に広く、また、原子力災害の影響により、避難指示が継続中の地域や避難指示解除後間もないため、今後、住民の帰還が本格化する地域があるなど、地域によりその実情が大きく異なることから、まずは、市町村、地域自立支援協議会及び相双障がい保健福祉圏域連絡会等において、相双圏域における地域生活支援拠点のあり方について協議を行っていくこととします。

(4) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

平成28年度の福祉施設からの一般就労移行者数	8人
平成32年度の年間の福祉施設からの一般就労者数	30人

	3.75 倍
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数	23 人
※平成 32 年度の就労移行支援事業利用者数	38 人
	65.2%
平成 32 年度末の就労移行支援事業所数（見込）	4 か所
平成 32 年度に就労移行率が 3 割以上になる就労移行支援事業所数	3 か所
	75.0%
就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率（H31 年度）	29.2%
就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率（H32 年度）	44.2%

※福祉施設からの一般就労については、基本指針において、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とされているため、平成 28 年度からの倍率を記載しています。

※就労移行支援事業利用者数については、基本指針において、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを基本とされているため、平成 28 年度末からの増加率を記載しています。

7 相談支援の提供体制について

(1) 現状と課題

障がい者の地域生活を支えるためには、行政機関のみならず、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域自立支援協議会等の障がい福祉に関係する機関が相互に連携し、相談支援をはじめとする地域生活に関する各種支援体制を充実・強化していくことが必要であり、現在、圏域内のすべての市町村で地域自立支援協議会が設置され、関係機関、当事者等で組織された全体会、専門部会等において、それぞれの地域課題の解決に向け議論が行われています。

一方、相談支援体制については、相談支援専門員が一人しかいない事業所が多く、計画作成とモニタリングに追われ、地域移行、地域定着への対応が手薄な状況であります。また、避難指示が解除された地域では相談支援事業所が少なく、事業所のある他の地域から出向いて訪問するという現状にあります。そのため、身近な地域における相談支援体制を構築するためには、相談支援専門員の増員を図るとともに、支援内容が多様化している現状に鑑み、相談支援専門員をフォローする重層的な相談支援体制の構築と、各種研修等を通じた専門性の向上を図っていくことが必要です。

(2) 実施する課題解決のための方策

地域自立支援協議会については、協議会活動のさらなる活性化に向け参考となるよう、相双障がい保健福祉圏域連絡会等において、県自立支援協議会及び各地域自立協議会の活動の共有化を図ることとします。

また、地域生活支援体制、相談支援体制については、県自立支援協議会地域生活支援部会及び人材育成部会等と連携し、地域生活支援に向けた方策の検討、実施及び相談支援従事者研修等の開催を通じて、その充実・強化を図っていきます。

8 指定障がい福祉サービス等の見込量（各年度3月）

(1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護 同行援護、行動援護 重度障害者包括支援	時間/月	3,341	3,481	3,579
	人	192	200	206

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
生活介護	人日/月	8,680	8,879	9,155
	人	443	454	467
自立支援（機能訓練）	人日/月	65	88	93
	人	5	6	7
自立支援（生活訓練）	人日/月	669	684	699
	人	40	41	42
就労移行支援	人日/月	551	557	616
	人	35	36	41
就労継続支援（A型）	人日/月	463	498	539
	人	22	24	26
就労継続支援（B型）	人日/月	10,920	11,260	11,588
	人	609	630	646
就労定着支援	人	10	11	14
合計	人日/月	21,348	21,966	22,690
	人	1,164	1,202	1,243
療養介護	人	38	38	38
短期入所（福祉型）	人日/月	588	659	690
	人	58	65	69
短期入所（医療型）	人日/月	90	90	90
	人	12	12	12

(3) 居住系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
自立生活援助援助	人	9	12	18
共同生活援助（GH）	人	250	267	291
施設入所支援	人	272	269	258

(4) 相談支援

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人	777	816	852
地域移行支援	人	10	12	15
地域定着支援	人	7	11	16

9 指定障がい福祉サービス等の見込量を確保するために新たに必要となる事業所数

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	29.4.1 現在	30年度	31年度	32年度
生活介護	箇所	13	15	15	16
	増加数		2	0	1
自立訓練（機能訓練）	箇所	0	0	0	1
	増加数		0	0	1
自立訓練（生活訓練）	箇所	2	4	4	4
	増加数		2	0	0
就労移行支援	箇所	0	2	3	3
	増加数		2	1	0
就労継続支援（A型）	箇所	1	1	1	1
	増加数		0	0	0
就労継続支援（B型）	箇所	18	27	28	29
	増加数		9	1	1
就労定着支援	箇所	—	1	2	2
	増加数		1	1	0
療養介護	箇所	0	1	1	1
	増加数		1	0	0
短期入所（福祉系）	箇所	8	8	8	8
	増加数		0	0	0
短期入所（医療系）	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0

(2) 居住系サービス

サービス種別	単位	29.4.1 現在	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	箇所	—	1	2	2
	増加数		1	1	0
共同生活援助（GH）	箇所	9	10	11	12
	増加数		1	1	1
施設入所支援	箇所	5	5	5	5
	増加数		0	0	0

いわき障がい保健福祉圏域計画

※いわき圏域については、いわき市1市で1障がい保健福祉圏域であるため、本計画には、いわき市から報告があった平成32年度の数値目標及び指定障がい福祉サービス等の見込量を掲載することとします。

1 圏域構成市町村と人口

(1) 圏域構成市町村(1市)

いわき市

(2) 圏域人口(平成29年4月1日現在推計人口)(単位:人)

総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上	不明
327,956	49,550	183,377	95,029	-

2 障がい者・児の状況

(1) 身体障がい者数(身体障がい者手帳所持者数)

(単位:人)

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・ 言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部
1	4,776	114	1,295	3,367	315	84	4	1,655	2,718
2	2,189	35	679	1,475	318	223	7	1,617	24
3	1,702	28	438	1,236	44	136	92	1,062	368
4	2,828	24	633	2,171	51	130	41	1,878	728
5	696	11	238	447	93	13	1	589	0
6	677	14	171	492	68	308	0	301	0
計	12,868	226	3,454	9,188	889	894	145	7,102	3,838

(平成29年4月1日)

(2) 知的障がい者数(療育手帳所持者数)

(単位:人)

区分	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	1,063	177	738	148
B	1,782	392	1,210	180
計	2,845	569	1,948	328

(平成29年4月1日)

(3) 精神障がい者数

① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(単位:人)

等級	総数
1	255
2	1,069
3	768
計	2,092

(平成29年3月31日)

② 入院患者数及び自立支援医療（精神通院）受給者所持者数

入院患者数 (平成29年6月30日)	受給者証所持者数 (平成29年3月31日)
1,069	3,606

3 サービス提供基盤の整備状況（平成29年4月1日現在）

(1) 訪問系サービス

居宅介護事業所	61 事業所
重度訪問介護事業所	52 事業所
行動援護事業所	13 事業所
同行援護事業所	29 事業所
重度障害者包括支援事業所	1 事業所

(2) 日中活動系サービス（地域活動支援センター及び小規模作業所含む）

生活介護事業所	28 事業所
自立訓練（機能訓練）事業所	— 事業所
自立訓練（生活訓練）事業所	3 事業所
就労移行支援事業所	4 事業所
就労継続支援（A型）事業所	2 事業所
就労継続支援（B型）事業所	28 事業所
療養介護事業所	2 事業所
短期入所（福祉型）事業所	12 事業所
短期入所（医療型）事業所	2 事業所
地域活動支援センター	5 事業所

※自立訓練（生活訓練）には、宿泊型自立訓練の事業所を含む。

※就労継続支援（A型）事業所には、休止している事業所は含めていない。

(3) 居住系サービス

自立生活援助	— 事業所
共同生活援助	14 事業所
施設入所支援	6 事業所

(4) 相談支援

計画相談支援	24 事業所
地域移行支援	5 事業所
地域定着支援	5 事業所

(5) その他（国立病院機構及び障がい者就業・生活支援センター）

国立病院機構	1 事業所
障がい者就業・生活支援センター	1 事業所

4 現状と課題

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行については、いわき市地域自立支援協議会の地域移行支援部会において、精神科病院に入院している障がいのある方の地域生活への移行の支援と併せて、住まいの場の確保や保証人等について調査・検討を進めております。

しかし、障がいのある方や家族の地域生活への移行に対する不安や体験の場の不足、地域移行に係る周知・啓発が十分ではないなどの要因から地域生活への移行が進まない状況にあります。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

現在、いわき市地域自立支援協議会の地域移行支援部会を設置し、保健・医療・福祉関係者により精神障がい者も含めた、障がい者の地域移行について検討しています。

(3) 地域生活支援拠点の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者やその家族の地域での暮らしを支えるための体制整備が急務となっていますが、いわき圏域では平成29年度までの第4期障がい福祉計画期間内では未整備となっています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

いわき圏域においては、就労支援に係るサービス利用者が年々増加傾向にあることと比例して、福祉施設からの一般就労についての実績も年々増加傾向にあります。

就労支援を提供するサービス事業所については、北部地域に集中しており、南部地域に行くほど少ない状況となるなど地域間において社会資源に偏りが生じている状況にあります。

また、平成30年度より、新たに就労定着支援が創設されることから、サービス提供体制の整備が必要となります。

(5) その他

障害福祉サービス事業所を対象としたアンケート調査やヒアリング調査の結果から、「介護人材の不足」、「職員の定着」、「職員のスキルの低下」などの課題が挙げられており、介護人材の育成等が必要な状況となっています。

5 実施する課題解決のための方策

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を希望している障がいのある方が地域で自立した生活ができるよう、グループホームなど必要な障がい福祉サービスを確保するため、多様な事業者へ働きかけ、必要な支援を行います。

また、障がい者の住まいの確保に向け、住宅セーフティネット法や家賃債務保証制度の活用について検討します。

さらには、いわき市地域自立支援協議会の地域移行支援部会等において現状及び課題の調査・検証を行うなど、地域生活への移行を支援する体制づくりに努めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

引き続き、関係機関等との連携を強化し検討を進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点の整備

いわき圏域では、地域の実情に沿った地域生活支援拠点等が整備されるよう、検討を進めていく必要があります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関との連携をより一層強め、就労を支援するための施策の拡充強化を図ります。

また、就労訓練を行う就労移行支援及び就労継続支援等の事業者の確保を図るとともに、就労支援に係るサービス利用者について、企業での実習や施設外就労等、就職活動のための支援をはじめ、障がい者雇用に対する企業等への理解を促進するなど、就労移行の推進に取り組むとともに、移行後の職場定着率の向上に向けた支援に努めます。

(5) その他

共生型サービスの提供について、介護保険事業者へ必要な情報提供に努めるなどして参入促進を図るなどにより介護人材の確保に努めます。

また、研修会の開催などにより介護人材の育成等が図られるよう必要な支援に努めます。

6 平成32年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成29年3月31日の施設入所者数(A)	320人
平成32年度末の地域生活への移行者数(B)	29人
比率(B/A)	91%
平成32年度末の施設入所者数の減少見込数(C)	7人
比率(C/A)	22%
平成32年度末の施設入所者数(A-C)	313人

※基本指針において、平成29年3月31日が基準点とされているため、平成29年3月31日の施設入所者数との比率を記載しています。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

圏域に1か所

現在、いわき市地域自立支援協議会の地域移行支援部会を設置し、保健・医療・福祉関係者により精神障がい者も含めた、障がい者の地域移行について検討しています。

(3) 地域生活支援拠点の整備

少なくとも1か所以上

地域生活支援拠点等の整備については、社会資源等の把握や他自治体の先進的な事例等の研究を進め、いわき圏域の地域性を勘案しつつ、実情に即した整備が図られるよう、いわき

市地域自立支援協議会を活用しながら検討するとともに、事業者等の関係機関との連携・強化に努めます。

(4) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

平成28年度の福祉施設からの一般就労移行者数	47人
平成32年度の年間の福祉施設からの一般就労者数	71人
	1.5倍
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	70人
平成32年度の就労移行支援事業利用者数	84人
	20%
平成32年度末の就労移行支援事業所数(見込)	4か所
平成32年度に就労移行率が3割以上になる就労移行支援事業所数	2か所
	50%
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(H31年度)	80%
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(H32年度)	80%

※福祉施設からの一般就労者数については、基本指針において、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とされているため、平成28年度からの倍率を記載しています。

※就労移行支援事業利用者数については、基本指針において、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを基本とされているため、平成28年度末からの増加率を記載しています。

7 相談支援の提供体制について

(1) 現状と課題

いわき圏域における地域支援体制については、障がい者及び障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステムづくりなどを協議する場として、学識経験者、障がい者団体代表、障がい者福祉施設代表などで構成される「いわき市地域自立支援協議会」を設置しており、「地域生活支援」、「地域移行支援」、「就労支援」、「児童・療育支援」について専門部会を設置し、各分野の地域課題等について調査・検討を行っています。

また、平成29年4月からは、地域における専門的な相談支援を行う中核的な機関として「いわき基幹相談支援センター」を設置するなど、従来からの相談支援体制を見直し、相談体制の連携強化を図っています。

課題としては、地域の相談支援を支える基盤となる計画相談支援事業所が不足しており、計画相談支援の利用を希望しても、利用できない方がいる状況にあります

(2) 実施する課題解決のための方策

障がいのある方が、障害福祉サービスを適切に利用できるよう、新規事業所の参入を促し、相談支援専門員の人員の確保を図るとともに、研修会や意見交換会を開催するなど相談支援

専門員の質の向上及び平準化に努めます。

8 指定障害福祉サービス等の見込量（各年度3月）

（4）訪問系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護 同行援護、行動援護 重度障害者包括支援	時間/月	11,503	11,618	11,734
	人	737	752	767

（2）日中活動系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
生活介護	人日/月	15,088	15,390	15,698
	人	831	848	866
自立支援（機能訓練）	人日/月	14	14	14
	人	3	3	3
自立支援（生活訓練）	人日/月	559	597	641
	人	56	64	73
就労移行支援	人日/月	1,237	1,299	1,364
	人	172	205	244
就労継続支援（A型）	人日/月	708	765	827
	人	74	89	107
就労継続支援（B型）	人日/月	10,562	10,893	11,217
	人	622	636	649
就労定着支援	人日/月	—	—	—
	人	21	42	63
療養介護	人	55	55	55
短期入所 ※	人日/月	615	667	720
	人	200	219	239

※短期入所の見込量については、いわき障がい保健福祉圏域計画（障がい児支援）における児童分を含めて記載しています。

（3）居住系サービス

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
自立生活援助援助	人	20	33	46
共同生活援助（GH）	人	363	374	387
施設入所支援	人	346	343	340

(4) 相談支援

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人	1,871	2,073	2,275
地域移行支援	人	15	15	16
地域定着支援	人	51	62	74

9 指定障がい福祉サービス等の見込量を確保するために新たに必要となる定員数

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	29.4.1 現在	30年度	31年度	32年度
生活介護	利用者数(人)	-	831	848	866
	利用量(日/月)	-	15,088	15,390	15,698
	定員数(人)	699	743	758	774
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	-	3	3	3
	利用量(日/月)	-	14	14	14
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	-	39	47	56
	利用量(日/月)	-	250	288	332
	定員数(人)	12	22	27	32
自立訓練(宿泊型)	利用者数(人)	-	17	17	17
	利用量(日/月)	-	309	309	309
	定員数(人)	20	20	20	20
就労移行支援	利用者数(人)	-	172	205	244
	利用量(日/月)	-	1,237	1,299	1,364
	定員数(人)	72	96	114	135
就労継続支援(A型)	利用者数(人)	-	74	89	107
	利用量(日/月)	-	708	765	827
	定員数(人)	45	73	88	106
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	-	622	636	649
	利用量(日/月)	-	10,562	10,893	11,217
	定員数(人)	513	544	562	578
就労定着支援	利用者数(人)	-	21	42	63
療養介護	利用者数(人)	-	55	55	55
	定員数(人)	140	140	140	140
短期入所	利用者数(人)	-	200	219	239
	利用量(日/月)	-	615	667	720
	定員数(人)	29 +空床利用分	46 +空床利用分	56 +空床利用分	66 +空床利用分

(2) 居住系サービス

サービス種別	単位	29.4.1 現在	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	利用者数(人)	-	20	33	46
共同生活援助(GH)	利用者数(人)	-	363	374	387
	定員数(人)	343	361	372	384
施設入所支援	利用者数(人)	-	346	343	340

第2編 第1期福島県障がい児福祉計画

第1 基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

この計画は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第33条の2第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「国の基本指針」という。）に則して、福島県が策定するものです。

県では、これまで、第1期障がい福祉計画（計画期間：平成18～20年度）、第2期障がい福祉計画（計画期間：平成21～23年度）、第3期障がい福祉計画（計画期間：平成24～26年度）及び第4期障がい福祉計画（計画期間：平成27～29年度）を策定し、市町村と連携して、障がいのある方及び障がいのある子ども（以下「障がい児」という。）の地域生活を支える障害福祉サービス等の提供体制の確保等に取り組んできました。

このような状況の中、平成28年5月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）」が成立し、市町村及び都道府県に対して障害児福祉計画の作成が義務づけられたことから、県は市町村障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施が確保されるよう「第1期福島県障がい児福祉計画（計画期間：平成30年度～平成32年度）」を策定することとしました。

また、この計画は、福島県における障がい施策の基本的な方向と主要な取組を定めた第4次福島県障がい者計画（計画期間：平成27～32年度）の実施計画として位置付けられています。

【根拠法】児童福祉法

第33条の22第1項（都道府県障害福祉計画）

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

【「児童」、「障がい児」、「幼児」及び「生徒」の表記について】

この計画では、原則として、児童福祉法第4条第1項及び第2項の規定に基づき「満18歳に満たない者」について、「児童」又は「障がい児」と表記しています。

ただし、「本県の障がい児の状況」（P113）及び「本県の障がい児に対する教育の状況」（P114～116）においては、以下の表記にしています。

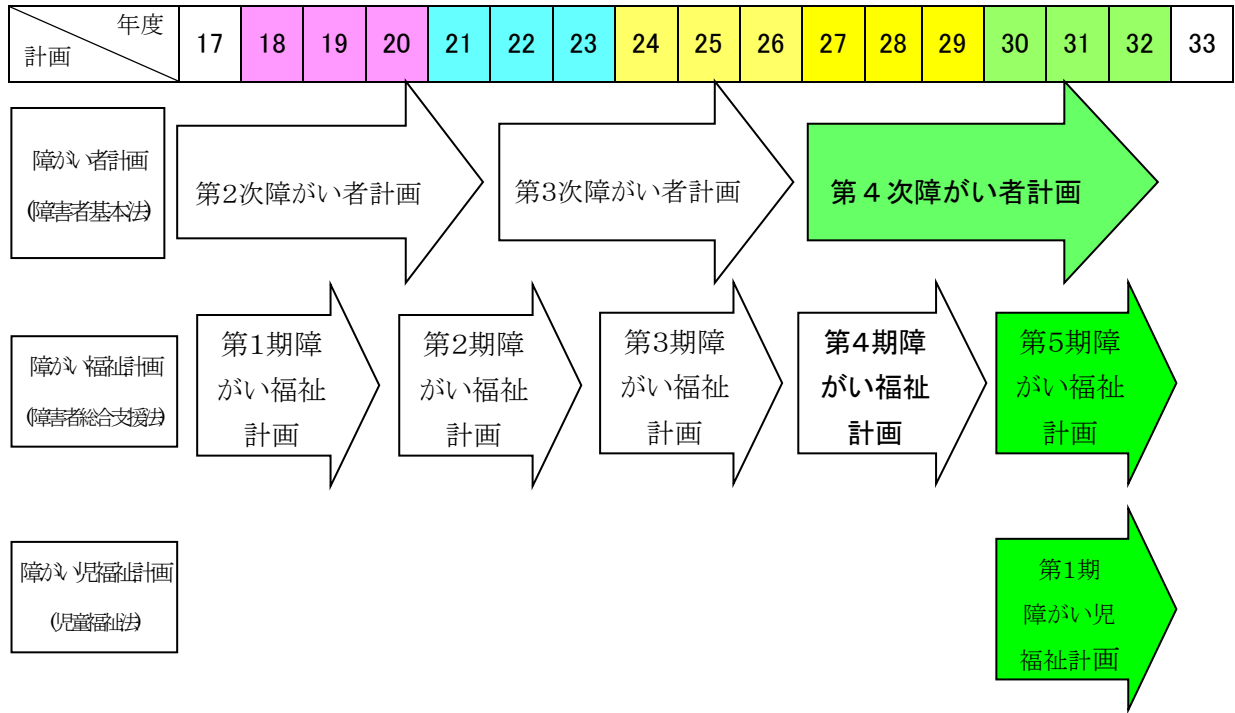
「幼児」（幼稚園）

「児童」（小学校）

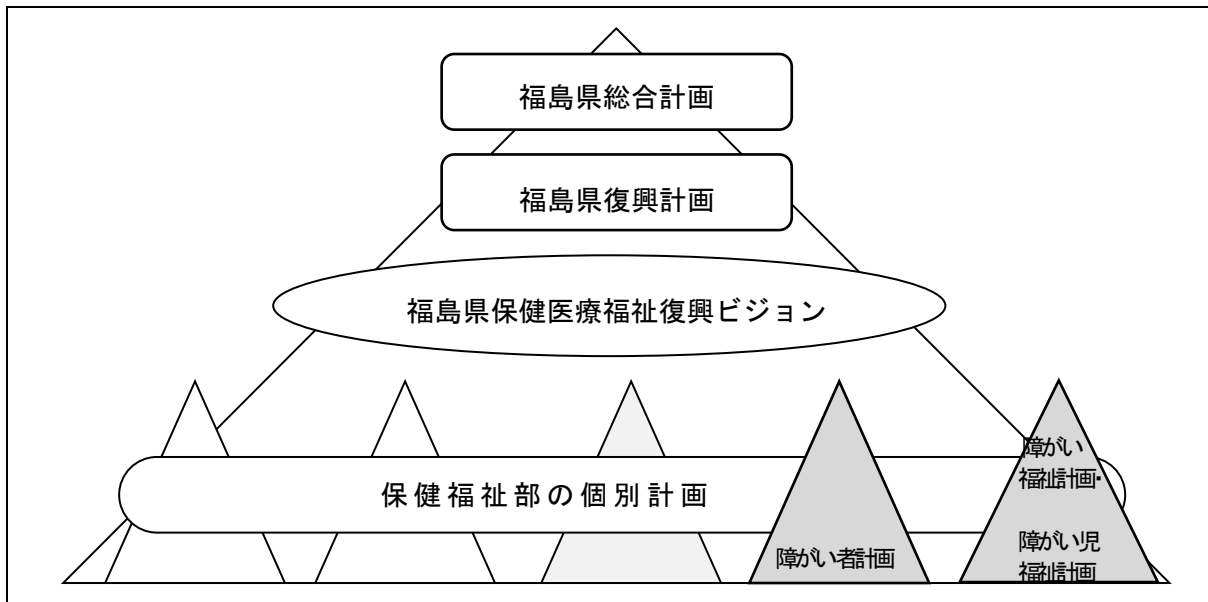
「生徒」（中学校及び高校）

■ 計画期間

この計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。



■ 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の位置付け



本計画は、「福島県総合計画（ふくしま新生プラン）」の理念を受け、「福島県復興計画」の施策を反映した「福島県保健医療福祉復興ビジョン」をもとに策定される個別計画で、障がい児が利用する障害児通所支援等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを定めています。

2 計画の基本的理念

県は、障がい児の健やかな育成のために、児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる事項に配慮して、この計画を策定します。

- 障がい児の支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要であることから、障がい児とその家族に対して、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については県を実施主体の基本とし、障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- 障がい児が障害児通所支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- 障がい児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法に基づく「福島県子ども・子育て支援事業支援計画」と調和が保たれた取組を進めるとともに、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

3 計画の目的

(1) 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の確保に努めるとともに、障害児通所支援事業所等における支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、障がい児の早期の発見、健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

また、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、教育施策との連携を図りながら、学校等の教育機関、障害児

通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等との連携体制の確保に努めます。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援等を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

ア 重症心身障がい児に対する支援体制の充実

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、支援体制の充実を図ります。

イ 医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援の充実を図るとともに、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校、病院等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が協働する総合的な支援体制の構築に努めます。

また、市町村における関連分野の支援を調整する医療的ケア児コーディネーターの配置について、その促進に努めます。

医療的ケア児・・・人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など
医療的ケアが必要な障がい児

ウ 強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい児に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

エ 虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備

虐待を受けた障がい児等に対しては、障害児入所施設における小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細かな支援を行うよう努めます。

(5) 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援については、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っているため、相談支援の質の確保と向上を図りながら、提供体制の構築に努めます。

4 区域の設定

区域は、障がい福祉計画と同様に、7つの障がい保健福祉圏域とします（第1編「第5期福島県障がい福祉計画」4頁を参照してください。）。

5 計画達成状況の点検及び評価

この計画に盛り込んだ事項については、その達成状況を各市町村等の協力を得て、毎年度、児童家庭課においてPDCAサイクルにより進行管理を行います。

なお、PDCAサイクルについては、障がい福祉計画と同様ですので、第1編「第5期福島県障がい福祉計画」5頁を参照してください。

第2 障がい児及びサービス利用の状況

1 本県の障がい児の状況

本県における18歳未満の手帳交付者数は、身体障害者手帳1,217人、療育手帳3,857人、精神保健福祉手帳250人となっています（身体障害者手帳及び療育手帳は平成29年4月1日現在。精神保健福祉手帳は平成29年3月31日現在）。近年、身体障害者手帳所持者は微減傾向ですが、療育手帳所持者数は増加傾向にあります。

なお、発達障がい児の実数を把握することは困難な状況ですが、本県の特別支援学級（自閉症・情緒障害）に在籍している児童・生徒は平成29年5月1日現在で1,288人（小学校956人、中学校332人）で、平成26年5月1日現在（小学校591人、中学校224人、合計815人）に比べ、約1.6倍増加しています。

また、文部科学省が実施している「通級による指導実施状況調査」の結果では、本県において通級による指導を受けている発達障がいのある児童生徒数は、平成28年5月1日現在で609人（自閉症188人、学習障がい164人、注意欠陥多動性障がい257人）となっており、平成26年5月の同調査（自閉症114人、学習障がい114人、注意欠陥多動性障がい192人、合計420人）に比べ、約1.5倍の増加となっています。

※ 発達障がい児の状況や支援体制等については、第1編「第5期福島県障がい福祉計画」(15～16頁、36～37頁、39頁及び41～42頁)を参照してください。

2 本県の障がい児に対する教育の状況

(1) 特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象者の基準

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
根拠	学校教育法施行令第22条の3	平成25年10月4日付け 25文科初第756号 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」	
視覚障がい者 弱視者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障がい者 難聴者	両耳の聴カレレベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障がい者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由、病弱者及び身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者 病弱者及び 身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	
言語障がい者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障がいの主として他の障がいに起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障がいの主として他の障がいに起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障がい者		二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障がい者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥 多動性障がい			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(2) 特別支援学校、特別支援学級及び通級による児童生徒数等の推移

本県の特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の児童生徒数等の推移は、次のとおりです。

本県の特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の状況			(単位：人) 各年度5月1日現在					
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
未就学児	特別支援学校（幼稚部）	学 校 数	4	4	4	4	4	4
		在 籍 人 数	16	11	17	12	10	14
	特別支援学級	学 級 数	/	/	/	/	/	/
		在 籍 人 数	/	/	/	/	/	/
	通級による指導	教 室 数	/	/	/	/	/	/
		在 籍 人 数	/	/	/	/	/	/
小学生	特別支援学校	学 校 数	23	23	23	23	23	24
		在 籍 人 数	714	718	728	728	747	739
	特別支援学級	学 級 数	350	377	405	440	492	537
		在 籍 人 数	1339	1447	1579	1771	2003	2270
	通級による指導	教 室 数	44	50	51	53	63	68
		在 籍 人 数	604	654	696	761	928	995
中学生	特別支援学校	学 校 数	23	23	23	23	23	24
		在 籍 人 数	475	492	479	486	472	505
	特別支援学級	学 級 数	203	218	233	248	254	267
		在 籍 人 数	663	714	788	841	882	923
	通級による指導	教 室 数	7	8	9	9	10	10
		在 籍 人 数	52	79	84	91	104	110
高校生	特別支援学校	学 校 数	16	16	16	17	17	18
		在 籍 人 数	1009	927	881	892	942	961
	特別支援学級	学 級 数	/	/	/	/	/	/
		在 籍 人 数	/	/	/	/	/	/
	通級による指導	教 室 数	/	/	/	/	/	/
		在 籍 人 数	/	/	/	/	/	/
全年齢計	特別支援学校	学 校 数	24	24	24	24	24	25
		在 籍 人 数	2214	2148	2105	2118	2171	2219
	特別支援学級	学 級 数	553	595	638	688	746	804
		在 籍 人 数	2002	2161	2367	2612	2885	3193
	通級による指導	教 室 数	51	58	60	62	73	78
		在 籍 人 数	656	733	780	852	1032	1105

(出典：文部科学省「教育支援資料」、福島県教育委員会「学校基本調査」)

本県の幼児児童生徒数は減少していますが、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導教室の児童・生徒数は増加しています。これは全国的に見ても同様の傾向であり、その背

景として、医療の進歩などにより障がいの診断が普及したことや受診動機の高まり、障がいの状態や教育的ニーズに応じた教育を望む保護者が増えたことなどにより、特別支援教育への理解及び必要性が高まった（※1）、とされています。

平成24年度から平成29年度までの特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の児童生徒数の伸び率をみると、特別支援学校では約1.0倍で、ほぼ同水準で推移しています。また、特別支援学級では約1.5倍と高くなっており、特別支援学級に在籍する全児童生徒3,193人のうち、知的障がい1,874人、自閉症・情緒障がい1,282人で、全体の98.8%を占めています。これは、県内各地の小・中学校で知的障がい及び自閉症・情緒障がいの特別支援学級の増加が要因と見られます。

さらに、通級による指導（※2）を受けている児童生徒数についても約1.7倍と高くなっており、年々増加しています。

※1 出典：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に在籍する児童生徒の増加の実態と教育的対応に関する研究」平成21年度研究成果報告書

※2 通級による指導：

学校教育法第81条第1項並びに学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき、小・中学校において、各教科等の授業は通常の学級で受けつつ、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を例えば「通級指導教室」といった特別の指導の場で受ける教育の形態（出典：改訂第2版 通級による指導の手引 解説とQ&A 編著：文部科学省）

3 サービスの利用状況

（1）障がい児を対象としたサービス

【実施主体：市町村】

障害児通所支援	児童発達支援	<p>未就学の障がい児に対して、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行います。</p> <p>また、医療型児童発達支援では、これらに加えて治療も行います。</p> <p>なお、実施の形態としては、児童福祉施設として位置づけられる①児童発達支援センターと②それ以外の事業所の2類型に大別されます。</p> <p>①児童発達支援センター</p>
	医療型児童発達支援	<p>児童発達支援だけでなく、地域の障がい児支援の拠点として、「地域の障がい児やその家族への相談支援」、「障がい児を預かる施設等への援助・助言等」を行います。</p> <p>②それ以外の事業所</p>
	放課後等デイサービス	<p>学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などの支援を行います。</p>
	保育所等訪問支援	<p>訪問支援員が保育所等を訪問し、障がい児や職員等に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。</p>
	居宅訪問型児童発達支援	<p>訪問支援員が障がい児の家庭を訪問し、障がい児や家族等に対して、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行います。(平成30年4月から運用開始)</p>
障害児相談支援	<p>障害児相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援利用援助 <p>障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、障害児通所支援事業所等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続障害児支援利用援助 <p>支給決定された障害児通所支援の利用状況を検証（モニタリング）し、障害児支援利用計画の見直しを行います。</p>	

【実施主体：県】

障害児入所支援	福祉型 障害児入所支援	<p>入所した障がい児に対して、日常生活の指導や自立自活に必要な知識技能の付与などの支援を行います。</p>
	医療型 障害児入所支援	<p>また、医療型障害児入所施設では、これらに加えて治療も行います。</p>

(2) サービスの利用実績（1か月あたり）

サービスの種類	事項	24年度 実績	25年度 実績	26年度 実績	27年度 実績	28年度 実績	29年度 見込
○障害児通所支援							
児童発達支援	サービス量(人日)	5,918	6,528	8,263	8,666	9,757	10,733
	利用者数(人)	701	840	937	1,057	1,187	1,306
	事業所数(か所)	43	43	52	60	66	75
医療型 児童発達支援	サービス量(人日)	105	124	98	129	186	186
	利用者数(人)	23	26	23	30	33	33
	事業所数(か所)	2	2	2	2	2	2
放課後等 デイサービス	サービス量(人日)	5,773	8,171	10,537	13,017	16,734	19,913
	利用者数(人)	757	1,036	1,219	1,458	1,784	2,123
	事業所数(か所)	41	38	51	67	80	106
保育所等訪問 支援	サービス量(人日)	14	12	15	30	41	41
	利用者数(人)	12	12	15	23	38	38
	事業所数(か所)	3	10	9	14	17	16
○障害児相談支援							
障害児 相談支援	利用者数(人)	88	348	573	724	807	960
	事業所数(か所)	21	33	44	54	60	69
○障害児入所支援							
福祉型障害児 入所支援	利用者数(人)	56	58	57	59	57	58
	施設数(か所)	8	8	8	8	8	8
医療型障害児 入所支援	利用者数(人)	18	17	19	23	27	31
	施設数(か所)	4	4	4	4	4	4

(注1) 単位の「人日」とは、1か月当たりのサービス利用日数の総数。

(注2) サービス量及び利用者数は、各年度3月の実績。

(注3) 事業所数及び施設数は各年度4月1日現在(県外は除く。)

(注4) 障害児入所支援の利用者数は、措置児童及び年齢超過者は除く。

(注5) 医療型障害児入所支援の利用者数には県外施設の入所分を含む。

(注6) サービス量及び利用者数の29年度の3月見込は、28年度の数字に以下の増加率を乗じて算出した。
ただし、保育所等訪問支援は、28年度と同数で見込む。

	事項	28年4月 ①	29年4月 ②	増加率 (②/①)
児童発達支援	利用者数(人)	869	960	1.10
医療型児童発達支援	利用者数(人)	27	27	1.00
放課後等デイサービス	利用者数(人)	1,590	1,889	1.19

保育所等訪問支援	利用者数(人)	14	9	0.64
福祉型障害児入所支援	利用者数(人)	54	55	1.02
医療型障害児入所支援	利用者数(人)	24	27	1.13
障害児相談支援	利用者数(人)	800	954	1.19

第3 成果目標と目標達成のための方策

1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

(1) 成果目標

項目	目標
児童発達支援センター	<p>平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置します。</p> <p>なお、単独での設置が困難な場合には、圏域単位での設置を目指します。</p> <p>また、地域によっては、利用ニーズや地理的状況などに応じて複数の設置を進めます。</p>
保育所等訪問支援事業	<p>平成32年度末までに全ての市町村において事業が実施できる体制を確保します。</p> <p>なお、単独での実施が困難な場合には、圏域単位での実施を目指します。</p> <p>また、地域によっては、利用ニーズや地理的状況などに応じて複数事業所による実施を進めます。</p>

【参考：児童発達支援センターの設置状況（平成29年12月現在）】

福島市	3か所	西郷村	1か所
郡山市	3か所	いわき市	1か所
会津若松市	1か所		

【参考：保育所等訪問支援事業所の設置状況（平成29年12月現在）】

福島市	2か所	会津若松市	3か所
二本松市	2か所	西郷村	1か所
郡山市	6か所	いわき市	2か所
須賀川市	1か所		

(注) 休止中の事業所は除く。

(2) 目標設定の考え方

- 児童発達支援センターについて、国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする、とされています。

平成29年12月現在、県内では児童発達支援センターは9施設あり、5市村に設置されています。

今後、障がい児の支援体制を構築していくためには、児童発達支援センターを中核的な施設と位置づけ、重層的な障害児通所支援の体制整備を図る必要があることから、県の目標については、国の基本指針や各市町村の成果目標を踏まえ、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを目標とし、単独での設置が困難な場合には、圏域単位での設置を目指します。

また、地域によっては、利用ニーズや地理的状況などに応じて複数の設置を進めます。

- 保育所等訪問支援について、国の基本指針では、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする、とされています。

平成29年12月現在、県内で保育所等訪問支援事業を行う事業所は、17事業所あり、7市町村で事業が実施されています。

今後、本県においても、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する必要があることから、県の目標については、国の基本指針や各市町村の成果目標を踏まえ、平成32年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援事業を実施できる体制を確保することを目標とし、単独での実施が困難な場合には、圏域単位での実施を目指します。

また、地域によっては、利用ニーズや地理的状況などに応じて複数事業所による実施を進めます。

(3) 目標達成のための方策

- 地域の自立支援協議会や県の圏域連絡会等において、児童発達支援センター等の設置・運営に係る情報提供、助言、調整等を行い、市町村に設置を促すとともに、地域資源の活用等の検討を進めます。
- 児童発達支援センターについては、補助事業等を活用し、優先的に整備が進むよう配慮していきます。
- 新たに設置される児童発達支援センターについては、保育所等訪問支援事業を併せて実施するよう事業者働きかけていきます。

2 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

(1) 成果目標

項目	目標
重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所	平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上確保します。 なお、単独での確保が困難な場合には、圏域単位での確保を目指します。
重症心身障がい児が利用できる放課後等デイサービス事業所	平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上確保します。 なお、単独での確保が困難な場合には、圏域単位での確保を目指します。

(2) 目標設定の考え方

国の基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする、とされています。

平成29年12月現在、県内で主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課等デイサービス事業所はそれぞれ1事業所あり、いずれもいわき市に設置されています。

今後、本県においても、重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられる体制整備を進めていくことが必要ですが、主に重症心身障がい児を支援する事業所を設置する場合、専門職員の確保が難しい地域があることなどから、まずは、重症心身障がい児が利用できる事業所を増やしていくことを優先し、県の目標としては、32年度末までに、重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所及び放課等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを目標とします。

なお、単独での確保が困難な場合には、圏域単位での確保を目指します。

(3) 目標達成のための方策

- 地域の自立支援協議会や県の圏域連絡会、30年度に県及び市町村に設置が予定されている医療的ケア児の協議の場などにおいて、重症心身障がい児が利用可能な障害児通所支援事業所の確保方策について協議・検討を進めます。
- 県自立支援協議会子ども部会等と連携し、重症心身障がい児に対する支援内容や事業所の設置・運営等に係る研修会や会議を開催するなどして、事業の必要性を市町村や事業所と共有するとともに、既存の障害児通所支援事業所においても重症心身障がい児の受入が進むよう働きかけていきます。

3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

(1) 成果目標

項目	目標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場（県）	平成30年度中に協議の場を設置します。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場（市町村）	平成30年度末までに各市町村に協議の場を設置します。 なお、単独による設置が困難な場合には、圏域単位での設置を目指します。

(2) 目標設定の考え方

国の基本指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とされています。

今後、本県においても、医療的ケア児が身近で必要な支援を受けられるよう、各関連分野が協働する総合的な支援体制を構築する必要があることから、目標の設定については、国の基本指針や各市町村の成果目標を踏まえ、平成30年度に県及び各市町村において、関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とします。

なお、市町村において単独での設置が困難な場合には、圏域単位での設置を目指します。

(3) 目標達成のための方策

医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるように、県において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、市町村に対し、情報提供や助言等を行いながら、協議の場の設置を働きかけていきます。

第4 サービスの見込量とその確保のための方策

1 見込量の基本的な考え方

各サービスの見込量（30年度～32年度）は、各市町村において、障がい児の家族や事業所へのアンケート等により地域の实情やニーズを把握したうえで必要な見込量を設定しており、県の見込量は、各市町村が設定した見込量を積み上げたものです。

なお、県が実施主体である障害児入所支援については、現状などを踏まえ、県が設定します。

2 障害児通所支援

(1) サービス見込量

サービス名	事項	単位	27年度実績	28年度実績	29年度見込	30年度見込	31年度見込	32年度見込
児童発達支援	サービス量	人日	8,666	9,757	10,733	11,616	12,407	13,311
	利用者数	人	1,057	1,187	1,306	1,376	1,464	1,555
医療型児童発達支援	サービス量	人日	129	186	186	249	289	303
	利用者数	人	30	33	33	42	45	47
放課後等デイサービス	サービス量	人日	13,017	16,734	19,913	23,658	26,272	28,861
	利用者数	人	1,458	1,784	2,123	2,383	2,605	2,840
保育所等訪問支援	サービス量	人日	30	41	41	228	249	275
	利用者数	人	23	38	38	127	145	168
居宅訪問型児童発達支援	サービス量	人日				226	280	316
	利用者数	人				25	31	37

(注1) 単位の「人日」とは、1か月当たりのサービス利用日数の総数。

(注2) 数字は各年度3月の実績及び見込(29年度見込の算出方法は118～119頁を参照)。

(2) 現状と課題

- どのサービスも、利用者の増加が見込まれており、特に放課後等デイサービスのニーズが高くなっています。
- 放課後等デイサービスについては、事業所数が増えている一方で、整備が進んでいる地域と整備が進んでいない地域の格差が見られます。また、サービスの質の確保も課題となっています。

(3) 見込量確保のための方策

- 地域の自立支援協議会や県の圏域連絡会等において、地域に不足しているサービスや社会資源の確保方策等について、市町村や関係機関等と協議・検討を行っていきます。
- 市町村が実施する乳幼児健康診査や乳幼児家庭の訪問等において、障がい児や障がいの疑いのある児童を早期に発見し、適切に児童発達支援等の療育へ繋げるなど、関係機関と連携した支援が行われるよう、市町村職員等を対象とした研修会の開催や個別支援等を行います。
- サービスの質の確保については、発達障がい者支援センター、発達障がい地域支援マネージャー、相談支援アドバイザー、自立支援協議会子ども部会等と連携しながら、事業者に対する研修会の開催や新規事業所への訪問指導等により、適切な療育が提供される環境整備に努めていきます。
- 30年度から始まる居宅訪問型児童発達支援については、市町村や事業者に必要な情報提供や助言を行い、地域のニーズに応じた整備が進むよう努めます。

3 障害児相談支援

(1) サービス見込量

サービス名	事項	単位	27年度実績	28年度実績	29年度見込	30年度見込	31年度見込	32年度見込
障害児相談支援	利用者数	人	724	807	960	1,894	2,104	2,318

(注) 数字は各年度3月の実績及び見込(29年度見込は118～119頁を参照)。

(2) 現状と課題

- 障害児通所支援の利用者の増加に伴い、障害児支援利用計画等を作成するための障害児相談支援のサービスも増加が見込まれます。
- 相談支援専門員や相談支援事業所が不足しているため、利用者が自ら作成するセルフプランの割合が高い地域があります。

(3) 見込量確保のための方策

相談支援提供体制の量と質の確保を図るため、引き続き相談支援専門員の養成研修の充実に取り組めます。

4 保育所等の利用を必要とする障がい児

(1) 見込量

サービス名	事項	単位	27年度実績	28年度実績	29年度見込	30年度見込	31年度見込	32年度見込
保育所	障がい児数	人	/			428	432	435
	利用量	人日				8,708	8,766	8,783
認定こども園	障がい児数	人	/			149	146	145
	利用量	人日				2,884	2,826	2,811
放課後児童健全育成事業	障がい児数	人	/			509	532	555
	利用量	人日				8,851	9,154	9,434

(注1) 単位の「人日」とは、1か月当たりのサービス利用日数の総数。

(2) 現状と課題

保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業において、教育・保育の必要のある障がい児の希望に添えるよう、受入体制を整備していくことが求められています。

(3) 見込量確保のための方策

障がい児を担当する保育士の配置や設備の整備等により、保育所等における受入れの体制整備に努めます。

5 医療的ケア児の支援コーディネーター

(1) 見込量

サービス等名	事項	単位	27年度実績	28年度実績	29年度見込	30年度見込	31年度見込	32年度見込
○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	配置人数	人	/			8	11	18

(2) 現状と課題

平成30年末までに、県及び各市町村において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置することが目標とされており、市町村においては、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地位づくりを推進する役割を担うコーディネーターの配置が求められています。

(3) 見込量確保のための方策

平成30年度に設置を予定している県の医療的ケア児支援のための協議の場において、コーディネーター養成のための研修等、配置を促進するための方策について検討・協議してまいります。

6 短期入所の利用を必要とする障がい児

(1) 見込量

	事項	単位	27年度実績	28年度実績	29年度見込	30年度見込	31年度見込	32年度見込
福祉型短期入所	障がい児数	人	/			108	121	131
	利用量	人日	/			485	566	632
医療型短期入所	障がい児数	人	/			30	31	35
	利用量	人日	/			140	143	162

(注1) 単位の「人日」とは、1か月当たりのサービス利用日数の総数。

(2) 現状と課題

- 短期入所は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスになりますが、障がい児も利用できるサービスであり、障がい児を介護している保護者等の精神的・身体的負担の軽減を図るため、サービスの充実が求められています。
- 今後もニーズの増加が見込まれていますが、特に、医療的ケア児や重症心身障がい児が利用できる医療型短期入所事業所の確保を図る必要があります。

(3) 見込量確保のための方策

- 地域の自立支援協議会、県の圏域連絡会、県及び各市町村の医療的ケア児の支援のため

の協議の場等において、障がい児が利用できる短期入所事業所の確保方策について、協議・検討を進めていきます。

- 社会福祉法人、医療機関等に広く情報提供を行うこと等により、新たな事業者の開拓に取り組む市町村や地域の自立支援協議会の取組を支援します。
- 県立施設である大笹生学園、郡山光風学園及び総合療育センターにおいて、引き続き短期入所の受入に努めます。

7 障害児入所支援

(1) サービス見込量

	事項	単位	27年度実績	28年度実績	29年度見込	30年度見込	31年度見込	32年度見込
福祉型児童入所支援	利用者数	人	59	57	58	58	58	58
医療型児童入所支援	利用者数	人	23	27	31	31	31	31

(注) 数字は各年度3月の実績及び見込(29年度見込の算出方法は118～119頁を参照)。

(注) 利用者数には措置児童及び年齢超過者は含まない。

(2) 現状と課題

- 障害児入所支援の30年度以降の見込量については、大きな変化が見込まれないため、平成29年度の見込量と同程度で見込みます。
- 入所している障がい児数に大きな変化はありませんが、障がいの重度化や重複化が進んでいるほか、虐待を受けた障がい児が増えており、支援にあたって高い専門性と支援力が必要となっています。
- 障害児入所施設については、ほとんどの施設が地域の障がい児支援の中核的役割を担っており、入所支援だけでなく、日中一時支援や短期入所等の地域の様々なニーズに対応していくことが求められています。
- 福祉型入所施設については、入所中の年齢超過者の障害福祉サービス等への移行が進まないことで、施設によっては、障がい児の入所枠が十分に確保されないことがあります。

(3) 見込量確保のための方策

- 児童相談所において、引き続き、障がい児や家族の状況から入所の必要性を適切に判断していきます。
- 強度行動障害支援者養成研修の実施等により、施設職員の資質向上に努めます。
- 福祉型入所施設については、32年度末をもって、障害者支援施設のみなし規定が終了する予定であることから、入所中の年齢超過者が円滑に障害福祉サービス等へ移行できるよう、市町村、施設、相談支援事業所等と協議を進めます。

また、入所中に18歳を迎える障がい児については、18歳以降の支援が円滑に行われるよう、適切な時期から、児童相談所が中心となって、市町村、施設等と協議を進めます。

(4) 指定障害児入所施設の必要入所定員総数

国の基本指針では、各年度の指定障害児入所施設の必要入所定員数を定めることとされているため、これまでの実績や今後の見込み等を踏まえ、次のとおり設定します。

○ 福祉型障害児入所施設（主たる対象：知的障がい）

	29年度 実績	30年度 見込	31年度 見込	32年度 見込
定員	315	275	275	275
施設数	8	8	8	8
入所者数	242	208	199	189
児童数	179	179	179	179
年齢超過者	63	29	20	10

(注1) 入所者数は各年度4月1日現在(措置児童を含む。)

(注2) 30年度以降の定員及び入所者数は、東洋学園児童部の児者併設施設への転換を反映している(定員:児童80名→児童40名、成人40名)。

(注3) 30年度以降の児童数は29年度と同数で見込む。また、31年度以降の年齢超過者は毎年10名程度移行が進むことを想定。

○ 福祉型障害児入所施設（主たる対象：聴覚障がい）

	29年度 実績	30年度 見込	31年度 見込	32年度 見込
定員	20	20	20	20
施設数	1	1	1	1
入所者数	3	3	2	2
児童数	3	3	2	2
年齢超過者	0	0	0	0

(注) 入所者数は各年度4月1日現在(措置児童を含む。)

○ 医療型障害児入所施設（肢体不自由児・重症心身障がい児）

	29年度 実績	30年度 見込	31年度 見込	32年度 見込
定員	140	140	140	140
施設数	2	2	2	2
入所者数	90	90	90	90
児童数	49	49	49	49
年齢超過者 (療養介護)	41	41	41	41

(注1) 入所者数は各年度4月1日現在(措置児童を含む。)

(注2) 30年度以降の入所者数は29年度と同数で見込む。

(注3) 定員には、一体的に運営している療養介護の定員も含む。

(注4) 独立行政法人国立病院機構(福島病院、いわき病院)は除く。

○ 障害児入所施設合計

	29年度 実績	30年度 見込	31年度 見込	32年度 見込
定員	475	435	435	435

【考え方】

- 障害児入所施設の定員については、近年の利用状況や虐待等の措置ケースへの対応等を考慮し、現在の定員数を維持することとします。
- 福祉型障害児入所施設については、平成33年度から、障害児入所施設として運営するか、障害者支援施設に転換するか、児童と成人の併設施設として運営するかを判断することとなるため、施設の入退所状況や将来の見通し等を踏まえ、児童相談所や市町村と連携しながら今後の方向性について施設と検討を進めていきます。

第5 圏域計画

県北障がい保健福祉圏域計画（障がい児支援）

1 圏域構成市町村と人口（第1編の圏域計画の再掲）

(1) 圏域構成市町村

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

(2) 圏域人口（平成29年4月1日現在推計人口）

(単位：人)

総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上	不明
484,060	69,258	264,069	145,888	4,845

2 障がい児・者の状況（第1編の圏域計画の再掲）

(1) 身体障がい児・者数（身体障がい者手帳所持者数）

(単位：人)

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・ 言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部
1	6,628	122	1,565	4,941	536	112	7	2,598	3,375
2	3,246	61	808	2,377	364	421	18	2,398	45
3	2,883	38	544	2,301	81	227	140	1,733	702
4	4,313	31	842	3,440	112	296	68	2,811	1,026
5	1,195	7	311	877	171	16	0	1,008	0
6	1,300	21	267	1,012	140	594	0	566	0
計	19,565	280	4,337	14,948	1,404	1,666	233	11,114	5,148

(平成29年4月1日)

(2) 知的障がい児・者数（療育手帳所持者数）

(単位：人)

区分	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	1,425	246	988	191
B	2,891	748	1,903	240
計	4,316	994	2,891	431

(平成29年4月1日)

3 支援サービス等の整備状況



(29年4月現在)

項目	か所数 (市町村ごとの内訳)
基幹相談支援センター	2か所 (福島市・伊達市・桑折町・国見町・川俣町で1か所設置、二本松市・本宮市・大玉村で1か所設置)
障害児相談支援事業所	17か所 (福島市7、二本松市1、伊達市7、川俣町1、大玉村1)
児童発達支援センター	2か所 (福島市2)
医療型児童発達支援センター	1か所 (福島市1)
児童発達支援事業所 (児童発達支援センターを含む。)	12か所 (福島市4、二本松市4、伊達市3、本宮市1)
医療型児童発達支援事業所 (医療型児童発達支援センターを含む。)	1か所 (福島市1)
放課後等デイサービス事業所	16か所 (福島市6、二本松市3、伊達市3、本宮市3、大玉村1)
保育所等訪問支援事業所	4か所 (福島市2、二本松市2)
短期入所事業所 (福祉型) ※児童が利用可能な事業所	3か所 (福島市3)
短期入所事業所 (医療型) ※児童が利用可能な事業所	1か所 (国見町1)
福祉型障害児入所施設	1か所 (福島市1)
医療型障害児入所施設	0か所
独立法人国立病院機構	0か所

4 支援サービス等の見込量（各年度3月）

支援サービス等の種別	単位	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	人日/月			
	人	235	278	319
児童発達支援	人日/月	3,872	4,333	4,806
	人	302	332	363
医療型児童発達支援	人日/月	124	139	139
	人	26	27	27
放課後等デイサービス	人日/月	6,683	7,277	7,732
	人	456	503	548
保育所等訪問支援	人日/月	78	78	78
	人	26	26	26
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	71	71	71
	人	7	7	7
短期入所（医療型）※児童分	人日/月	15	15	23
	人	3	3	4
短期入所（福祉型）※児童分	人日/月	54	58	62
	人	11	11	11

5 見込量を確保するために必要な障害児通所支援事業所数

支援サービス等の種別	単位	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	か所	20	22	24
医療型児童発達支援	か所	1	1	1
放課後等デイサービス	か所	37	40	43
保育所等訪問支援	か所	8	8	8
居宅訪問型児童発達支援	か所	4	4	4

6 障がい児支援に係る成果目標

(1) 児童発達支援センター

平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置することを目標とし、単独での設置が困難な場合には、圏域単位での設置を目指します。

また、地域によっては、利用ニーズや地理的状況などに応じて複数の設置を進めます。

(2) 保育所等訪問支援事業所

平成32年度末までに全ての市町村において事業が実施できる体制が確保されることを目標とし、単独での実施が困難な場合には、圏域単位での実施を目指します。

また、地域によっては、利用ニーズや地理的状況などに応じて複数事業所による実施を進めます。

(3) 重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所

平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上確保することを目標とし、単独での確保が困難な場合には、圏域単位での確保を目指します。

(4) 重症心身障がい児が利用できる放課後等デイサービス事業所

平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上確保することを目標とし、単独での確保が困難な場合には、圏域単位での確保を目指します。

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度末までに各市町村に協議の場を設置することを目標に、単独による設置が困難な場合には、圏域単位での設置を目指します。

7 障がい児支援に係る管内の現状と課題

(1) 障がい児の相談支援体制

・地域における相談支援の拠点となる基幹相談支援センターは、圏域では県北北部2市3町の共同委託により1か所、県北南部2市1村の共同委託により1か所設置されています。

基幹相談支援センターは、総合的・専門的な相談支援や相談支援事業所に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援等を行い、地域における相談支援の中核的役割を担うことが期待されており、相談支援体制のより一層の充実を図るためにも、今後、更なる機能強化が求められます。

・障がい児通所支援を利用するために必要な「障害児支援利用計画」を作成する障がい児相談支援事業所は圏域には17か所設置されています。事業所の数は増えてきていますが、市部に集中しており、また、相談件数の増加や高い専門性が求められる案件の増加等により相談支援事業所、相談支援専門員共に不足しているため、相談支援専門員が作成した計画ではなく、セルフプランを利用している児童も多いことから、地域の障がい児相談支援体制の充実を図るためにも相談支援事業所及び相談支援専門員の確保が課題となっております。

(2) 障がい児通所支援の提供体制

- ・地域における障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターは、圏域には3か所設置されており、いずれも福島市に設置されています。

児童発達支援センターは、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能や地域の障害児通所支援事業所との緊密な連携を図り、重層的な支援体制整備の中心的役割が求められており、圏域においても更なる設置を進めていく必要があります。

- ・児童発達支援事業所については、圏域には12か所設置されており、利用者ニーズの増加により事業所の数は順調に増えてきていますが、設置場所が市部に偏在していることから、今後は、より身近な地域で必要な支援が受けられるような社会資源の充実が課題となります。

- ・放課後等デイサービス事業所については、圏域には16か所設置されており、事業所の数は順調に増えてきていますが、設置場所が市部に偏在しており、また、療育に対する利用者ニーズの増加等により、事業所の数はまだまだ不足しています。

今後は更に、より身近な地域で必要な支援が受けられるような社会資源の充実が課題となっています。

また、事業所ごとの支援内容に差が見られることもあり、支援サービスの質の確保も課題となっています。

- ・保育所等訪問事業所については、圏域には4か所設置されていますが、障がい児の地域社会への参加・包容の推進を図る観点からも、更なる設置を進めていく必要があります。

(3) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制

- ・重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、現在、圏域には利用できる事業所はありません。

今後、重症心身障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、支援体制の整備を図る必要があります。

- ・医療的ケア児が利用できる短期入所事業所及び障害児通所支援事業所については、現在、医療的ケア児が利用できる短期入所事業所は圏域で1か所設置されていますが、医療的ケア児が利用できる障害児通所支援事業所はありません。

今後、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、更なる支援体制の整備を図る必要があります。

- ・医療的ケア児の支援を協議する場については、現在、圏域には2市町に設置されています。

医療的ケアを必要とする障がい児の増加を踏まえ、障がい児が心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の適切な支援が受けられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、総合的な支援体制を構築していく必要があります。

8 課題解決や成果目標達成のための実施方策

(1) 障がい児の相談支援体制

- ・地域の相談支援体制の充実については、地域の自立支援協議会へ積極的に参画することにより協議会の活性化を図るとともに、相談支援アドバイザーや発達障がい地域支援マネージャーと連携して市町村や事業所等に助言、連絡調整等を行うことにより、地域の総合的な相談支援機能の強化を図ります。

(2) 障がい児通所支援の提供体制

- ・地域の障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターについて、地域の自立支援協議会や県北障がい福祉圏域連絡会等において、必要に応じて情報提供や助言等を行い、設置を働きかけていきます。

- ・児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の設置など、社会資源の充実については、事業者の把握に努め必要な情報提供を行うとともに、新たな事業所の開拓を進める地域の自立支援協議会の取り組みを支援していきます。

- ・地域が抱える課題解決のため、地域の自立支援協議会の様々な取り組みを支援するとともに、相談支援アドバイザー等と連携を図りながら、県北障がい福祉圏域連絡会で広域的な課題について協議していきます。

- ・発達障がい児への支援については、医療と福祉のそれぞれの分野が連携した包括的な支援が重要であり、今後は更なる連携強化を図るとともに、事業所や保育所等の支援者を対象としたスキルアップ研修等を開催し、発達障がい児に適切な支援を行うことができる人材を育成します。

(3) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制

- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、県北障がい福祉圏域連絡会において総合的な協議のうえ、平成30年度末までに設置し、医療的ケア児が身近に必要な支援が受けられるよう、支援体制を構築していきます。

県中障がい保健福祉圏域計画（障がい児支援）

1 圏域構成市町村と人口

(1) 圏域構成市町村

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

(2) 圏域人口（平成29年4月1日現在推計人口）

（単位：人）

総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上	不明
534,591	81,701	300,176	144,872	7,842

2 障がい児・者の状況（第1編の圏域計画の再掲）

(1) 身体障がい児・者数（身体障がい者手帳所持者数）

（単位：人）

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部
1	7,672	196	2,109	5,367	513	164	7	2,657	4,331
2	3,465	65	1,125	2,275	412	502	9	2,507	35
3	2,774	59	710	2,005	65	240	101	1,720	648
4	4,465	33	1,240	3,192	69	298	50	2,802	1,246
5	1,044	9	399	636	132	12	0	900	0
6	1,211	24	368	819	85	579	0	547	0
計	20,631	386	5,951	14,294	1,276	1,795	167	11,133	6,260

（平成29年4月1日）

(2) 知的障がい児・者数（療育手帳所持者数）

（単位：人）

区分	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	1,690	329	1,144	217
B	3,103	881	1,981	241
計	4,793	1,210	3,125	458

（平成29年4月1日）

3 支援サービス等の整備状況



(29年4月現在)

項目	か所数 (市町村ごとの内訳)
基幹相談支援センター	3 か所 (郡山市1、田村市1、三春町1)
障害児相談支援事業所	22 か所 (郡山市10、須賀川市4、田村市2、鏡石町1、石川町2、三春町2、小野町1)
児童発達支援センター	2 か所 (郡山市2)
医療型児童発達支援センター	1 か所 (郡山市1)
児童発達支援事業所 (児童発達センターを含む。)	19 か所 (郡山市11、須賀川市4、田村市2、鏡石町1、石川町1)
医療型児童発達支援事業所 (医療型児童発達支援センターを含む。)	1 か所 (郡山市1)
放課後等デイサービス事業所	36 か所 (郡山市25、須賀川市5、田村市3、鏡石町1、石川町1、三春町1)

保育所等訪問支援事業所	8か所(郡山市6、須賀川市1、鏡石町1)
短期入所事業所(福祉型) ※児童が利用可能な事業所	3か所(郡山市2、石川町1)
項目	か所数(市町村ごとの内訳)
短期入所事業所(医療型) ※児童が利用可能な事業所	1か所(郡山市1)
福祉型障害児入所施設	3か所(郡山市2、石川町1)
医療型障害児入所施設	1か所(郡山市1)
独立法人国立病院機構	1か所(須賀川市1)

4 支援サービス等の見込量(各年度3月)

支援サービス等の種別	単位	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	人	259	279	297
児童発達支援	人日/月	3,291	3,397	3,480
	人	406	425	444
医療型児童発達支援	人日/月	80	105	114
	人	9	11	11
放課後等デイサービス	人日/月	5,841	6,508	7,195
	人	669	712	757
保育所等訪問支援	人日/月	60	73	87
	人	114	120	129
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	92	92	112
	人	7	7	9
短期入所(医療型)※児童分	人日/月	64	66	69
	人	10	10	11
短期入所(福祉型)※児童分	人日/月	237	255	267
	人	47	52	55

5 見込量を確保するために必要な障害児通所支援事業所数

支援サービス等の種別	単位	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	か所	28	29	30
医療型児童発達支援	か所	1	1	1
放課後等デイサービス	か所	49	51	53

保育所等訪問支援	か所	9	11	13
居宅訪問型児童発達支援	か所	3	3	3

6 障がい児支援に係る成果目標

(1) 児童発達支援センター

平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置することを目標とし、単独での設置が困難な場合には、圏域単位での設置を目指します。

また、地域によっては、利用ニーズや地理的状況などに応じて複数の設置を進めます。

(2) 保育所等訪問支援事業所

平成32年度末までに全ての市町村において事業が実施できる体制が確保されることを目標とし、単独での実施が困難な場合には、圏域単位での実施を目指します。

また、地域によっては、利用ニーズや地理的状況などに応じて複数事業所による実施を進めます。

(3) 重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所

平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上確保することを目標とし、単独での確保が困難な場合には、圏域単位での確保を目指します。

(4) 重症心身障がい児が利用できる放課後等デイサービス事業所

平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上確保することを目標とし、単独での確保が困難な場合には、圏域単位での確保を目指します。

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度末までに各市町村に協議の場を設置することを目標とし、単独による設置が困難な場合には、圏域単位での設置を目指します。

7 障がい児支援に係る管内の現状と課題

(1) 障がい児の相談支援体制

- 地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターは、3市町で3か所設置されています。

基幹相談支援センターは、総合的・専門的な相談支援を行い、地域における相談支援の中核的役割を担うことが期待されており、相談支援体制の一層の充実を図るためにも今後、さらなる設置が求められます。

- 障がい児通所支援を利用するために必要な「障害児支援利用計画」を作成する障がい児相談支援事業所は、圏域には22か所設置されています。

事業所の数は増えてきていますが、市部に集中しており、地域によっては、計画を作成する相談支援事業所や相談支援専門員の確保が課題になっています。

(2) 障がい児通所支援の提供体制

- 地域の障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターは、郡山市に3か所設置されています。

児童発達支援センターは、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能や地域の障害児通所支援事業所との緊密な連携を図り、重層的な支援体制整備の中心的役割が求められており、圏域においてさらに設置を進めていく必要があります。

- 児童発達支援事業所については、圏域で17か所設置されており、事業所数は順調に増えていますが、設置場所が市部に偏在しており、町村部との格差が生じています。

今後は、特に町村部において、身近な地域で必要な支援が受けられるような社会資源の充実が課題となります。

- 放課後等デイサービス事業所については、圏域で36か所設置されており、事業所数は市部を中心に順調に増えてきています。事業所数がある程度充足している地域では、事業所の数よりサービスの質の確保が課題となっています。

- 保育所等訪問事業所については、現在、圏域には3市町で8カ所設置されていますが、障害児の地域社会への参加・包容の推進を図る観点からも、さらに設置を進めていく必要があります。

(3) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制

- 重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、現在、圏域には利用できる事業所はありません。

今後、重症心身障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、支援体制の整備を図る必要があります。

- 医療的ケア児が利用できる短期入所事業所及び障害児通所支援事業所については、現在、医療的ケア児が利用できる短期入所事業所は圏域で2か所設置されていますが、医療的ケア児が利用できる障害児通所支援事業所はありません。

今後、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、支援体制の整備を図る必要があります。

- 医療的ケア児の支援を協議する場については、現在、設置されている市町村はありません。今後は、障がい児が心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連

分野の支援が受けられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、総合的な支援体制を構築していく必要があります。

8 課題解決や成果目標達成のための実施方策

- 地域の相談支援体制の充実については、地域の自立支援協議会へ積極的に参画することにより協議会の活性化を図るとともに、相談支援アドバイザーや発達障がい地域支援マネージャーと連携して市町村や事業所等に助言、連絡調整等を行うことによって、地域の総合的な相談支援機能の強化を図ります。
- 地域の障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターについて、地域の自立支援協議会や県中保健福祉事務所が主催する保健福祉圏域連絡会等において、必要に応じて情報提供や助言等を行い、設置を働きかけていきます。
- 児童発達支援事業所の設置等、社会的資源の充実については、新たな事業所の開拓を進める地域の自立支援協議会の取組みを支援していきます。
- 地域が抱える課題解決のため、自立支援協議会の様々な取組みを支援するとともに、相談支援アドバイザーと連携を図りながら、圏域連絡会で広域的な課題について協議していきます。
- 事業所や保育所等の支援者を対象としたスキルアップ研修を開催し、発達障がい児に適切な支援を行うことができる人材を育成します。
- 事業所同士のネットワーク作りの推進と事業所サービスの質の向上に向けて、圏域連絡会等において関係機関と協議していきます。
- 障がい児の乳幼児期から一貫した切れ目のない支援体制の整備を進めるため、圏域内における保健、福祉、教育、医療等の関係機関の緊密な連携を推進します。

県南障がい保健福祉圏域計画（障がい児支援）

1 圏域構成市町村と人口（第Ⅰ編の圏域計画の再掲）

(1) 圏域構成市町村

白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

(2) 圏域人口（平成29年4月1日現在推計人口）

（単位：人）

総数	01～17歳	18～64歳	65歳以上	不明
141,867	22,638	77,860	40,355	1,014

2 障がい児・者の状況（第Ⅰ編の圏域計画の再掲）

(1) 身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数）

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・ 言語・ そしゃく	（単位：人）	
								肢 体 不 自 由	内 部
1	1,850	34	485	1,331	131	8	0	546	1,165
2	856	10	267	579	95	120	3	625	13
3	813	14	156	643	26	57	44	506	180
4	1,247	6	288	953	14	64	20	800	349
5	377	2	118	257	44	4	0	329	0
6	372	6	93	273	34	144	0	194	0
計	5,515	72	1,407	4,036	344	397	67	3,000	1,707
									（平成29年4月1日）

(2) 知的障がい児・者数（療育手帳所持者数）

区 分	総数	0～17歳	（単位：人）	
			18～64歳	65歳以上
A	484	75	331	78
B	933	243	592	98
計	1,417	318	923	176
				（平成29年4月1日）

3 支援サービス等の整備状況



項目	か所数(市町村ごとの内訳)
基幹相談支援センター	1か所(白河市及び西白河郡町村共同設置)
障害児相談支援事業所	6か所(白河市2、西郷村2、棚倉町1、塙町1)
児童発達支援センター	1か所(西郷村1)
児童発達支援事業所 (児童発達支援センターを含む。)	10か所(白河市2、西郷村5、泉崎村1、棚倉町1、塙町1)
放課後等デイサービス事業所	14か所(白河市5、西郷村4、泉崎村1、矢吹町1、棚倉町2、塙町1)
保育所等訪問支援事業所	1か所(西郷村1)
短期入所事業所(福祉型) ※児童が利用可能な事業所	3か所(西郷村3)
福祉型障害児入所施設	2か所(西郷村2)

(平成 29 年 7 月 1 日現在)

4 支援サービスの見込量（各年度3月）

支援サービス等の種別	単位	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	人日／月			
	人	82	93	104
児童発達支援	人日／月	1499	1569	1673
	人	146	154	165
放課後等デイサービス	人日／月	1776	2053	2349
	人	160	185	213
保育所等訪問支援	人日／月	18	20	25
	人	15	16	17
居宅訪問型児童発達支援	人日／月	1	1	1
	人	1	1	1
短期入所（医療型）※児童分	人日／月	16	16	23
	人	3	3	4
短期入所（福祉型）※児童分	人日／月	68	78	92
	人	13	15	17

5 見込量を確保するために必要な障害児通所支援事業所数

支援サービス等の種別	単位	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	か所	9	10	10
放課後等デイサービス	か所	14	15	17
保育所等訪問支援	か所	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	か所	4	4	4

6 障害児支援に係る成果目標

(1) 児童発達支援センター

平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを目標とし、単独での設置が困難な場合には、利用ニーズや地理的状況などに応じて圏域単位での設置を目指します。

(2) 保育所等訪問支援事業所

平成32年度末までに全ての市町村において事業が実施できる体制が確保されることを目標とし、単独での実施が困難な場合には、利用ニーズや地理的状況などに応じて圏域単位での実施を目指します。

(3) 重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所

平成32年度末までに全ての市町村において事業が実施できる体制が確保されることを目標とし、単独での実施が困難な場合には、利用ニーズや地理的状況などに応じて圏域単位での実施を目指します。

(4) 重症心身障がい児が利用できる放課後等デイサービス事業所

平成32年度末までに全ての市町村において事業が実施できる体制が確保されることを目標とし、単独での実施が困難な場合には、利用ニーズや地理的状況などに応じて圏域単位での実施を目指します。

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成32年度末までに全ての市町村において事業が実施できる体制が確保されることを目標とし、単独での実施が困難な場合には、利用ニーズや地理的状況などに応じて圏域単位での実施を目指します。

7 障がい児支援に係る管内の現状と課題

(1) 障がい児の相談支援体制

- 地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターは、1か所設置されており、設置している市町村は白河市及び西白河郡の4町村の共同設置となっています。

相談支援体制の一層の充実を図るためにも今後、東白川郡に設置が求められます。

- 障がい児通所支援を利用するために必要な「障害児支援利用計画」を作成する障がい児相談支援事業所は圏域では6か所設置されています。

事業所の数は増えてきていますが、市部に集中しており、地域によっては、計画を作成する相談支援事業所や相談支援専門員の確保が課題となっています。

(2) 障がい児通所支援の提供体制

- 地域の障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターは、1か所設置されており、設置している市町村は白河市及び西白河郡の4町村の共同設置となっています。

支援体制の一層の充実を図るためにも今後、東白川郡に設置が求められます。

- 児童発達支援事業所については、圏域で9か所設置されており、事業所数は順調に増えていますが、設置場所が偏在傾向にあります。

今後は、身近な地域で必要な支援が受けられるような社会資源の充実が課題となります。

- 放課後等デイサービス事業所については、圏域で14か所設置されており、事業所数は順調に増えてきています。地域によっては、支援内容に差が見られることもあり、支

援サービスの質の確保が課題となっています。

また、事業所同士の横の連携促進も検討すべき課題です。

- 保育所等訪問事業所については、圏域で1か所設置されていますが、障害児の地域社会への参加・包容の推進を図る観点からも、東白川郡に設置を進めていく必要があります。

(3) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制

- 重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、現在、圏域には利用できる事業所1か所しかありません。

今後、重症心身障がい児が身近な地域に必要な支援が受けられるよう、支援体制の整備を図る必要があります。

- 医療的ケア児が利用できる短期入所事業所及び障害児通所支援事業所については、現在、医療的ケア児が利用できる短期入所事業所は圏域で1か所設置されていますが、医療的ケア児が利用できる障害児通所支援事業所はありません。

今後、医療的ケア児が身近な地域に必要な支援が受けられるよう、支援体制の整備を図る必要があります。

- 医療的ケア児の支援を協議する場については、現在、設置されている市町村はありません。

今後は、障がい児が心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、総合的な支援体制を構築していく必要があります。

7 課題解決や整備目標達成のための実施方策

- 地域の相談支援体制の充実については、地域の自立支援協議会へ積極的に参画することにより協議会の活性化を図るとともに、相談支援アドバイザーや発達障がい地域支援マネージャーと連携して市町村や事業所等に助言、連絡調整等を行うことにより、地域の総合的な相談支援機能の強化を図ります。

- 地域の障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターについて、地域の自立支援協議会や県保健福祉事務所が主催する圏域連絡会等において、必要に応じて情報提供や助言等を行い、設置を働きかけていきます。

- 児童発達支援事業所の設置等、社会的資源の充実については、新たな事業所の開拓を進める地域の自立支援協議会の取組みを支援していきます。

- 地域が抱える課題解決のため、自立支援協議会の様々な取組みを支援するとともに、相談支援アドバイザーと連携を図りながら、圏域連絡会で広域的な課題について協議し

ていきます。

- 事業所や保育所等の支援者を対象としたスキルアップ研修を開催し、発達障がい児に適切な支援を行うことができる人材を育成します。

- 県南保健福祉事務所が主催する地域生活移行圏域連絡会において、地域の課題や社会資源の整備について協議していきます。
また、圏域の放課後等デイサービス事業所の連携会議を開催し、事業所同士のネットワーク作りを推進するとともに、放課後等デイサービスの質の向上と支援力の強化を図ります。

- 乳幼児から一貫した切れ目のない支援体制の整備を進めるため、圏域内における保健、福祉、教育、医療等の関係機関の緊密な連携を推進します。

会津障がい保健福祉圏域計画（障がい児支援）

1 圏域構成市町村と人口（第Ⅰ編の圏域計画の再掲）

(3) 圏域構成市町村

会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町

(4) 圏域人口（平成29年1月1日現在推計人口）

(単位：人)

総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上	不明
245,339	36,045	125,914	80,756	2,624

2 障がい児・者の状況（第Ⅰ編の圏域計画の再掲）

(3) 身体障がい児・者数（身体障がい者手帳所持者数）

(単位：人)

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・ 言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部
1	4,369	91	907	3,371	268	30	3	1,367	2,701
2	1,829	14	406	1,409	232	241	0	1,322	34
3	3,301	15	382	2,904	45	160	93	2,217	786
4	4,133	4	559	3,570	64	614	52	2,580	823
5	931	3	171	757	92	6	0	833	0
6	911	4	145	762	95	474	0	342	0
計	15,474	131	2,570	12,773	796	1,525	148	8,661	4,344

(平成29年4月1日)

(4) 知的障がい児・者数（療育手帳所持者数）

（単位：人）

区 分	総 数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	770	134	494	142
B	1,369	271	905	193
計	2,139	405	1,399	335

（平成29年4月1日）

3 支援サービス等の整備状況 （平成29年4月1日現在）



項目	か所数（市町村ごとの内訳）
基幹相談支援センター	2か所（会津若松市1、喜多方市1）
障害児相談支援事業所	13か所（会津若松市6、喜多方市2、西会津町1、猪苗代町1、会津坂下町2、会津美里町1）
児童発達支援センター	1か所（会津若松市1）

児童発達支援事業所 (児童発達支援センターを含む。)	10か所(会津若松市7、喜多方市1、 会津坂下町2)
放課後等デイサービス事業所	15か所(会津若松市9、喜多方市1、 磐梯町1、会津坂下町2、湯川村1、会 津美里町1)
保育所等訪問支援事業所	3か所(会津若松市3)
短期入所事業所(福祉型) ※児童が利用可能な事業所	1か所(猪苗代町1)
福祉型障害児入所施設	1か所(猪苗代町1)

4 支援サービス等の見込量(各年度3月)

支援サービス等の種別	単位	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	人	429	451	477
児童発達支援	人日/月	730	727	844
	人	122	123	126
医療型児童発達支援	人日/月	7	7	7
	人	2	2	2
放課後等デイサービス	人日/月	2,486	2,686	2,822
	人	319	339	360
保育所等訪問支援	人日/月	26	31	36
	人	31	41	52

居宅訪問型児童発達支援	人日／月	1	7	7
	人	1	3	3
短期入所（医療型）※児童分	人日／月	5	5	5
	人	1	1	1
短期入所（福祉型）※児童分	人日／月	47	59	78
	人	20	22	25

5 見込量を確保するために必要な障害児通所支援事業所数

支援サービス等の種別	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	13	13	15
放課後等デイサービス	17	18	19
保育所等訪問支援	8	8	9
居宅訪問型児童発達支援	1	1	3

6 障がい児支援に係る成果目標

(1) 児童発達支援センター

平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置することを目標とし、単独での設置が困難な場合には、圏域単位での設置を目指します。

また、地域によっては、利用ニーズや地理的状況などに応じて複数の設置を進めます。

(2) 保育所等訪問支援事業所

平成32年度末までに全ての市町村において事業が実施できる体制が確保されることを目標とし、単独での実施が困難な場合には、圏域単位での実施を目指します。

また、地域によっては、利用ニーズや地理的状況などに応じて複数事業所による実施を進めます。

(3) 重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所

平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上確保することを目標とし、単独での確保が困難な場合には、圏域単位での確保を目指します。

(4) 重症心身障がい児が利用できる放課後等デイサービス事業所

平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上確保することを目標とし、単独での確保が困難な場合には、圏域単位での確保を目指します。

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度末までに各市町村に協議の場を設置することを目標とし、単独による設置が困難な場合には、圏域単位での設置を目指します。

7 障がい児支援に係る管内の現状と課題

(1) 障がい児の相談支援体制

- 地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターは、圏域内に2カ所設置されており、設置している市町村は会津若松市及び喜多方市となっています。

基幹相談支援センターは、総合的・専門的な相談支援を行い、地域における相談支援の中核的役割を担うことが期待されており、相談支援体制の一層の充実を図るためにも今後、さらなる設置が求められます。

- 障がい児通所支援を利用するために必要な「障害児支援利用計画」を作成する障がい児相談支援事業所は圏域内に13カ所設置されています。

事業所の数は増えてきていますが、地域によっては、相談支援専門員が作成した計画ではなく、セルフプランを利用している児童も多いことから、相談支援事業所及び相談支援専門員の確保が求められます。

(2) 障がい児通所支援の提供体制

- 地域の障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターは、圏域内に1カ所設置されており、設置している市町村は会津若松市となっています。

児童発達支援センターは、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能や地域の障害児通所支援事業所との緊密な連携を図り、重層的な支援体制整備の中心的役割が求められており、圏域においても設置を進めていく必要があります。

- 児童発達支援事業所については、圏域で10カ所設置されており、事業所数は順調に増えていますが、設置場所が主に市部に偏在しており、町村部との格差が生じています。

今後は、特に町村部において、身近な地域で必要な支援が受けられるような社会資源の充実が課題となります。

- 放課後等デイサービス事業所については、圏域内に15カ所設置されており、事業所数は順調に増えていますが、支援内容に差が見られることもあり、支援サービスの質の確保が課題となっています。

また、事業所同士の横の連携促進も検討すべき課題です。

- 保育所等訪問支援事業所については、圏域内に3カ所設置されており、設置している市町村はいずれも会津若松市となっています。

障がい児の地域社会への参加・包容の推進を図る観点からも、支援体制の整備を図っていく必要があります。

(3) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制

- 重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、圏域内に2カ所設置されており、設置している市町村は会津若松市となっています。

今後、重症心身障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、支援体制の整備を図る必要があります。

- 医療的ケアが必要な児童（以下、「医療的ケア児」という。）が利用できる短期入所事業所及び障害児通所支援事業所については、現在、医療的ケア児が利用できる短期入所事業所は圏域内にありません。医療的ケア児が利用できる障害児通所支援事業所は、圏域内に1カ所設置されており、設置している市町村は会津若松市となっています。

今後、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、支援体制の整備を図っていく必要があります。

- 医療的ケア児の支援を協議する場については、圏域内に1カ所設置されており、設置している市町村は会津坂下町となっています。

今後は、医療的ケア児が心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、総合的な支援体制を構築していく必要があります。

8 課題解決や成果目標達成のための実施方策

- 地域の相談支援体制の充実については、地域の自立支援協議会へ積極的に参画することにより協議会の活性化を図るとともに、相談支援アドバイザーや発達障がい地域支援マネージャーと連携して市町村や事業所等に助言、連絡調整等を行うことによって、地域の総合的な相談支援機能の強化を図ります。
- 地域の障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターについて、地域の自立支援協議会や会津障がい保健福祉圏域連絡会児童に関するワーキンググループにおいて、情報提供や助言等を行い、設置を働きかけていきます。
- 児童発達支援事業所の設置等、社会的資源の充実については、新たな事業所の開拓を進める地域の自立支援協議会の取組みを支援するとともに会津障がい保健福祉圏域連絡会児童に関するワーキンググループにおいて、情報提供や助言等を行い、設置を働きかけていきます。
- 地域が抱える課題解決のため、地域の自立支援協議会の様々な取組みを支援するとともに、相談支援アドバイザーと連携を図りながら、会津障がい保健福祉圏域連絡会等で広域的な課

題について協議していきます。

- 事業所や保育所等の支援者を対象としたスキルアップ研修を開催し、発達障がい児に適切な支援を行うことができる人材を育成します。
- 会津障がい保健福祉圏域連絡会児童に関するワーキンググループにおいて、地域の課題や社会資源の整備について協議していきます。

また、圏域内の放課後等デイサービス事業所の連携会議を開催し、事業所同士のネットワーク作りを推進するとともに、放課後等デイサービスの質の向上と支援力の強化を図ります。

- 乳幼児から一貫した切れ目のない支援体制の整備を進めるため、圏域内における保健、福祉、教育、医療等の関係機関の緊密な連携を推進します。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場について、単独で設置する市町村もあるが、単独での設置が困難な市町村については、会津障がい保健福祉圏域連絡会児童に関するワーキンググループを協議の場とし、単独で設置する市町村とも連携し、重層的に協議していきます。

南会津障がい保健福祉圏域計画（障がい児支援）

1 圏域構成市町村と人口（第Ⅰ編の圏域計画の再掲）

(1) 圏域構成市町村

下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町

(2) 圏域人口（平成 29 年 4 月 1 日現在推計人口）

(単位：人)				
総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	不明
26,085	3,310	12,074	10,688	13

2 障がい児・者の状況（第Ⅰ編の圏域計画の再掲）

(1) 身体障がい児・者数（身体障がい者手帳所持者数）

(単位：人)

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・言語・ そしゃく	肢 体 不 自 由	内 部
1	471	11	94	366	26	3	0	121	321
2	197	0	39	158	25	34	0	133	5
3	451	2	37	412	3	18	10	336	84
4	496	1	65	430	13	42	2	326	113
5	83	0	21	62	8	2	0	73	0
6	113	0	16	97	7	58	0	48	0
計	1,811	14	272	1,525	82	157	12	1,037	523

(2) 知的障がい児・者数（療育手帳所持者数）（第Ⅰ編の圏域計画の再掲）

(単位：人)

区分	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	59	12	37	10
B	129	19	81	29
計	188	31	118	39

(平成 29 年 4 月 1 日)

3 支援サービス等の整備状況



(29年4月現在)

項目	か所数 (市町村ごとの内訳)
障害児相談支援事業所	下郷町 (1) 南会津町 (1) 圏域計 (2)
児童発達支援事業所 (児童発達支援センターを含む。)	南会津町 (1) 圏域計 (1)
放課後等デイサービス	南会津町 (1) 圏域計 (1)

4 支援サービス等の見込量 (各年度3月)

支援サービス等の種別	単位	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	人	34	38	42
児童発達支援	人日/月	135	154	173
	人	22	25	28
医療型児童発達支援	人日/月	24	24	24
	人	2	2	2
放課後等デイサービス	人日/月	130	144	158
	人	18	20	22
保育所等訪問支援	人日/月	12	12	12
	人	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	12	12	12
	人	1	1	1

5 見込量を確保するために必要な障害児通所支援事業所数

支援サービス等の種別	単位	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	か所	1	1	2
放課後等デイサービス	か所	1	1	2
保育所等訪問支援	か所	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	か所	1	1	1

6 障がい児支援に係る成果目標

(1) 児童発達支援センター

平成32年度末までに、圏域で1か所以上の設置を目標とします。

(2) 保育所等訪問支援事業所

平成32年度末までに、圏域で1か所以上の設置を目標とします。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所

平成32年度末までに、圏域で1か所以上の設置を目標とします。

(4) 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所

平成32年度末までに、圏域で1か所以上の設置を目標とします。

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

現在、各町村で設置している自立支援協議会（障がい児に関する専門部会）、要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センターのほか、4町村合同で設置している南会津地方地域自立支援協議会（以下、南会津圏域計画では「広域協議会」という。）の子ども部会が支援検討の役割を果たしていますが、平成30年度末までには、特に医療分野の構成員を増やす等により、各分野協働による支援・連携体制の強化を図ります。

7 障がい児支援に係る管内の現状と課題

(1) 障がい児の相談支援体制

○地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターは、平成29年度時点で南会津圏域内にはありません。

基幹相談支援センターは、障がい児・者に対する総合的・専門的な相談支援を行い、地域における相談支援の中核的役割を担うことが期待されていることから、相談支援体制の一層の充実を図るためにも、南会津圏域でも設置が必要とされています。

○在宅サービスを利用するための「障害児支援利用計画」作成を担う障がい児相談支援事業所は、圏域内では東部地区の南会津町田島地区と下郷町の2か所にあります。

しかしながら、西部地区（南会津町西部地区・只見町・檜枝岐村）には相談支援事業所がなく、東部地区の相談支援専門員が広大なエリアを対応している状況です。また、圏域内に相談支援専門員が少ないことや対象児童数が少ないことから、相談支援専門員は障がい者の相談支援専門員も兼務しています。こうした事情から相談支援専門員1人当たりの業務量が多くなっていることから、計画作成に支障を来さないよう、相談支援専門員の確保が必要となっています。

その他、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対する障がい児相談支援・計画策定に関する研修機会の確保も課題となっています。

(2) 障がい児通所支援の提供体制

○地域の障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターは、平成29年度現在、南会津圏域にはありません。児童発達支援センターは、障がいの重度化・重複化や多様化に対応した専門的支援機能を担うほか、地域の他の事業所や関係機関との緊密な連携を図りながら、障がい児の支援体制の構築について中心的な役割を果たすことが期待されているため、南会津圏域でも設置が必要とされています。

○児童発達支援事業所は、圏域内で南会津町田島地区に1か所設置されています。他町村や南会津町内でも西部地区等、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、実施事業所を増やしていく必要がありますが、専門的人材の確保のほか、対象児数が少ない中での事業実施となるため、事業所に対する運営支援が課題となっています。

○放課後等デイサービス事業所は、平成28年7月に児童発達支援事業所と併設の形で南会津町内に1か所設置されましたが、児童発達支援事業所と同様、身近な地域で必要な支援が受けられるよう事業所を増やしていくためには、人材確保や運営支援が課題となっています。

○保育所等訪問事業所については、現在、圏域には実施事業所はありませんが、障がい児の地域社会への参加や包容の推進を図る観点からも、設置を進めていく必要があります。

(3) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制

○主に重症心身障がい児への支援を対象とする児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、医療的ケアが必要な児童が利用できる短期入所事業所及び障害児通所支援事

業所については、平成 29 年度現在、圏域内にはありません。

なお、小児医療提供体制において、障がい児に対応した専門医療機関も、圏域内にはありません。

○医療的ケアが必要な児童の支援を協議する場については、現在、管内 4 町村すべての要保護児童対策地域協議会と、広域協議会の子ども部会が、協議の場の役割を果たしています。

(4) その他

○圏域内には現在特別支援学校がありません。そのため、圏域外の特別支援学校への入学を余儀なくされており、遠距離通学や、他圏域の入所施設・寄宿舎を利用しながら就学しています。

なお、平成 29 年 12 月に県教育委員会が策定した第二次福島県県立特別支援学校全体整備計画において、圏域内に通学制の特別支援学校を設置することとされたため、就学環境の改善が期待されます。

8 課題解決や成果目標達成のための実施方策

(1) 障がい児の相談支援体制

○基幹相談支援センターの設置や地域の相談支援体制の充実については、県委託により設置している相談支援アドバイザーや発達障がい地域支援マネージャーと連携しながら、各町村それぞれの協議会（以下、南会津圏域計画では「町村協議会」という。）や広域協議会における障がい者の相談支援体制と一体となった検討の場への助言や情報提供を行うことにより、体制強化や充実を図ります。

また、障害児支援利用計画作成等に関する研修の情報提供や管内での事例検討を通じた研修機会の確保に努めます。

(2) 障がい児通所支援の提供体制

○児童発達支援センターの設置については、町村協議会や広域協議会における設置検討に際し、人材確保や人員配置等に関する情報提供や助言等を行うことで、設置の支援を図ります。

○児童発達支援事業や放課後デイサービスの充実については、事業所のない西部地区における事業実施方法について検討する町村協議会及び広域協議会に対し情報提供や助言を行うほか、保育所等訪問支援事業所の設置についても、同様に情報提供や助言等を通じた設置支援を行います。

(3) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制

○重症心身障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、専門人材・医療人材の確保に資する情報提供を行うことで、事業所設置の支援を図ります。

なお、各町村の保健・福祉部門における家庭訪問等の取組みに対し、引き続き支援を行うほか、事業実施に当たっては、管内医療機関のみならず、会津圏域や他圏域の医療、療育、リハビリ等の専門機関との連携が必要不可欠であるため、町村・事業所と専門医療機関等との連携の取組みに対し、必要に応じ保健所機能を生かした支援を行います。

○医療的ケアが必要な児童の支援を協議する場については、町村協議会や広域協議会の部会等の活動を支援し、よりよい支援体制の構築を目指します。

(4) その他

○圏域内における新たな特別支援学校の設置の具体内容について、現在教育部門で検討がなされていますが、必要に応じ福祉部門からも検討に対し協力を行うことで、よりよい支援体制の構築を図ります。

○圏域連絡会については、広域協議会に南会津保健福祉事務所・南会津教育事務所・会津児童相談所（南会津相談室）が構成メンバー・オブザーバーとして参加しているため、広域協議会への参加を通じて、情報提供や助言のほか、意見聴取等を行っていきます。

相双保健福祉圏域計画（障がい児支援）

1 圏域構成市町村と人口（第Ⅰ編の圏域計画の再掲）

(1) 圏域構成市町村

相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

(2) 圏域人口（平成29年4月1日現在推計人口）

(単位：人)

総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上	不明
107,914	13,877	58,770	33,574	1,693

2 障がい児・者の状況（第Ⅰ編の圏域計画の再掲）

(1) 身体障がい児・者数（身体障がい者手帳所持者数）

(単位：人)

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	視覚	聴覚・平衡機能	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部
1	2,826	52	648	2,126	205	17	1	857	1,746
2	1,273	20	358	895	160	187	11	896	19
3	1,316	17	267	1,032	37	85	50	806	338
4	1,896	13	379	1,504	28	170	29	1,206	463
5	602	3	171	428	67	3	0	532	0
6	586	3	124	459	63	242	0	281	0
計	8,499	108	1,947	6,444	560	704	91	4,578	2,566

(平成29年4月1日)

(2) 知的障がい児・者数（療育手帳所持者数）

(単位：人)

区分	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	611	100	414	97
B	1,092	230	765	97
計	1,703	330	1,179	194

(平成29年4月1日)

3 支援サービス等の整備状況



- ・ 整備状況は平成29年4月1日時点のものであり、現在の状況とは異なります。
- ・ 下記の整備状況数については、東日本大震災・原子力災害により休止している事業所を含んでいます。

基幹相談支援センター	1 か所（檜葉町）
障害児相談支援事業所	5 か所（相馬市1、南相馬市2、檜葉町1、いわき市（避難先）1）
児童発達支援事業所 （児童発達支援センターを含む。）	12 か所（相馬市3、南相馬市5、広野町1、富岡町2、いわき市（避難先）1）
放課後等デイサービス事業所	14 か所（相馬市4、南相馬市6、広野町1、富岡町2、いわき市（避難先）1）
短期入所事業所（福祉型） ※児童が利用可能な事業所	1 か所（相馬市（避難先）1）
福祉型障害児入所施設	2 か所（相馬市（避難先）1、いわき市（避難先）1）

4 支援サービス等の見込量（各年度3月）

支援サービス等の種別	単位	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	人	371	396	426
児童発達支援	人日/月	1,411	1,521	1,600
	人	180	195	206
医療型児童発達支援	人日/月	13	13	18
	人	2	2	4
放課後等デイサービス	人日/月	3,010	3,130	3,241
	人	316	330	341

保育所等訪問支援	人日／月	32	32	32
	人	10	10	10
居宅訪問型児童発達支援	人日／月	25	65	73
	人	2	4	6
短期入所（医療型）※児童分	人日／月	24	24	24
	人	3	3	3
短期入所（福祉型）※児童分	人日／月	59	94	109
	人	7	10	12

5 見込量を確保するために必要な障害児通所支援事業所数

支援サービス等の種別	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	12	13	13
放課後等デイサービス	12	13	13
保育所等訪問支援	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	2	2	2

6 障がい児支援に係る成果目標

(1) 児童発達支援センター

平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置することを目標とし、単独での設置が困難な場合には、圏域単位での設置を目指します。

また、地域によっては、利用ニーズや地理的状況などに応じて複数の設置を進めます。

(2) 保育所等訪問支援事業所

平成32年度末までに全ての市町村において事業が実施できる体制が確保されることを目標とし、単独での実施が困難な場合には、圏域単位での実施を目指します。

また、地域によっては、利用ニーズや地理的状況などに応じて複数事業所による実施を進めます。

(3) 重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所

平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上確保することを目標とし、単独での確保が困難な場合には、圏域単位での確保を目指します。

(4) 重症心身障がい児が利用できる放課後等デイサービス事業所

平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上確保することを目標とし、単独での確保が困難な場合には、圏域単位での確保を目指します。

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度末までに各市町村に協議の場を設置することを目標とし、単独による設

置が困難な場合には、圏域単位での設置を目指します。

7 障がい児支援に係る管内の現状と課題

(1) 障がい児の相談支援体制

- ・ 地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターは、圏域で檜葉町に1か所設置されていますが、重層的な相談支援体制の構築のため、今後、さらに設置を進めていくことが必要です。
- ・ 障がい児通所支援を利用するために必要な「障害児支援利用計画」を作成する障害児相談支援事業所は、圏域で5か所設置されています。

避難指示の解除に伴う住民の帰還が進むのにあわせて、今後、事業所数の増加が期待されていますが、相談支援専門員が一人しかいない事業所も多いことから、相談支援専門員の育成及び確保が課題になっています。

(2) 障がい児通所支援の提供体制

- ・ 地域の障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターは、現在、圏域で設置されている市町村はありません。障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能や地域の障害児通所支援事業所との緊密な連携を図り、重層的な支援体制整備の中心的役割が求められていることから、今後設置を進めていく必要があります。
- ・ 児童発達支援事業所については、圏域で12か所設置されていますが、原子力災害の影響で未だ休止している事業所が複数あるため、今後再開による相談支援体制の整備が必要です。
- ・ 放課後等デイサービス事業所については、圏域で14か所設置されています。原子力災害の影響で未だ休止している事業所が複数あるため、必要とするサービスを適時に提供することが難しい状況です。
- ・ 保育所等訪問事業所については、現在、圏域で実施事業所はありませんが、障がい児の地域社会への参加・包容の推進を図る観点からも、設置を進めていく必要があります。

(3) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制

- ・ 重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、現在、圏域で利用できる事業所はありません。今後、重症心身障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、支援体制の整備を図る必要があります。
- ・ 医療的ケア児が利用できる短期入所事業所及び障害児通所支援事業所については、現在、圏域で利用できる事業所はありません。今後、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、支援体制の整備を図る必要があります。
- ・ 医療的ケア児の支援を協議する場については、現在、圏域で設置されている市町村はありません。今後、障がい児が心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係機関が連携を図り、総合的な支援体制を構築していく必要があります。

8 課題解決や成果目標達成のための実施方策

- 地域の相談支援体制の充実については、地域自立支援協議会へ積極的に参画し、地域の課題解決に向けた方策の検討、実施を推進し、協議会活動の更なる活性化を図るとともに、相談支援アドバイザーや発達障がい地域支援マネージャーと連携して市町村や事業所等に助言、連絡調整等を行うことによって、地域の総合的な相談支援機能の強化を図ります。
- 地域の障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターについて、地域自立支援協議会や相双保健福祉事務所が主催する圏域連絡会等において、必要に応じて情報提供や助言等を行い、設置を働きかけていきます。
- 児童発達支援事業所の設置等、社会的資源の充実については、新たな事業所の開設に向けて必要な支援を検討・調整する地域自立支援協議会の取組みを支援していきます。
- 地域が抱える課題解決のため、自立支援協議会の様々な取組みを支援するとともに、相談支援アドバイザーと連携を図りながら、圏域連絡会で広域的な課題について協議していきます。
- 事業所や保育所等の支援者を対象としたスキルアップ研修を開催し、発達障がい児に適切な支援を行うことができる人材を育成します。
- 乳幼児から一貫した切れ目のない支援体制の整備を進めるため、圏域内における保健、医療、福祉、教育等の関係機関の緊密な連携を推進します。

いわき障がい保健福祉圏域計画（障がい児支援）

1 圏域構成市町村と人口（いわき障がい福祉圏域計画の再掲）

(1) 圏域構成市町村

いわき市

(2) 圏域人口（平成29年4月1日現在推計人口）

（単位：人）

総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上	不明
327,956	49,550	183,377	95,029	-

2 障がい児・者の状況

(1) 身体障がい児・者数（身体障がい者手帳所持者数）

（単位：人）

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・ 言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部
1	4,776	114	1,295	3,367	315	84	4	1,655	2,718
2	2,189	35	679	1,475	318	223	7	1,617	24
3	1,702	28	438	1,236	44	136	92	1,062	368
4	2,828	24	633	2,171	51	130	41	1,878	728
5	696	11	238	447	93	13	1	589	0
6	677	14	171	492	68	308	0	301	0
計	12,868	226	3,454	9,188	889	894	145	7,102	3,838

（平成29年4月1日）

(2) 知的障がい児・者数（療育手帳所持者数）

（単位：人）

区分	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	1,063	177	738	148
B	1,782	392	1,210	180
計	2,845	569	1,948	328

（平成29年4月1日）

3 支援サービス等の整備状況

(平成29年4月現在)

項目	か所数
基幹相談支援センター	1か所
障害児相談支援事業所	7か所
児童発達支援センター	1か所
児童発達支援事業所 (児童発達支援センターを含む。)	9か所
放課後等デイサービス事業所	14か所
保育所等訪問支援事業所	2か所
短期入所事業所(福祉型) ※児童が利用可能な事業所	5か所
短期入所事業所(医療型) ※児童が利用可能な事業所	2か所
医療型障害児入所施設	1か所
独立法人国立病院機構	1か所

4 支援サービス等の見込量(各年度3月)

支援サービス等の種別	単位	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	人	484	569	653
児童発達支援	人日/月	678	706	735
	人	198	210	223
医療型児童発達支援	人日/月	1	1	1
	人	1	1	1
放課後等デイサービス	人日/月	3,732	4,474	5,364
	人	445	516	599
保育所等訪問支援	人日/月	2	3	5

	人	2	3	5
短期入所（医療型）※児童分	人日／月	16	17	18
	人	10	11	12
短期入所（福祉型）※児童分	人日／月	20	22	24
	人	10	11	11

5 見込量を確保するために必要な障害児通所支援事業の定員数

支援サービス等の種別	単位	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人	128	131	135
放課後等デイサービス	人	253	249	331

6 障がい児支援に係る成果目標

(1) 児童発達支援センター

平成32年度末までに、3か所の設置を目指します。

(2) 保育所等訪問支援事業所

平成32年度末までに、3か所の設置を目指します。

(3) 重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所

平成32年度末までに、2か所の設置を目指します。

(4) 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所

平成32年度末までに、2か所の設置を目指します。

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成32年度末までに、1か所の設置を目指します。

7 障がい児支援に係る管内の現状と課題

(1) 障がい児の相談支援体制

- いわき圏域では、新たに障害児相談支援利用希望者を受入可能な障害児相談支援事業所が不足している状況にあり、障害児相談支援の利用を希望しても利用できない方が増加している傾向にあります。

(2) 障がい児通所支援の提供体制

- 児童発達支援センターについては、既に北部地域に1か所整備されています。しかし、障がいのある方や関係団体等を対象としたアンケート調査等の結果より、圏域が広域であるため南部地域から利用する場合、保護者から経済的な負担が大きいとの意見が挙がっており、複数箇所の整備が望まれている状況にあります。
- 児童発達支援については、発達障がいの認定を受ける方等が増加傾向にあるため、利用者数は増加傾向にあります。しかし、利用希望者に対し児童発達支援事業所が不足している状況から、1人当たりの時間や回数を分けて利用しており利用量は減少傾向となっています。
- 放課後等デイサービスについては、事業所の新規開設等の影響により利用者数及び利用量は年々増加傾向にあり、今後も増加するものと見込まれます。障がいのある方を対象としたアンケート調査等の結果からも放課後等デイサービスのニーズが高いことがわかります。しかし、新規開設する事業所については、他業種からの参入が多いことから、サービスの質の向上及び平準化を図ることが必要となっています。
- 保育所等訪問支援については、現在、利用者が少ないことから、広く周知・啓発を図り、普及を促進させる必要があります。

(3) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制

- 主に重症心身障がい児の支援を行う児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業については、現在、北部地域に1か所あります。しかし、障がいのある方や関係団体等を対象としたアンケート調査等を実施した結果、圏域が広域であるため、南部地域から利用する場合、保護者から経済的な負担や身体的負担が大きいとの意見が挙がっており、複数箇所の整備が望まれている状況にあります。
- 障害児通所支援及び短期入所については、障がいのある方や関係団体等を対象としたアンケート調査等を実施した結果、医療的ケア児が利用できる事業所が不足していることが挙げられております。そのため、利用できる事業所の定員数拡大等のサービス提供体制の整備が必要となっています。
- 医療的ケア児の支援を協議する場については、現在、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るため、いわき市地域自立支援協議会児童・療育支援部会の下部組織として重症心身障がい児在宅支援プロジェクトチームを設置し医療的ケア児への支援も含め調査・検証を行っています。

8 課題解決や成果目標達成のための実施方策

- 児童発達支援センターについては、平成32年度末までに3か所整備することを目標としており、新規事業所の開設見込により目標を達成できるものと見込まれます。
今後も、障がいのある児童及び保護者が希望する場所で必要な支援を受けることができるよう、更なる療育の場の充実・強化に努めます。
- 保育所等訪問支援事業所については、平成32年度末までに3か所整備することを目標としており、新規事業所の開設見込により目標を達成できるものと見込まれます。
今後も障がいのある児童が必要な支援を受けることができるよう、サービスの質の向上及び提供体制の充実に努めます。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、平成32年度末までに2か所整備することを目標とし、新規事業所の開設見込により目標を達成できるものと見込まれます。
しかし、北部に集中し、南部にはないことから、必要な情報提供に努めるなどにより、新規事業所の参入を促すなどサービス提供体制の更なる整備に努めます。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として、平成30年度末までに設置することを目標とします。
現在、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るため、いわき市地域自立支援協議会児童・療育支援部会の下部組織として重症心身障がい児在宅支援プロジェクトチームを設置し医療的ケア児への支援も含め調査・検証を行い、関係機関等との連携を強化するなど体制づくりに努めます。

【資料編】

1 計画策定の経過（第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）

	開催期日	会議名・主な審議内容等
平成 29 年	4月5日	国の基本指針の改正通知
	4月27日	第1回福島県自立支援協議会運営委員会 ・スケジュール等について
	6月7日	第1回計画策定に関する研修会（保福、市町村等担当者向け） ・計画概要、第4期計画の評価、第5期等の成果目標の設定等の講義
	7月7日	第2回計画策定に関する研修会（保福、市町村等担当者向け） ・精神障がいに関する説明、サービス量の推計や検討のポイント等の講義
	9月1日	第3回計画策定に関する研修会（保福、市町村等担当者向け） ・策定経過報告等の発表等
	10月4日	第2回福島県自立支援協議会運営委員会 ・計画の骨子案について
	10月19日	第1回福島県自立支援協議会 ・計画骨子案について
	11月14日	第1回福島県障がい者施策推進協議会 ・計画骨子案について
平成 30 年	1月9日	第1回福島県障がい者施策推進会議幹事会 ・計画素案について
	1月11日	第1回庁内各課への意見照会 ・計画素案について
	1月18日	第3回福島県自立支援協議会運営委員会 ・計画素案について
	1月24日	パブリックコメント（1月24日～2月23日）
	2月19日	第2回福島県自立支援協議会 ・計画素案について
	2月27日	第2回福島県障がい者施策推進協議会 ・計画素案について
	3月20日	第2回福島県障がい者施策推進会議幹事会 ・計画案について
3月28日	福島県障がい者施策推進会議 ・計画案について	

2 福島県障がい者施策推進協議会 委員名簿

(平成 30 年 2 月 1 日現在)

No.	氏名	役職	備考	
1	長澤 真治	福島県障がい者自立生活推進連絡会 役員	障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する者	
2	西田 恵子	(一社) 福島県手をつなぐ親の会連合会 副会長		
3	渡辺 清昭	福島県精神保健福祉会連合会つばさ会 会長		
4	鈴木 千賀子	(社福) 福島県社会福祉協議会 常勤副会長		副会長
5	菊地 洋子	福島県授産事業振興会 副会長		
6	渡部 佳代子	(公社) 福島県視覚障がい者福祉協会 理事		
7	渡部 良喜	福島県知的障害者福祉協会 副会長		
8	伊藤 清次	(公財) 福島県身体障がい者福祉協会 会長		
9	齋藤 正昭	公募委員	公募委員	
10	坂本 規子	福島障害者職業センター 所長	学識経験を有する者	
11	石塚 尋朗	(一社) 福島県医師会 常任理事		
12	鶴巻 正子	福島大学人間発達文化学類 教授		会長
13	福田 幸夫	いわき明星大学教養学部 教授		
14	小松 信之	福島県市長会 事務局長	関係行政機	
15	安田 清敏	福島県町村会 事務局長	関の職員	

○福島県障がい者施策推進協議会条例 (昭和 48 年 3 月 27 日福島県条例第 15 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 3 項の合議制の機関として設置される福島県障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験のある者並びに関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

附 則 (抄)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

3 福島県自立支援協議会 委員名簿

(平成30年2月1日現在)

No.	氏 名	役 職	備 考
1	三浦 剛	東北福祉大学 教授	
2	鎌田 真理子	いわき明星大学 教授	
3	本田 隆光	(社福) いわき福音協会 事業本部長	会長
4	宮下 三起子	(特活) あいえるの会 相談支援専門員	
5	中村 雅彦	(公社) 福島県視覚障がい者福祉協会 専務理事	副会長
6	橋 祐紀	(一財) 竹田健康財団 ソーシャルワーカー	
7	島野 光正	(一社) 福島県社会福祉士会 会長	
8	丸山 光晴	南相馬市社会福祉課 課長	
9	須田 康仁	福島県特別支援学校長会 会長	

福島県自立支援協議会 各部長名簿

(平成30年2月1日現在)

No.	部 会 名	氏 名	役 職
1	地域生活支援部会	渡邊 中	(社福) 牧人会
2	就労支援部会	伊東 久美子	(社福) 福音会
3	子ども部会	鈴木 仁	(社福) 牧人会
4	人材育成部会	佐藤 清一郎	(社福) 郡山市社会福祉協議会
5	障がい者差別解消支援部会	古山 幸一	(社福) 福島県社会福祉協議会

○福島県自立支援協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 障がい者が地域において自立した日常、社会生活を営むことができるようにするため、県及び各地域における支援体制の整備に向けて、その現状や課題及びあり方等を検討する協議の場として福島県自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 地域における相談支援体制支援ネットワークの構築支援について
- (2) 就労支援などの専門的支援システムの立ち上げ援助について

- (3) 広域的課題の解決に向けた体制整備への支援について
- (4) 相談支援従事者のスキルアップへの支援について
- (5) 地域の社会資源の点検、開発に関する援助等について
- (6) 福島県障がい福祉計画の策定等について
- (7) その他、地域の支援体制整備支援に必要な事項について
(構成及び運営)

第3条 構成員は、次に掲げる者のうちから、保健福祉部長の選任した者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障がい者の支援に従事する者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 地域自立支援協議会委員
- (6) 障がい者関係団体の代表者、当事者及びその家族
- (7) 市町村行政担当者
- (8) その他、協議会の趣旨等にふさわしい者

2 構成員が出席できないときは、当該構成員が指名する者が代理して出席することができる。

3 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会の会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。

5 会長は、協議会の事務を統括する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長は、会長がこれを当てる。

2 会長は、必要があるときは、構成員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 協議会は、協議事項の円滑な進行を図るため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、保健福祉部障がい福祉課に置く。

2 協議会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (抄)

この要綱は、平成19年3月7日から施行する。

4 福島県精神保健福祉審議会 委員名簿

区分	氏名	所属	備考
医療	沼田 吉彦	福島県精神科病院協会	会長
医療	佐久間 啓	福島県精神科病院協会	
医療	柳内 務	一般社団法人福島県精神科診療所協会	
医療	矢部 博興	公立大学法人福島県立医科大学 医学部神経精神医学講座	
医療	畑 哲信	福島県精神保健福祉センター	
学識	荒木 貢	福島県弁護士会	
学識	関 靖男	社会福祉法人福島県社会福祉協議会	
学識	西脇 陽子	福島県臨床心理士会	
学識	大川 貴子	公立大学法人福島県立医科大学 看護学部	
学識	鈴木 長司	福島県精神保健福祉士会	
社会復帰	渡辺 清昭	福島県精神保健福祉会連合会つばさ会	
社会復帰	渡部 淳	ふくしまこころのネットワーク	
社会復帰	西川 しのぶ	福島県精神保健福祉会連合会つばさ会	
社会復帰	福西 節子	福島県精神保健福祉会連合会つばさ会	

○福島県精神保健福祉審議会条例（昭和 63 年 3 月 22 日 福島県条例第 18 号）

（設置）

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、福島県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時に、臨時委員を置くことができる。

（委員及び臨時委員）

第 3 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
 - 二 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
 - 三 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者
- 2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の議事その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (抄)

この条例は、昭和63年7月1日から施行する。

第5期福島県障がい福祉計画（平成30年3月）

○編集・発行 福島県保健福祉部 障がい福祉課
〒960-8670
福島市杉妻町2番16号
電話 024-521-7170
URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/>
E-mail : shougai Fukushi@pref.fukushima.lg.jp

第1期福島県障がい児福祉計画（平成30年3月）

○編集・発行 福島県保健福祉部 こども未来局 児童家庭課
〒960-8670
福島市杉妻町2番16号
電話 024-521-8665
URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a/>
E-mail : jidoukatei@pref.fukushima.lg.jp